申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害物の伐除、土地等の試堀のための許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 14 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地収用法第 14 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成６年９月２８日建設省経収発第１９１号）により判断する。 （別添２） 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 ２　土地収用法第１４条第１項に基づく許可（障害物の伐除、土地の試掘等のための許可） (1) 土地収用法第１１条及び第１２条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第１１条の許可要件に適合していること。) (2) 許可申請者が土地収用法第８条第１項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。) (3) 第３号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第３５条に基づく調査も含まれる。) (4) 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。 (5) 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。 (6) 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、

	範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。（測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。）
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	山林原野等の伐除の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 14 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地収用法第 14 条第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成６年９月２８日建設省経収発第１９１号）により判断する。 （別添２） 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 ３　土地収用法第１４条第３項に基づく許可（山林、原野等の障害物の伐除の許可） (1) 土地収用法第１１条及び第１２条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第１１条の許可要件に適合していること。) (2) 許可申請者が土地収用法第８条第１項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。) (3) 第３条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第３５条に基づく調査も含まれる。) (4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。 (5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。 (6) 第３条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要があり、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)

	(7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の３日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	非常災害の際の土地の使用に係る許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 122 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地収用法第 122 条第 1 項・第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	起業者は、非常災害に際し、公共の安全を保持するために土地収用法第３条各号に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合に、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受けて、他人の土地を使用することができる。ただし、当該使用の許可を得て行う事業とは、土地収用法第３条各号に掲げるものに限定されるため、災害救助法などの法令を根拠として行う行政機関の活動等とは異なることに留意する。 なお、使用の許可の例外として、①起業者が国であるときは、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、②起業者が都道府県知事であるときは、都道府県知事が、市町村長に通知することで足りる。市町村長は、自ら許可をしたとき又は国の行政機関等の長や都道府県知事から通知を受けたときには、直ちに起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知する（土地収用法第１２２条第１項及び第３項)。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 128 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地収用法第 102 条、第 102 条の 2 第 1 項、第 128 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 土地収用法第 102 条の２第１項の規定により市町村長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を、第 102 条の２第３項の規定によって徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、市町村長は、第 102 条の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付の督促
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 128 条第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地収用法第 128 条第 4 項・第 5 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 土地収用法第 128 条第３項の規定によって通知を受けた者が通知された期限を経過しても納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する A ものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	非常災害の際の土地の使用に係る許可（第 122 条第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 138 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地収用法第 122 条第 1 項・第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	起業者は、非常災害に際し、公共の安全を保持するために土地収用法第３条各号に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合に、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受けて、他人の土地を使用することができる。ただし、当該使用の許可を得て行う事業とは、土地収用法第３条各号に掲げるものに限定されるため、災害救助法などの法令を根拠として行う行政機関の活動等とは異なることに留意する。 なお、使用の許可の例外として、①起業者が国であるときは、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、②起業者が都道府県知事であるときは、都道府県知事が、市町村長に通知することで足りる。市町村長は、自ら許可をしたとき又は国の行政機関等の長や都道府県知事から通知を受けたときには、直ちに起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知する（土地収用法第１２２条第１項及び第３項)。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付命令（第 128 条第 3 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 138 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地収用法第 102 条、第 102 条の 2 第 1 項、第 128 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 土地収用法第 102 条の２第１項の規定により市町村長が権利（同法第５条に規定する地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利、その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利）又は立木（同法第６条に規定する土地の上にある立木）、建物その他土地に定着する物件、土石砂れき（同法第７条に規定する土地に属する土石砂れき）を引き渡し、移転するに要した費用を、第 102 条の２第３項の規定によって徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、市町村長は、第 102 条の規定により当該権利を引き渡し、移転すべき者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	物件移転費用等の納付の督促（第 128 条第 4 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地収用法第 138 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地収用法第 128 条第 4 項・第 5 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 土地収用法第５条に掲げる権利若しくは同法第６条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、使用する場合又は同法第７条に規定する土石砂れきを収用する場合において、第 128 条第３項の規定によって通知を受けた者が通知された期限を経過しても納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促するものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１００９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 5 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市公園法第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条 都市公園法施行令第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 ○川越町都市公園条例第 22 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	公園管理者以外の者による公園施設の設置は、都市における公園の配置、規模及び性格を勘案し、当該公園の全体計画に基づいた明確な設計意図のもとに、公園の効用が全うできるよう次の基準により許可するものとする。 (1) 都市公園法第２条第２項及び都市公園法施行令第５条に規定する「公園施設」に該当し、かつ、当該都市公園の設置目的及び性格に適合すること。 (2) 都市公園法第４条及び都市公園施行令第６条に規定する公園施設の設置基準を満たしていること。 (3) 都市公園法施行令第８条に規定する公園施設の基準を満たしていること。 (4) 都市公園法第５条第２項第１号の規定「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」及び同項第２号の規定「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当すること。 (6) 一般の利用に供するものであること。 (7) 公衆の自由な利用に供されるべき都市公園の本来の使命に影響を及ぼすものでないこと。 (8) 入場料その他の料金を徴収し、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が適正なものであり、かつ、都市公園の設置目的から逸脱しないものであること。 (9) 公園施設として適切な運営、管理がなされるものであること。 ○川越町都市公園条例 （公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第 22 条　法第５条第１項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　設置の目的

	ウ　設置の期間 エ　設置の場所 オ　公園施設の構造 カ　公園施設の管理の方法 キ　工事実施の方法 ク　工事の着手及び完了の時期 ケ　都市公園の復旧方法 コ　その他町長の指示する事項 （2）　公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　管理の目的 ウ　管理の期間 エ　管理する公園施設 オ　管理の方法 カ　その他町長の指示する事項 2　法第６条第２項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （1）　申請者の住所及び氏名 （2）　占用物件の管理の方法 （3）　工事実施の方法 （4）　工事の着手及び完了の時期 （5）　都市公園の復旧方法 （6）　その他町長の指示する事項 3　前２項の許可を受けた事項を変更しようとする場合の申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （1）　申請者の住所及び氏名 （2）　既に受けた許可の年月日及び番号 （3）　変更する事項及び理由 （4）　その他町長の指示する事項
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	10 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市公園の占用の許可、変更の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 6 条第 1 項・第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市公園法第 6 条、第 7 条 都市公園法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条 ○川越町都市公園条例第 22 条、第 23 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市公園の占用については、次の基準により許可するものとする。 (1) 都市公園法第７条及び都市公園法施行令第１２条に規定する基準に該当すること。 (2) 占用物件の外観、構造等が都市公園法施行令第１５条の規定に適合すること。 (3) 都市公園法施行令第１６条に規定する技術的基準に適合すること。 (4) 占用に関する工事について、都市公園法施行令第１７条の規定に適合すること。 (5) 申請に係る都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められること。 (6) 都市公園の設置目的に沿っており、極めて公共性が強く、かつ、都市公園の効用を著しく阻害するものでないこと。 ○川越町都市公園条例 （公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第 22 条　法第５条第１項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　設置の目的 ウ　設置の期間 エ　設置の場所 オ　公園施設の構造 カ　公園施設の管理の方法 キ　工事実施の方法 ク　工事の着手及び完了の時期 ケ　都市公園の復旧方法

	コ　その他町長の指示する事項 （2） 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　管理の目的 ウ　管理の期間 エ　管理する公園施設 オ　管理の方法 カ　その他町長の指示する事項 2　法第６条第２項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 申請者の住所及び氏名 （2） 占用物件の管理の方法 （3） 工事実施の方法 （4） 工事の着手及び完了の時期 （5） 都市公園の復旧方法 （6） その他町長の指示する事項 3　前２項の許可を受けた事項を変更しようとする場合の申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 申請者の住所及び氏名 （2） 既に受けた許可の年月日及び番号 （3） 変更する事項及び理由 （4） その他町長の指示する事項 （占用許可事項の軽易な変更） 第 23 条　法第６条第３項ただし書の規定で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。 （1） 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの （2） 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	10 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	原因者への費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 13 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市公園法第 13 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	公園管理者は、次の事項に要する費用について、その必要を生じた限度において、費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 (1) 都市公園に関する工事以外の工事 (2) 都市公園を損傷した行為又は都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	附帯工事原因者への費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 14 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市公園法第 14 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 都市公園法第 14 条第１項の規定により、都市公園に関する工事の原因となった他の工事に要する費用の全部又は一部は、都市公園に関する工事についての費用負担者が負担することとされたが、同条第２項の規定により当該都市公園に関する工事がさらに他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときは、公園管理者は、同条第１項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。 したがって、都市公園法第 14 条第２項の規定により、原因となった他の工事又は他の行為に関する費用を負担する者は、第 13 条の規定により都市公園に関する工事に要する費用の全部又は一部を負担するとともに、第 14 条第１項の他の工事に要する費用の全部又は一部をも負担することとなる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可の取消し、措置命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 27 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市公園法第 27 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	公園管理者は、次のいずれかに該当する者に対して、都市公園法による許可を取り消し、効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 (1) 都市公園法、都市公園法に基づく政省令に違反している者 (2) 都市公園法の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により都市公園法の規定による許可を受けた者
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可の取消し、措置命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 27 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市公園法第 27 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．公園管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、都市公園法による許可を受けた者に対し、都市公園法第 27 条第１項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 ２．前項（3）に掲げる「都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、市町村が緊急に使用する必要が生じた場合等すでに許可を得た者が利用するよりも公益上の必要性を優先させるべきと判断された場合を指す。ただし、公園管理者の必要に基づいて一方的に既得の権利を侵害されること及び都市公園法第 28 条第２項の規定により、被処分者が通常受けるべき損失を補償しなければならないことから、その判断に当たっては真に必要と判断されるものに限り行うこととする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	措置費用の原因者への負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 27 条第 9 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市公園法第 27 条第 9 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	次の工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。 (1) 公園管理者により監督処分の措置が行われようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者がその措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせたときの費用 (2) 公園管理者が、工作物等を除却し、又は除却させたときで当該工作物等の保管に係る費用
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 28 条第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市公園法第 27 条第 2 項、第 28 条第 1 項・第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	公園管理者は、都市公園法第 27 条第２項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによつて損失を受けたこの法律の規定による許可を受けた者に対し通常受けるべき損失を補償した場合に、当該補償の原因となつた損失が、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園管理者以外の予定公園施設の設置管理の許可、変更の許可（第 5 条第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 33 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市公園法第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条 都市公園法施行令第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 ○川越町都市公園条例第 22 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可、変更の許可（都市公園法第５条第１項）の審査基準を満たしていること。 ○川越町都市公園条例 （公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第 22 条　法第５条第１項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　設置の目的 ウ　設置の期間 エ　設置の場所 オ　公園施設の構造 カ　公園施設の管理の方法 キ　工事実施の方法 ク　工事の着手及び完了の時期 ケ　都市公園の復旧方法 コ　その他町長の指示する事項 （２）　公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　管理の目的 ウ　管理の期間 エ　管理する公園施設 オ　管理の方法 カ　その他町長の指示する事項

	2　法第６条第２項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　申請者の住所及び氏名 （２）　占用物件の管理の方法 （３）　工事実施の方法 （４）　工事の着手及び完了の時期 （５）　都市公園の復旧方法 （６）　その他町長の指示する事項 3　前２項の許可を受けた事項を変更しようとする場合の申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　申請者の住所及び氏名 （２）　既に受けた許可の年月日及び番号 （３）　変更する事項及び理由 （４）　その他町長の指示する事項
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	10 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域等における占用の許可、変更の許可（第 6 条第 1 項・第 3 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市公園法第 33 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市公園法第 6 条、第 7 条 都市公園法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条 ○川越町都市公園条例第 22 条、第 23 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市公園の占用の許可、変更の許可（都市公園法第６条第１項）の審査基準を満たしていること。 ○川越町都市公園条例 （公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第 22 条　法第５条第１項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　設置の目的 ウ　設置の期間 エ　設置の場所 オ　公園施設の構造 カ　公園施設の管理の方法 キ　工事実施の方法 ク　工事の着手及び完了の時期 ケ　都市公園の復旧方法 コ　その他町長の指示する事項 （２）　公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア　申請者の住所及び氏名 イ　管理の目的 ウ　管理の期間 エ　管理する公園施設 オ　管理の方法 カ　その他町長の指示する事項 ２　法第６条第２項の規定による申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

	（１） 申請者の住所及び氏名 （２） 占用物件の管理の方法 （３） 工事実施の方法 （４） 工事の着手及び完了の時期 （５） 都市公園の復旧方法 （６） その他町長の指示する事項 ３ 前２項の許可を受けた事項を変更しようとする場合の申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （１） 申請者の住所及び氏名 （２） 既に受けた許可の年月日及び番号 （３） 変更する事項及び理由 （４） その他町長の指示する事項 （占用許可事項の軽易な変更） 第 23 条 法第６条第３項ただし書の規定で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。 （１） 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの （２） 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	10 日
備 考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０１９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定工場の準則不適合点の変更命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	工場立地法第 10 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	工場立地法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条第 2 項、第 10 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、法第９条第２項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	造成工場敷地の譲受人の選考の決定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 32 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 32 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所管部署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	製造工場等の工事概要等に関する計画の承認
処分権者	町長
根拠規定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 33 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基準規定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 33 条第 1 項・第 2 項 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 5 条、第 5 条の 2
審査基準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参考資料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	造成工場敷地に係る権利の設定･移転の承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 34 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 34 条第 1 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	標識移転等の承諾
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 35 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 35 条第 4 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	標識移転等の承諾
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 35 条の 2 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第 35 条の 2 第 2 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害物の伐除及び試掘等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市計画法第 26 条第 1 項・第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市計画法第 26 条
審　査　基　準	■設定　□未設定 １　法第２５条第１項の規定により、市町村の区域内に所在する他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 ２　障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の３日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 ３　障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、１及び２の規定にかかわらず、市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	田園住居地域内における建築等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市計画法第 52 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市計画法第 52 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．田園住居地域内の農地（耕作の目的に供される土地をいう。）の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 2．市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。 (1)　土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの (2)　建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの イ　前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設 ロ　建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のものの建築又は建設 (3)　前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの（堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。） 3．国又は地方公共団体が行う行為については、第１項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地区計画等緑地保全条例に基づく制限を受ける区域内における行為の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 20 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 14 条第 1 項・第 2 項・第 9 項、第 20 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、地区計画等（都市計画法第４条第９項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の５第２項第１号に規定する地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第 49 号）第 32 条第２項第２号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第９条第２項第１号に規定する沿道地区整備計画をいう。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第５条第３項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。）で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第２項第１号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致（同法第１条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域（同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。）に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における４に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。 2　前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等緑地保全条例」という。）には、併せて、市町村長が当該樹林地、草地等の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。 3　地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保（第１項（歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。）の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確保）及び都市における緑地の適

	正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。 4　地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの 5　市町村長は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 6　次に掲げる行為については、4及び5の規定は、適用しない。 (1) 首都圏保全法第4条第1項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為 (2) 近畿圏保全法第8条第4項第1号の政令で定める行為に該当する行為 (3) 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為 (4) 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為 (5) 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為 (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14日
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	標識移転等の承諾
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 21 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 7 条第 3 項、第 21 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村長は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である旨を明示しなければならない。 2　何人も、１の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０２９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	緑化率の最低限度の例外の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 35 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 35 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市緑地法第３５条第１項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの (2) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一団地又は区域を一の敷地とみなすことによる緑化率の最低限度の例外の許可（第 35 条第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 36 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 35 条第 2 項、第 36 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	建築基準法第 86 条第１項から第４項まで（これらの規定を同法第 86 条の２第８項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして法第 35 条第２項の規定を適用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個　票　Ｉ　Ｄ	企画１０３１

分の概要＞

不利益処分の名称	緑化地域において緑化率規制に違反した建築物に対する是正措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 37 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市緑地法第 35 条、第 37 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、法第 35 条（第３項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 （緑化率） 第 35 条　緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。 ２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1)　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの (2)　学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの (3)　その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの ３　市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。 ４　建築物の敷地が、第１項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の２以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければな

	らない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	緑化施設の工事の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 43 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 43 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。）を完了することができない場合においては、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	緑地協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 45 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 47 条第 1 項 都市緑地法施行規則第 13 条、第 14 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 83 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。 2．緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1)　緑地協定の目的となる土地の区域（以下「緑地協定区域」という。） (2)　次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの イ　保全又は植栽する樹木等の種類 ロ　樹木等を保全又は植栽する場所 ハ　保全又は設置する垣又はさくの構造 ニ　保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項 ホ　その他緑地の保全又は緑化に関する事項 (3)　緑地協定の有効期間

	(4)　緑地協定に違反した場合の措置 ３．緑地協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地のうち、緑地協定区域に隣接した土地であって、緑地協定区域の一部とすることにより地域の良好な環境の確保に資するものとして緑地協定区域の土地となることを当該緑地協定区域内の土地所有者等が希望するものを定めることができる。 ４．第１項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	緑地協定の変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 48 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項 都市緑地法施行規則第 13 条、第 14 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市緑地法第 48 条第１項の規定により、次のいずれにも該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。 (1) 都市緑地法第 48 条第１項の規定により、緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の全員の合意があること。 (2) 都市緑地法第 48 条第２項により準用する同法第 47 条第１項の規定により、次のいずれにも該当するとき。 ①　申請手続が法令に違反しないこと。 ②　土地の利用を不当に制限するものでないこと。 ③　第 45 条第２項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 13 条）に適合するものであること。 ④　緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準（都市緑地法施行規則第 14 条）に適合するものであること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	緑地協定の廃止の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 52 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 52 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意があること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一人緑地協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 54 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市緑地法第 47 条第 1 項、第 54 条第 1 項・第 2 項 都市緑地法施行規則第 13 条、第 14 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地（都市緑地法第 45 条第１項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。 2．市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が都市緑地法第 47 条第１項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	認定事業者に対する改善命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 64 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市緑地法第 64 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、認定事業者が認定計画に従つて市民緑地の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	市民緑地設置管理計画の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市緑地法第 65 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市緑地法第 65 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、認定事業者が法第 64 条の規定による命令に違反したときは、法第 61 条第 1 項の認定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０３９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	測量、調査のための土地の立入りの許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 63 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 63 条第 1 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	土地の試掘等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 64 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 64 条第 1 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害物の伐除の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 64 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 64 条第 3 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	既存住宅区に換地を定められるべき宅地の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 68 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 26 条第 2 項第 1 号ロ、第 68 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	集合地区内に換地を定められるべき宅地の指定（住宅街区整備計画、第 18 条第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 69 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 18 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 69 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	市民農園の開設の認定、変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	市民農園整備促進法第 7 条第 1 項・第 5 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	市民農園整備促進法第 7 条第 2 項・第 3 項 市民農園整備促進法施行令第 4 条 市民農園整備促進法施行規則第 9 条、第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市民農園の開設の認定を受けようとする者は、個人にあっては、氏名、住所及び職業、法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。 (2) 申請書には、次のものを添付しなければならない。 ① 市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。） ② 市民農園の位置を表示した地形図 ③ 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図 ④ 建築物である市民農園施設については、その概要を表示した平面図 ⑤ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から３０日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面） (3) (2)の①の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ① 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積 ② 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに下記ア・イの農地のいずれに属するかの別 ア 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第２条第２項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地 イ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。） ③ 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項 ④ 利用者の募集及び選考の方法 ⑤ 利用期間その他の条件 ⑥ 市民農園の適切な利用を確保するための方法 ⑦ 資金計画

	⑧　市民農園の開設の時期 ⑨　市民農園の用に供する土地に係る下記ア・イの事項 ア　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類 イ　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該土地について取得しようとする権利の種類 ⑩　市民農園施設の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、当該土地に係る次に掲げる事項 ア　地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目）、利用状況及び普通収穫高 イ　申請者がその土地の転用に伴い支払うべき給付の種類、内容及び相手方 ウ　転用の時期 エ　転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要 オ　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、当該権利を取得しようとする契約の内容 ⑪　その他参考となるべき事項 (4)　市町村は、市民農園の開設の申請又は市民農園の開設の認定に係る整備運営計画の変更の申請が下記の要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をする。 ①　整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 ②　市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 ③　市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 ④　利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 ⑤　(3)の⑤から⑪の事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 ⑥　申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 ⑦　市民農園の用に供する農地が(3)の②のアに該当する農地である場合には、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。 ○市民農園整備促進法の施行について（平成2年9月20日・2構改Ｂ第981号・建設省経民発第40号・建設省都公緑発第107号　農林水産事務次官・建設事務次官依命通知） 第５　市民農園の開設の認定 ２　市町村は、市民農園の開設に当たっては、市民農園施設の内容、規模等が周辺の地域における営農条件の確保に支障を生ずることのないように十分配慮すること。 ３　認定を受けた市民農園は、市民農園施設の整備のための農地転用に係る農地法の特例措置及び開発行為等に係る都市計画法の特例措置が講じられることとなるが、この運用については、土地利用のスプロール化等につながることのないよう行うこと。

	○市民農園整備促進法の運用について（平成２年９月 20 日・２構改Ｂ第 982 号・建設省経民発第 41 号・建設省都公緑発第 108 号農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知） 第５　市民農園の開設の認定 ４　市町村は、市民農園の開設をするに当たっては、法第７条第３項各号（※上記(4)の①～⑦）に掲げる要件について、次に掲げる事項に留意して厳正に審査を行うこと。 (1)　法第７条第３項第２号（※上記(4)の②）の「妥当な規模」については、市民農園の農地及び市民農園施設が利用者の利便の観点からみて妥当な規模であることが必要であること。 これは、①利用者の数、利用の頻度、②立地条件、③農地と市民農園施設のバランス等を考慮して判断すべきものであること。 (2)　法第７条第３項第３号（※上記(4)の③）の「公共施設の有する機能に支障」とは、市民農園の整備により、当該市民農園に接する道路の利用や休憩所等の設置する下水道の利用等公共施設に対する需要が生ずるが、現に整備されている道路、下水道等の容量等からみて過大な通行や排水が行われることにより、当該公共施設に対し過度の負荷を与えることを指しており、このようなことのないよう、市民農園の整備が適正に行われることが必要であること。 (3)　法第７条第３項第３号の「営農条件の確保に支障」とは、雑草の繁茂による種子の飛散、病害虫の発生、農薬散布への支障等があげられること。 また、「生活環境の確保に支障」とは、農作業に伴って使用される資材やごみの放置等があげられること (4)　法第７条第３項第４号（※上記(4)の④）の「募集及び選考の方法が公平かつ厳正」とは、公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、抽選、先着順等の方法により選定すること。 例えば、現に家庭菜園等を有していないこと、○○歳以上の老人又は小学生以下の世帯員がいる者を優先することといった条件を付することは「公平かつ適正」に反しないものといえるが、特定の企業、法人の構成員であることを条件とするといったことは「公平かつ適正」とはいえないこと。 (5)　法第７条第３項第５号（※上記(4)の⑤）の「市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切」かどうかについては、整備運営計画の内容が、次のような事項に適合しているかどうかが判断基準となること。 イ　利用期間、利用料等の条件が違法不当でないこと。 利用期間については、特定農地貸付けの場合は５年を超えることができないが、農園利用方式の場合も農園をできるだけ多くの者に利用してもらうという趣旨から５年以内とすることが望ましいこと。 利用料については、著しく高額なものとならないようにすること。 ロ　法第７条第１項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が、利用者の利用状況の見回り、指導員の配置等により必要な指導を行うことにより、利用者による農地の適切な利用を確保することができると認められること。 ハ　整備に必要な額の算定が適切であり、確実に調達できると見込まれること。 ニ　認定開設者が対象農地について権利を有しているか又はその権利の取得が確実であると見込まれること。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	60 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	市民農園整備促進法第 10 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	市民農園整備促進法第 10 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村長は、市民農園の開設が適当である旨の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が認定に係る整備運営計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。 (2) (1)の勧告を受けた認定開設者が勧告に従わないときは、市町村長は、開設又は計画変更の認定を取り消すことができる。 ○市民農園整備促進法の運用について（平２年９月２０日・２構改Ｂ第９８２号） 第５　市民農園の開設の認定 １２　認定開設者が、認定後、市民農園の管理を怠り、整備した施設が遊休化するような場合や、恣意的な運営を行い、一般公衆が公平に市民農園を利用することができなくなるような場合は、その市民農園はもはや公益性があるとは言えず、認定の効果として農地法及び都市計画法の特例等を設ける趣旨にもとるものとなること。 このような状況に至った場合には、認定の取消しを行い、認定の効果を失わしめることも考えられるが、農地転用許可、開発許可等については、認定の取消しによって直ちに認定前の状態に復することは事実上困難な場合もあるし、施設自体は運営が整備運営計画に従って適切に行われる限りにおいて認めてよいのであるから、原状回復よりも運営の改善を図る手段を設けることが現実的であること。 このため、認定開設者に対して、市町村が整備運営計画に適合した市民農園の整備運営を行うよう勧告をすることができることとしたこと。 なお、法第９条の「相当の期限」とは、認定開設者が整備運運営計画に従った市民農園の整備又は運営を行うために必要な改善措置をとるのに要する期間であり、その内容によって異なること。 市町村は、法第１０条の規定により勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わない場合に認定を取り消すことができるとされているが、この認定の取消しは、

	何らの瑕疵なく適法に行われた認定行為について、その後、事情が変更し、市民農園の運営が適切を欠き、勧告にも従わない場合に、将来に向かって認定の効力を失わせるために行われるものであること。 　したがって、その取消しの効力は、認定行為のときに遡って認定がなかったものとするものではないが、取消し時点以後は、農地の権利移動・転用に関する農地法等の特例が適用されないこと。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	居住安定計画の認定、変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 18 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 15 条、第 16 条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第 15 条、第 16 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．申請の形式上の要件（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第１５条） 居住安定計画の認定の申請をしようとする者は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則別記第３号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 (1) 除却する延焼等危険建築物の位置を表示した付近見取図 (2) 縮尺、方位、除却する延焼等危険建築物の敷地の境界線及び境界内における除却する延焼等危険建築物の位置を表示した配置図 (3) 縮尺、方位及び間取並びに延焼等危険賃貸住宅の各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 (4) 代替住宅の位置を表示した付近見取図 (5) 縮尺、方位及び間取並びに代替住宅の各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 (6) 認定を申請しようとする者が除却する延焼等危険建築物を所有する者であることを証する書類 (7) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１５条第１項の意見の概要を記載した書面 (8) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１５条第３項の同意を得なければならない場合におけるその同意を得たことを証する書面 ２．判断基準（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１６条第１項） 市町村長は、居住安定計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、居住安定計画の認定をしてはならない。 (1) 延焼等危険賃貸住宅の所有者が当該延焼等危険賃貸住宅の修繕その他賃貸人としてなすべき義務を履行してきていること。

	(2) 居住者ごとに、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１５条第５項第３号及び第４号に掲げる事項その他居住者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の代替住宅が居住者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。 (3) 居住安定計画の認定の申請を受けた日から延焼等危険建築物が除却される日までの間に、当該延焼等危険建築物について新たな権利が設定されないことが確実であること。 (4) 延焼等危険建築物の除却の事業に関する資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該延焼等危険建築物が除却されることが確実であること。 ３．変更の認定（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１８条第２項） 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１６条第１項の規定は、居住安定計画の変更の認定について準用する。
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 26 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 26 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	認定所有者の一般承継人又は認定所有者から認定賃貸住宅の所有権その他当該認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定所有者が有していた居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	認定居住安定計画に従っていない場合の改善命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 27 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 27 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、認定所有者が認定居住安定計画に従って、認定居住者の居住の安定を確保していないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときは、当該認定所有者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、延焼等危険建築物を除却すべき旨の命令は、当該延焼等危険建築物から認定居住者がすべて移転した場合に限り、することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０４９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	居住安定計画の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 28 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 27 条、第 28 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、認定所有者が認定居住安定計画に従って、認定居住者の居住の安定を確保していないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときに行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２８条の改善命令に違反したときは、居住安定計画の認定を取り消すことができる。ただし、延焼等危険建築物を除却すべき旨の命令に伴う認定の取消しは、当該延焼等危険建築物から認定居住者がすべて移転した場合に限り、することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害物の伐除又は土地の試掘等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 192 条第 1 項・第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 192 条第 1 項・第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　法 191 条第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、市町村長が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2　１の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、事業組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、１の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	土地又は物件の引渡し等の代行に要した費用の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 234 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 234 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２３３条第１項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却するに要した費用を同法第２３１条第３項又は第４項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者から徴収するものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	土地又は物件の引渡し等の代行に要した費用の納付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 234 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 234 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２３４条第１項に規定する土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却するに要した費用を同条第２項において準用する第２３３条第３項の規定によりその費用の額の範囲内で義務者が施行者から受けるべき費用を義務者に代わって徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第２３４条第１項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	費用の督促
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 234 条第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 234 条第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２３４条第４項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに同条第３項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によって、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	避難経路協定の認可、変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 291 条第 1 項、第 292 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 289 条、第 291 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．避難経路協定の協定事項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第２８９条第２項） 避難経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 避難経路協定の目的となる土地の区域（避難経路協定区域）及び避難経路の位置 (2) 次に掲げる避難経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ　前号の避難経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準 ロ　前号の避難経路における看板、さくその他の避難上支障となる工作物の設置に関する基準 ハ　前号の避難経路にその敷地が接する工作物（建築物を除く。）の位置、規模又は構造に関する基準 ニ　その他避難経路の整備又は管理に関する事項 (3) 避難経路協定の有効期間 (4) 避難経路協定に違反した場合の措置 ２．判断基準（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２９１条第１項） 市町村長は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２８９条第４項の認可の申請が次のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２８９条第２項各号に掲げる事項（当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ３．変更の認可（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２９２条第２項）

	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２９１条第１項の規定は、避難経路協定の変更の認可について準用する。
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	避難経路協定の廃止の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 296 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 296 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	避難経路協定区域内の土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、同法第２８９条第４項又は第２９２条第１項の認可を受けた避難経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による避難経路協定の設定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 298 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 298 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．一の所有者による避難経路協定の設定（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２９８条第１項及び第２項） (1) 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、避難経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を避難経路協定区域とする避難経路協定を定めることができる。 (2) 市町村長は、前項の認可の申請が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２９１条第１項各号のいずれにも該当し、かつ、当該避難経路協定が避難経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、認可をするものとする。 ２．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２９１条第１項の規定 市町村長は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２８９条第４項の認可の申請が次のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２８９条第２項各号に掲げる事項（当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	防災街区整備推進機構の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 300 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 300 条第 1 項、第 301 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人であって、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、防災街区整備推進機構（防災機構）として指定することができる。 (1) 防災街区整備事業その他の密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 (2) 特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは防災街区整備地区計画の区域において当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であって密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第１３４条に定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 (3) 次に掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。 イ　特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域において、当該地区又は区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第５７条に定めるもの ロ　防災都市施設の整備のために必要な土地で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第５８条に定めるもの (4) 密集市街地における防災街区の整備に関する調査研究を行うこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、密集市街地における防災街区の整備を推進するために必要な業務を行うこと。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	防災街区整備推進機構に対する監督命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 302 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 301 条、第 302 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、防災機構が次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、防災機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ①　防災街区整備事業その他の密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 ②　特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは防災街区整備地区計画の区域において当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であって国土交通省令で定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 ③　次に掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。 イ　特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域において、当該地区又は区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるもの ロ　防災都市施設の整備のために必要な土地で政令で定めるもの ④　密集市街地における防災街区の整備に関する調査研究を行うこと。 ⑤　前各号に掲げるもののほか、密集市街地における防災街区の整備を推進するために必要な業務を行うこと。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０５９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	防災街区整備推進機構の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 302 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 301 条、第 302 条第 2 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、防災機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３０２条第２項の規定によるその業務の運営の改善に関し必要な措置命令に違反したときは、防災街区整備推進機構の指定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定、変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 22 条第 1 項、第 25 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 22 条、第 23 条、第 25 条 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 8 条～第 28 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1)　中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。 (2)　(1)の認定を受けた者は、認定を受けた計画の変更（下記①・②に該当する変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。 ①　住宅の戸数の変更のうち、５分の１未満の戸数の変更（変更後の戸数が１０戸以上である場合に限る。） ②　共同住宅の建設又は都市福利施設（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。以下同じ。）の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の６か月以内の変更 (3)　市町村長は、(1)又は(2)の認定の申請があった場合において、申請に係る計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。 ①　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。 ②　良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。 ③　都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。この③、次の⑦及び(5)の①において同じ。）の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。 ④　共同住宅が地階を除く階数が３以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、建築物の敷地面積が３００平方メートル以上であること。

	⑤　住宅の戸数が、１０戸数以上であること。 ⑥　住宅の規模、構造及び設備が、施行規則第１２条に定める基準に適合するものであること。 ⑦　共同住宅の建設の事業（当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。）に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。 ⑧　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア　賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(ア)又は(イ)に掲げる者としているものであること。 (ア)　自ら居住するため住宅を必要とする者 (イ)　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者 イ　賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。 ウ　賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第１４条から第１９条までに定める基準に従い適正に定められるものであること。 エ　賃貸住宅の管理の方法が、施行規則第２０条で定める基準に適合するものであること。 オ　賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して施行規則第２１条で定める期間以上であること。 ⑨　住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア　分譲住宅の譲受人の資格を、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに掲げる者としているものであること。 (ア)　自ら居住するため住宅を必要とする者 (イ)　親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者 (ウ)　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者 イ　分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。 ウ　分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、施行規則第２３条から第２６条までに定める基準に従い適正に定められるものであること。 エ　譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法第６９条又は第７６条の３第１項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の施行規則第２７条で定める基準に従って行われるものであること。 (4)　(1)の認定の申請書には次に掲げる図書を添付して行わなければならない。 ①　中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域及び都市福利施設の位置を表示した付近見取図 ②　縮尺、方位、中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び当該区域内における共同住宅の位置を表示した配置図 ③　縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 ④　認定を申請しようとする者が当該認定に係る中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

	⑤　住宅が賃貸住宅である場合には、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類 ⑥　住宅が分譲住宅である場合には、近傍同種の住宅の価額を記載した書類
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認定事業者の承継等の承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 27 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 27 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	認定事業者に対する改善命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 28 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 28 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、認定事業者が認定計画（認定計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 29 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 29 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 中心市街地の活性化に関する法律第２８条の規定による改善命令に違反したとき。 (2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	中心市街地整備推進機構の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 61 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 61 条第 1 項、第 62 条 中心市街地の活性化に関する法律施行令第 15 条 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 51 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村長は、営利を目的としない法人で、次の(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。 (2) 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。 ① 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 ② 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって次のア・イに掲げるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。 ア 都市機能の増進に資する建築物 イ 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設 ③ 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で次のアからエまでに該当するものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 ア 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地 イ 都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 ウ ②の施設の整備に関する事業の用に供する土地 エ 中心市街地の区域内において行われるアからウまでの事業に係る代替地の用に供する土地 ④ 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。 ⑤ 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。 ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	中心市街地整備推進機構に対する監督命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 63 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 62 条、第 63 条第 2 項 中心市街地の活性化に関する法律施行令第 15 条 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 51 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）が次に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 (2) 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって下記①又は②に該当するものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。 ① 都市機能の増進に資する建築物 ② 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設 (3) 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で下記①から④までのいずれかに該当するものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 ① 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地 ② 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第７項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 ③ 中心市街地の活性化に関する法律第６２条第２号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地 ④ 中心市街地の区域内において行われる①か③までに掲げる事業に係る代替地の用に供する土地 (4) 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。 (5) 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	中心市街地整備推進機構の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 63 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	中心市街地の活性化に関する法律第 63 条第 2 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、中心市街地整備推進機構が中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第 63 条第２項の規定による命令に違反したときは、法第 61 条第１項の規定による中心市街地整備推進機構の指定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生歩行者経路協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 4 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 2、第 45 条の 4 第 1 項 都市再生特別措置法施行規則第 8 条の 3
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第 98 条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。 2　都市再生歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 都市再生歩行者経路協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）及び都市再生歩行者経路の位置 (2) 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ　前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準 ロ　前号の都市再生歩行者経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項 ハ　その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項 (3) 都市再生歩行者経路協定の有効期間 (4) 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置 3　都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならず、市町村

	長は、当該認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 前項各号に掲げる事項（当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。）について以下の基準に適合するものであること。 ① 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ② 都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮して定められていなければならない。 ③ 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。 ④ 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ⑤ 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。 (4) その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	30 日
備 考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生歩行者経路協定の変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 5 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 2 第 2 項、第 45 条の 4 第 1 項、第 45 条の 5 第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０６９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 9 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 9 第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 11 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 11 第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。 2　市町村長は、前項の認可の申請が法第 45 条の４第１項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。 3　法第 45 条の４第２項の規定は、第１項の認可について準用する。 4　第１項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算し３年以内において当該協定区域内の土地に２以上の土地所有者等が存することになった時から、第 45 条の４第２項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	退避経路協定の認可(第 45 条の 2 第 4 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 13 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 4 第 1 項、第 45 条の 13 第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、退避経路協定について準用する。 都市再生特別措置法 （都市再生歩行者経路協定の締結等） 第 45 条の２ ４　都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	退避経路協定の変更の認可(第 45 条の 5 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 13 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 13 第 2 項、第 45 条の 4 第 1 項、第 45 条の 5 第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該退避経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、退避経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	退避経路協定の廃止の認可(第 45 条の 9 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 13 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 9 第 1 項、第 45 条の 13 第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該退避経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、認可を受けた退避経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による退避経路協定の認可(第 45 条の 11 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 13 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 11 第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、退避経路協定について準用する。 都市再生特別措置法 （一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定） 第 45 条の 11　都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	退避施設協定の認可(第 45 条の 2 第 4 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 14 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 4 第 1 項、第 45 条の 14 第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、退避施設協定について準用する。 都市再生特別措置法 （都市再生歩行者経路協定の締結等） 第 45 条の２ ４　都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	退避施設協定の変更の認可(第 45 条の 5 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 14 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 14 第 2 項、第 45 条の 4 第 1 項、第 45 条の 5 第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該退避施設協定の効力が及ばない者を除く。）は、退避施設協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	退避施設協定の廃止の認可(第 45 条の 9 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 14 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 9 第 1 項、第 45 条の 14 第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該退避施設協定の効力が及ばない者を除く。）は、認可を受けた退避施設協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所管部署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による退避施設協定の認可(第 45 条の 11 第 1 項準用)
処分権者	町長
根拠規定	都市再生特別措置法第 45 条の 14 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基準規定	都市再生特別措置法第 45 条の 11 第 1 項・第 2 項
審査基準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、退避施設協定について準用する。 都市再生特別措置法 （一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定） 第 45 条の 11　都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０７９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	非常用電気等供給施設協定の認可(第 45 条の 2 第 4 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。 都市再生特別措置法 第 45 条の２ ４　都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	非常用電気等供給施設協定の変更の認可(第 45 条の 5 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。 都市再生特別措置法 第 45 条の５　協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	非常用電気等供給施設協定の廃止の認可(第 45 条の 9 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。 都市再生特別措置法 第 45 条の９　協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第 45 条の２第４項又は第 45 条の５第１項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による非常用電気等供給施設協定の認可(第 45 条の 11 第 1 項準用)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 21 第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第４章第６節（第 45 条の２第１項及び第２項を除く。）の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。 都市再生特別措置法 第 45 条の 11　都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生推進法人等の低未利用土地利用促進協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 80 条の 2 第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 80 条の 2 第 4 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生推進法人等の低未利用土地利用促進協定の変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 80 条の 4

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 80 条の 4
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市再生特別措置法第 80 条の２第２項から第４項まで及び第 80 条の３の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。 都市再生特別措置法 （低未利用土地利用促進協定の締結等） 第 80 条の２ ２　低未利用土地利用促進協定については、前項第１号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。 ３　低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 (1)　都市再生整備計画に記載された第 46 条第 16 項に規定する事項に適合するものであること。 (2)　第１項第１号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3)　第１項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ４　都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 （低未利用土地利用促進協定の認可） 第 80 条の３　市町村長は、前条第４項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1)　申請手続が法令に違反しないこと。 (2)　低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第３項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	15 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生整備歩行者経路協定の認可（第 45 条の 4 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 73 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 2 第 2 項・第 3 項・第 4 項、第 45 条の 4 第 1 項、第 46 条第 14 項、第 73 条 都市再生特別措置法施行規則第 8 条の 3、第 28 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　都市再生整備計画に記載された法第 46 条第 14 項に規定する区域（*）内の当該土地所有者等は、その全員の合意により、当該経路の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生整備歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（同法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。 ＊　都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき区域であって、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの 2　都市再生整備歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 都市再生整備歩行者経路協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）及び都市再生整備歩行者経路の位置 (2) 次に掲げる都市再生整備歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ　前号の都市再生整備歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準 ロ　前号の都市再生整備歩行者経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項 ハ　その他都市再生整備歩行者経路の整備又は管理に関する事項 (3) 都市再生整備歩行者経路協定の有効期間

	(4) 都市再生整備歩行者経路協定に違反した場合の措置 3　都市再生整備歩行者経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、法第 46 条第 14 項の規定により都市再生整備計画に記載された区域内の土地のうち、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより都市再生整備歩行者経路の整備又は管理に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの（以下「協定区域隣接地」という。）を定めることができる。 4　都市再生整備歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならず、市町村長は、当該認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) ２各号に掲げる事項（当該都市再生整備歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。）について以下の基準に適合するものであること。 ① 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ② 都市再生整備歩行者経路の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮して定められていなければならない。 ③ 都市再生整備歩行者経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。 ④ 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ⑤ 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。 (4) その他第 46 条第 14 項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に関する事項に適合するものであること。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生整備歩行者経路協定の変更の認可（第 45 条の 5 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 73 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 5、第 73 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生整備歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、都市再生整備歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生整備歩行者経路協定の廃止の認可（第 45 条の 9 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 73 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 9 第 1 項、第 73 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生整備歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、認可を受けた都市再生整備歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による都市再生整備歩行者経路協定の認可（第 45 条の 11 第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 73 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 45 条の 11、第 73 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　法第 46 条第 14 項の規定により都市再生整備計画に記載された区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生整備歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生整備歩行者経路協定を定めることができる。 2　市町村長は、前項の認可の申請が第 73 条第２項で準用する第 45 条の４第１項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生整備歩行者経路協定が都市再生整備歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。 3　法第 73 条第２項で準用する第 45 条の４第２項の規定は、第１項の認可について準用する。 4　第１項の認可を受けた都市再生整備歩行者経路協定は、認可の日から起算し３年以内において当該協定区域内の土地に２以上の土地所有者等が存することになった時から、第 73 条第２項で準用する第 45 条の４第２項の規定による認可の公告のあった都市再生整備歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生整備歩行者経路協定となる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０８９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市利便増進協定の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 75 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 46 条第 15 項、第 74 条、第 75 条 都市再生特別措置法施行規則第 12 条の 2
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　都市再生整備計画に記載された法第 46 条第 15 項に規定する区域(*)内の当該土地所有者等又は当該法人は、当該一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。 ＊　①から⑩までの都市利便増進施設の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。）又は第 118 条第 1 項の規定により指定された都市再生推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であって、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。）が必要となると認められる区域 ①　道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの ②　公園、緑地、広場その他これらに類するもの ③　噴水、水流、池その他これらに類するもの ④　食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの ⑤　広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの ⑥　アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの ⑦　備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの ⑧　街灯、防犯カメラその他これらに類するもの ⑨　太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの ⑩　彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの 2　都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

	(1) 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置 (2) 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法 (3) 第１号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法 (4) 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続 (5) 都市利便増進協定の有効期間 (6) その他必要な事項 ３　市町村長は、第１項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。 (1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。 (2) 都市利便増進協定において定める前項第２号及び第３号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第 46 条第 15 項の規定により都市再生整備計画に記載された都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項に適合するものであること。 (3) 都市利便増進協定において定める前項第４号から第６号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市利便増進協定の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 76 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 76 条 都市再生特別措置法施行規則第 29 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	土地所有者等又は都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定（以下「認定都市利便増進協定」という。）の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他の都市利便増進協定の内容の実質的な変更を伴わない変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	15 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	都市利便増進協定の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 77 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 75 条、第 77 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。 （1）　認定都市利便増進協定の内容が法第 75 条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。 （2）　認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	跡地等管理協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 112 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 81 条第 8 項、第 111 条、第 112 条、第 115 条、第 116 条 都市再生特別措置法施行規則第 56 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村又は都市再生推進法人等（法第 118 条第１項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第 69 条第１項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第 115 条第１項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法第 92 条第１項の規定により指定された景観整備機構（第 116 条第１項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。）をいう。）は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第３条第１項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観法第８条第２項第１号に規定する景観計画区域内にあるものに限る。）を適正に管理するため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下「跡地等管理協定」という。）を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。 (1) 跡地等管理協定の目的となる跡地等（以下「協定跡地等」という。） (2) 協定跡地等の管理の方法に関する事項 (3) 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項 (4) 跡地等管理協定の有効期間 (5) 跡地等管理協定に違反した場合の措置 2　跡地等管理協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。 3　跡地等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 (1) 立地適正化計画に記載された法第 81 条第 11 項に規定する事項(*)に適合するものであること。 ＊　居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住

	宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの（以下「立地誘導促進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、これらの区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項 (2) 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める次の基準に適合するものであること。 ① 協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。 ② 協定跡地等の管理の方法に関する事項は、清掃、除草、病害虫の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等の適正な管理に関連して必要とされるものでなければならない。 ③ 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等の適正な管理に資するものでなければならない。 ④ 跡地等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。 4 都市再生推進法人等が跡地等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならず、市町村長は、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 跡地等管理協定の内容が、第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30日
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	跡地等管理協定の変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 113 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 113 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	跡地等管理協定の認可に係る法第 111 条第２項から第４項まで及び第 112 条の規定は、跡地等管理協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市再生推進法人の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 118 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 118 条第 1 項、第 119 条 都市再生特別措置法施行令第 35 条、第 36 条 都市再生特別措置法施行規則第 58 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって以下の要件に該当するものであって、２に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。 ・　株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める当該市町村の有する議決権の割合が 100 分の３上であること、持分会社にあってはその社員のうちに市町村があること 2　推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 イ　第 46 条第１項の土地の区域における都市開発事業であって都市再生基本方針に基づいて行われるもの ロ　立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であって住宅の整備に関するもの ハ　立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業 ニ　立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内における跡地等の管理に関する事業 (2) 特定非営利活動法人等による前号の事業の施行に対する助成を行うこと。 (3) 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。 イ　第１号の事業 ロ　第 46 条第１項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における駐車場の整備に関する事業 (4) 前号の事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。

	(5) 第 46 条第１項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は駐車場の所有者（所有者が２人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。 (6) 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。 (7) 跡地等管理協定に基づき跡地等の管理を行うこと。 (8) 第 46 条第１項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 (9) 第 46 条第１項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。 (10) 第 46 条第１項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。 (11) 前各号に掲げるもののほか、第 46 条第１項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	都市再生整備推進法人に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 121 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 119 条、第 121 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、推進法人が法第 119 条各号に掲げる次の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	都市再生整備推進法人の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市再生特別措置法第 121 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市再生特別措置法第 121 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、推進法人が法第 121 条第２項の規定による命令に違反したときは、第 118 条第１項の規定による指定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	応急仮設建築物等の存続の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	景観法第 77 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	景観法第 77 条第 1 項・第 4 項 景観法施行令第 26 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、下記の場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、２年以内の期間を限って、その許可をすることができる。 (1) 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの (2) 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が３０平方メートル以内のもの
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	14 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	路外駐車場管理者等に対する必要な措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 11 条、第 12 条第 3 項 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、市町村の区域内において、法第 11 条第１項から第３項までに定める路外駐車場管理者等の基準適合義務等に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 2 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１０９９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	移動等円滑化経路協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 43 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 41 条、第 43 条第 1 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 21 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。 2　移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置 (2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ　前号の経路における移動等円滑化に関する基準 ロ　前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項 ハ　その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項 (3) 移動等円滑化経路協定の有効期間 (4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置 3　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

	4　市町村長は、第３項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第２項各号に掲げる事項について主務省令で定める次の基準に適合するものであること。 ①　移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ②　第２項第２号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第 25 条第３項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。 ③　移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	60 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１００

＜処分の概要＞

許認可等の名称	移動等円滑化経路協定の変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 44 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 44 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 (2) 市町村長は、移動等円滑化経路協定の変更の認可の申請が次の①～③のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、認可をするものとする。 ① 申請手続が法令に違反しないこと。 ② 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 ③ 移動等円滑化経路協定において定める事項が施行規則第 21 条で定める基準に適合するものであること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	60 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	移動等円滑化経路協定の廃止の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 48 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 48 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	60 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 50 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 43 条第 1 項、第 50 条第 1 項・第 2 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 21 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。 2　移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置 (2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ　前号の経路における移動等円滑化に関する基準 ロ　前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項 ハ　その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項 (3) 移動等円滑化経路協定の有効期間 (4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置 3　市町村長は、第１項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第２項各号に掲げる事項について主務省令で定める次の基準に適合するものであること。 ①　移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 ②　第２項第２号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第 25 条第３項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。

	③　移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	60 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	歴史的風致維持向上支援法人の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 34 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 34 条第 1 項、第 35 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令第 16 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって、(2)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。 (2) 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 ① 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 ② 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に参加すること。 ③ ②の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地であって、当該事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。 ④ 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ⑤ 法第２２条第１項に規定する農業用用排水施設又は法第２７条第１項に規定する歴史的風致形成建造物等の管理を行うこと。 ⑥ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。 ⑦ ①～⑥のほか、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な業務を行うこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	30 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	歴史的風致維持向上支援法人に対する改善命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、支援法人が法第 35 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	歴史的風致維持向上支援法人の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、支援法人が法第 36 条第２項の規定による命令に違反したときは、第 34 条第１項の規定による指定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	合併協議会設置請求代表者証明書の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第１条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第１条第２項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	合併協議会の設置を請求しようとする代表者から、合併協議会設置請求書を添えて、代表者証明書の交付の申請があったときは、市町村長は、直ちに、選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示するものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	5日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	投票実施請求代表者証明書の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 13 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 13 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 13 条第 1 項の規定による投票実施請求代表者証明書の交付の申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	10 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	同一請求代表者証明書の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 27 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 27 条第 4 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	同一請求関係市町村の長は、市町村の合併の特例に関する法律施行令第 27 条第３項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	5 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１０９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	開示の請求に対する決定等
処　分　権　者	実施機関
根　拠　規　定	個人情報の保護に関する法律第 82 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	個人情報の保護に関する法律第 78 条、第 79 条、第 80 条、第 81 条、第 82 条、第 83 条 川越町個人情報の保護に関する法律施行令第４条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	個人情報の保護に関する法律 （保有個人情報の開示義務） 第七十八条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一　開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

	ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

	ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ 2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。 （部分開示） 第七十九条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2　開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （裁量的開示） 第八十条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 （保有個人情報の存否に関する情報） 第八十一条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 （開示請求に対する措置） 第八十二条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

	2　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限） 第八十三条　開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第八十四条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　この条の規定を適用する旨及びその理由 二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 （事案の移送） 第八十五条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。 3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

	第八十六条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。 3　行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （開示の実施） 第八十七条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2　行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。 3　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。 4　前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 （他の法令による開示の実施との調整）

	第八十八条　行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 ２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。 川越町個人情報の保護に関する法律施行令 （開示決定等の期限に関する特例） 第４条　町の機関が開示決定等をする場合における法第 83 条第１項及び第 84 条の規定の適用については、同項中「30 日以内」とあるのは「14 日以内」と、同条中「60 日以内」とあるのは「44 日以内」と、「同条第１項」とあるのは「川越町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第６号）第４条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	請求日から 14 日以内
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画情報課
個票ＩＤ	企画１１１０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	訂正等の請求に対する決定等
処　分　権　者	実施機関
根　拠　規　定	個人情報の保護に関する法律第 93 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	個人情報の保護に関する法律第 92 条、第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 96 条、第 97 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（訂正請求権） 第九十条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二　開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。 （訂正請求の手続） 第九十一条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。 一　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 二　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

	三　訂正請求の趣旨及び理由 2　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3　行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （保有個人情報の訂正義務） 第九十二条　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 （訂正請求に対する措置） 第九十三条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （訂正決定等の期限） 第九十四条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （訂正決定等の期限の特例） 第九十五条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　この条の規定を適用する旨及びその理由 二　訂正決定等をする期限 （事案の移送） 第九十六条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行

	政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。 3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。 （保有個人情報の提供先への通知） 第九十七条　行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	請求日から 30 日以内
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	船難報告書の認証
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水難救護法第 10 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	水難救護法第 10 条第 2 項 水難救護法施行細則第１条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	町長は報告書の事実を審査し、相当と認めるときは船難報告書に対し認証を与える。この際、水難救護法第１０条第３項の規定により、船内書類の提出を命じ又は船員、旅客その他の船中にあった者を呼び出して尋問するなどの方法により、次の事実を確認する。 ①　船舶の種類及び名称 ②　総トン数 ③　船籍港 ④　船舶所有者の氏名又は名称 ⑤　発航港、寄港地、到着港及び遭難の場所 ⑥　遭難及び救護の顛末 ⑦　船舶の損害 ⑧　死傷者の氏名 ⑨　滅失若しくは毀損した積荷の種類、重量若しくは容積又はその荷造りの種類、箇数、記号若しくは傭船者若しくは荷送人の氏名若しくは名称
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	救護費用支給の申立に係る費用の決定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水難救護法第 15 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	水難救助法第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項 水難救護法施行細則第 2 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	町長は、次に掲げる事項等をしん酌して救護費用の決定をする。 (1) 救護に関係した者の労務の報酬は、地方習慣上の賃金を基礎とし、各人が行った労務の種類、救護に要した時間の長短、危険の程度及び被害のあるときはその被害の大小をしん酌して定めるものとする。 (2) 水難救護法第６条の規定による土地の使用又は物件の徴用に対する補償 (3) 救い上げた物件の運搬、保管又は購買に要した費用
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	救護費用の納付命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水難救護法第 15 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	水難救護法第 15 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 水難救護法第15条第1項の規定により救護費用の金額が決定されている場合に、金額を船長に告知し、期間を定めてこれを納付するよう命ずる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	売却、抵当及び質入れのための認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水難救護法第 16 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	水難救護法第 16 条第 1 項、第 4 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	船長又は船舶所有者から町長の保管する船舶又は積荷を売却し、抵当とし、又は質入する旨の申請を受けたときは、市町村長は次の事項に該当するかを確認し、判断する。 (1) 申請者は、当該船長又は船舶所有者であること。 (2) 救護費用を納付するため、売却、抵当又は質入れが必要であると認められること。 (3) 積荷は、当該船舶の積荷であること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	行政財産の使用許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法第 238 条、第 238 条の 4 第 7 項 ○川越町会計規則第 148 条、第 149 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１　行政財産の範囲 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。 ＊　「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。 ①　不動産 ②　船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機 ③　前２号に掲げる不動産及び動産の従物 ④　地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 ⑤　特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 ⑥　株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 ⑦　出資による権利 ⑧　財産の信託の受益権 ２　使用許可 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 ３　使用の期間 行政財産の使用を許可する場合において、その使用期間は、原則として１年以内とする。ただし、必要に応じて更新することができる。 ４　管理の原則 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合においても、常にその行政財産の全体が本来の用途又は目的のために、最も適正かつ効率的に使用されるよう一体的に管理しなければならない。 ○川越町会計規則

	（行政財産の使用の範囲） 第 148 条　行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、法第 238 条の４第４項の規定に基づく行政財産（教育財産を除く。）の使用（以下「行政財産の使用」という。）を許可することができる。 （１）　職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設の設置 （２）　学術調査、研究その他の公共目的で講演会又は研究会等を開催するための短期間の使用 （３）　水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ない事由による使用 （４）　災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急として極めて短期間の使用 （５）　前各号に掲げるもののほか、町長の事務若しくは事業又は町の企業の遂行上やむを得ないものその他町長が特に必要と認めたもの （行政財産の使用期間） 第 149 条　行政財産の使用期間は、１年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められるときは、１年を超えることができる。 ２　前項の使用期間は、これを更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	７日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	行政財産の使用許可の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 地方自治法第２３８条の４第９項の規定により、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。 (2) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定管理者の指定の取消し、業務停止命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 244 条の 2 第 11 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地方自治法第 244 条の 2 第 10 項・第 11 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 指定管理者が地方自治法第 244 条第 10 項による必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１００８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認可地縁団体の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項 地方自治法施行規則第 18 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	町長は、下記の要件に該当する場合において、地縁団体として認可する。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。 規約には①目的②名称③区域④主たる事務所の所在地⑤構成員の資格に関する事項⑥代表者に関する事項⑦会議に関する事項⑧資産に関する事項　が定められていなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日　ただし、事前の協議を含めると概ね３カ月が目安。
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ）	総務１００９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項 地方自治法施行規則第 21 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	何人も、市町村長に対し、認可地縁団体を告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１５日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	認可地縁団体の認可の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 260 条の 2 第 14 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 14 項 地方自治法施行規則第 18 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．市町村長は、認可地縁団体が地方自治法第 260 条の２第２項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 ２．地方自治法第 260 条の２第２項各号は次に掲げるとおりである。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認可地縁団体の規約の変更の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 260 条の 3 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法第 260 条の 3 地方自治法施行規則第 22 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　認可地縁団体の規約は、総構成員の４分の３以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2　規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法第 260 条の 31 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法第 260 条の 31 第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに証明書を交付し、かつ、その旨を告示するものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ）	総務１０１４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	議会の解散の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 100 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認（議会の解散請求）
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 107 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	施設使用料の定めのある場合には、通常の使用料金の額を基準とし、定めがない場合は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第９条の演説会施設公営費の額を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	５日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 110 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認（議会議員の解職請求、第 107 条第 3 項準用）
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 113 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	施設使用料の定めのある場合には、通常の使用料金の額を基準とし、定めがない場合は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第９条の演説会施設公営費の額を準用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	長の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 116 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	請求代表者が、選挙人名簿に登録された者であること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	7 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０１９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 116 条の 2

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	地方自治法施行令第 107 条第 1 項に規定する演説会等の開催のための公営施設等の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。（地方自治法施行令第 107 条第 3 項準用）
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	５日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ）	総務１０２０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認（議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に行う場合、第 107 条第 3 項準用）
処　分　権　者	選挙管理委員会
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 120 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	施設使用料の定めのある場合には、通常の使用料金の額を基準とし、定めがない場合は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第９条の演説会施設公営費の額を準用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	５日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０２１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 121 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	請求代表者が、選挙人名簿に登録された者であること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	7 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
個票ＩＤ	総務１０２２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定（公務員の場合）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第 17 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童手当法第 3 条第 1 項、第 4 条～第 8 条、第 17 条 児童手当法施行令第１条～第 4 条 児童手当法施行規則第 1 条、第 1 条の 4
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（公務員に関する特例） 第 17 条　次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第７条第１項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第８条第１項及び第 14 条第 1 項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。 表　省略 ２　第７条第３項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第１項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。 ３　第１項の規定によつて読み替えられる第７条第１項の認定を受けた者については、第８条第３項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。 （その他の基準となる法令・通知等） 児童手当法施行令 （公務員の範囲） 第４条　法第 17 条第１項の表の第１号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第２条第１項第１号、第３号、第４号、第４号の５及び第４号の６に掲げる者、同項第５号に掲げる者（同項第２号又は第４号の２に掲げる者に準ずる者を除く。）同項第６号に掲げる者並びに同項び第７号に掲げる者（常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて 12 月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものに限る。）とする。

	2　法第 17 条第１項の表の第２号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第２条第１項第１号及び第２号の２から第４号までに掲げる者並びに同項第５号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて 12 月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものに限る。）とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	防災安全課
個票ＩＤ	防災１００１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	災害の拡大防止措置の指示
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	災害対策基本法第 59 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	災害対策基本法第 59 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 １．市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。 ２．処分の性質上個別具体的な判断をすることになるため、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることは困難である。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	防災安全課
個票ＩＤ	防災１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	応急措置業務への従事命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	災害対策基本法第 65 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	災害対策基本法第 65 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 １．市町村長は、市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 ２．処分の性質上個別具体的な判断をすることになるため、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることは困難である。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	防災安全課
個票ＩＤ	防災１００３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	従事命令、協力命令、保管命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	災害対策基本法第 71 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	災害対策基本法第 50 条第 1 項、第 71 条 災害対策基本法施行令第 29 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 １．都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項（２参照）について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法第 7 条から第 10 条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。 ２．災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項とは、次のとおり。 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項 ３．都道府県知事は、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定により同条第 1 項の事務の一部を市町村長が行うこととする必要があると認めるときは、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。 ４．処分の性質上個別具体的な判断をすることになるため、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることは困難である。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	防災安全課
個票ＩＤ	防災１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	災害時における車両の移動等命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	防災安全課
個票ＩＤ	防災１００５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	居住者等への水防業務従事命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水防法第 24 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	水防法第 24 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	防災安全課
個票ＩＤ	防災１００６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定空家等に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 １　市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。 ３　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞/弁明の機会の付与 空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条（特定空家等に対する措置） による。
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	埋葬、火葬又は改葬の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	墓地、埋葬等に関する法律第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	墓地、埋葬等に関する法律第５条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第１条、第２条、第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕 第五条　埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 ２　前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。 【その他の基準となる法令・通知等】〇墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第一条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 一　死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） 二　死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別） 三　死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数） 四　死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別） 五　死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 六　死亡場所（死産の場合は、分べん場所） 七　埋葬又は火葬場所 八　申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 第二条　法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者

	は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） 二　死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 三　埋葬又は火葬の場所 四　埋葬又は火葬の年月日 五　改葬の理由 六　改葬の場所 七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面） 二　墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本 三　その他市町村長が特に必要と認める書類 第三条　死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　無縁墳墓等の写真及び位置図 二　死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面 三　前号に規定する官報の写し及び立札の写真 四　その他市町村長が特に必要と認める書類
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	資格確認書の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 9 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 国民健康保険法施行規則第 1 条、第 10 条の 2
審　査　基　準	■設定　□未設定
	資格確認書は、市町村が行う国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主に対して交付する。この場合において、各用語の意義等は、次に掲げるとおりである。 (1)「市町村が行う国民健康保険の被保険者」とは、国民健康保険法第５条に該当する者であって、同法第６条に該当しないものをいう。 (2)「世帯」とは、住居及び生計を同一にする者の集合体又は１人で独立して住居及び生計を維持する者をいい、住居を共にするが生計を別に維持する単身者及び集合体については別の世帯を構成することとなる。 (3)「世帯主」とは、被保険者の属する世帯において主として生計を維持し、その世帯を代表する者であって社会通念上妥当と認められるものをいう。 なお、国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯（以下「擬制世帯」という。）においては、住民基本台帳法の規定による世帯主の変更を届け出ることなく、国民健康保険法施行規則第１０条の２に規定する世帯主変更の届出によって、新たに当該擬制世帯の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができる（平成１３年１２月２５日付保発第２９１号厚生労働省保険局長通知）。 (4) 被保険者の資格の取得及び喪失の時期については、国民健康保険法第７条及び第８条の規定による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	資格確認書の返還命令及び特別療養費の支給対象者への変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 54 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 54 条第 3 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 5 の 2
処　分　基　準	■設定　□未設定
	国民健康保険法 保険料（国民健康保険税を含む）を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 ２　市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

	3　市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。 国民健康保険施行規則 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第五十四条の三第三項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者（法第五十四条の三第一項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る資格確認書（第六条第二項（第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付されたものに限る。次項及び第三項において同じ。）の返還を求めるものとする。 2　市町村又は組合は、前項の規定により保険料滞納世帯主等に対し資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該保険料滞納世帯主等に通知しなければならない。 一　前項の規定により資格確認書の返還を求める旨 二　資格確認書の返還先及び返還期限 3　市町村又は組合は、第一項の規定により資格確認書の返還を求められている当該保険料滞納世帯主等に係る資格確認書が第七条の二第四項の規定により無効となったときは、当該世帯に属する全ての特別療養費の対象者に係る資格確認書が返還されたものとみなすことができる。 4　市町村又は組合は、第一項の規定により資格確認書が返還されたときは、保険料滞納世帯主等に対し、次に掲げる事項を記載した様式第一号の六の五から様式第一号の六の十までのいずれかによる資格確認書を交付するものとする。 一　被保険者の氏名、性別及び生年月日 二　世帯主又は組合員の氏名 三　被保険者記号・番号等及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称 四　国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日 五　有効期限 六　法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされている場合には、その旨
参　考　資　料	令和６年９月２０日付保国発０９２０第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	一部負担金不払いによる徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 42 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 78 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 被保険者が支払うべき一部負担金について、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、法第 78 条の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 なお、「善良な管理者と同一の注意」とは、病院等の代表者に対する一般的に要求される程度の注意義務をいう。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	療養費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 54 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 54 条、第 54 条の 3 第 7 項・第 8 項 国民健康保険法施行規則第 27 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が次に掲げる事例のような場合であって療養費の全額を負担したときは、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、療養の給付等に代えて療養費（一部負担金相当額を除く。）を支給することができる。 (1) 療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき。 ・医師の同意によりマッサージ・はり・きゅうを受けたとき。 ・コルセット等の補装具をつけたとき。 ・柔道整復師の施術を受けたとき。 ・輸血のための生血を利用したとき。 (2) 被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別療養費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 54 条の 3 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 54 条の 3 第 1 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 5
審　査　基　準	□設定　■未設定
	保険料（国民健康保険税を含む）を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 ２　前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない
参　考　資　料	令和６年９月２０日付保国発０９２０第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知
標準処理期間	□設定　■未設定

	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	移送費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 54 条の 4 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 54 条の 4 国民健康保険法施行規則第 27 条の 9、第 27 条の 10、第 27 条の 11
審　査　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、被保険者の属する世帯の世帯主の申請に基づき、移送に要した費用を支給する。 移送費の支給要件及び算定方法は、国民健康保険法施行規則第 27 条の 9 及び第 27 条の 10 に規定する次に掲げる場合によるほか、下記の旧厚生省通知の記述による。 １．支給要件（国民健康保険法施行規則第 27 条の 10） (1) 移送により国民健康保険法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。 (3) 緊急その他やむを得なかったこと。 ２．算定方法（国民健康保険法施行規則第 27 条の 9） 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額 ○健康保険の移送費の支給の取扱いについて（抄） 平成６年９月９日保険発第 119 号・庁保険発第９号 厚生省保険局保険・社会保険庁運営部保険管理・保険指導課長連名通知 ２　移送費の支給基準 (一)　移送費の支給要件 従来の移送に係る療養費の支給の要否の判断基準を明確化した健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「規則」という。）第 55 条に規定する要件のいずれにも該当すると保険者が認めた場合に移送費を支給すること。 なお、次のような事例の場合には、移送費が支給されるものであるが、これらの事例は標準的なものであり、個々の事例に応じて社会通念上妥当な範囲内で保険者が適切に判断すること。 ①　負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送された場合。 ②　離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が

	発生した場所の付近の医療施設では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送された場合。 ③　移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合。 （二）　移送費の支給額 移送費の支給額は、規則第５４条に規定する算定基準により算定された額とすること。具体的には、次のような取扱いとなるものであること。 ①　経路については、必要な医療を行える最寄りの医療機関まで、その傷病の状態に応じ最も経済的な経路で算定すること。 ②　運賃については、その傷病の状態に応じ最も経済的な交通機関の運賃で算定すること。 ③　医師、看護婦等付添人については、医学的管理が必要であったと医師が判断する場合に限り、原則として一人までの交通費を算定すること。 ④　天災その他やむを得ない事情により、前記のような取扱いが困難である場合には、現に要した費用を限度として例外的な取扱いも認められること。 ３　付添人の医学的管理等に係る療養費の支給 移送費の支給が認められる医師、看護婦等の付添人による医学的管理等について、患者がその医学的管理等に要する費用を支払った場合にあっては、現に要した費用の額の範囲内で、移送費とは別に、診療報酬に係る基準を勘案してこれを評価し、療養費の支給を行うことができること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別療養給付の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 55 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 55 条 国民健康保険法施行規則第 28 条第 1 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１００９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額療養費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 57 条の 2

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 57 条の 2 国民健康保険法施行令第 29 条の 2、第 29 条の 3、第 29 条の 4 国民健康保険法施行規則第 27 条の 12、第 27 条の 14、第 27 条の 15、第 27 条の 16、第 27 条の 17～23
審　査　基　準	■設定　□未設定
	国民健康保険法第 57 条の 2、国民健康保険法施行令第 29 条の 2～第 29 条の 4、国民健康保険法施行規則第 27 条の 12～第 27 条の 17～23 の定めによる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額介護合算療養費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 57 条の 3 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 57 条の 3 国民健康保険法施行令第 29 条の 4 の 2、第 29 条の 4 の 3、第 29 条の 4 の 4 国民健康保険法施行規則第 27 条の 24～第 27 条の 27
審　査　基　準	■設定　□未設定
	国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項・第 57 条の 3、国民健康保険法施行令第 29 条の 4 の 2～第 29 条の 4 の 4、国民健康保険法施行規則第 27 条の 24～第 27 条の 27 の定めによる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	故意の場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 60 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 60 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。 ・「犯罪行為」とは、刑法上刑罰を科される行為のみならず他の法令又は条例等により処罰の対象となる行為を含む。 ・「自己の故意の犯罪行為により」とは、例えば無免許で運転し、事故を起こして負傷した場合等が該当する。 ・「故意に疾病にかかり、又は負傷したとき」とは、例えば自殺未遂により負傷した場合等が該当する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	闘争・泥酔等の場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 61 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 61 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。 ・「闘争」とは、いわゆる喧嘩闘争をいう。ただし、正当防衛に当たるときを除く。 ・「泥酔」とは、飲酒による酩酊の程度が著しい状態をいう。 ・「著しい不行跡」とは、一般社会通念よって判断する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 62 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 62 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。 ・「療養に関する指示に従わない」とは、医師等の指示に従わなかったために効果的な療養に支障を生じたことにより、著しく保険給付費の増大をもたらすと認められる場合をいう。 ・給付制限については、個々のケースに応じて判断する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	強制診断等拒否の場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 63 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 63 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、法第 66 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。 療養の給付等を制限する際の判断基準は、次に掲げるとおりである。 ・法第 66 条の規定の規定による、保険給付に関して必要があると認めるときに行う文書その他の物件の提出若しくは提示命令に違反したとき又は当該職員による質問若しくは診断を拒んだとき。 ・給付制限の処分については、個々のケースに応じて判断する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止め
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 63 条の 2

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行令第 29 条の 5 国民健康保険法施行規則第 32 条の 2～第 32 条の 5
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村及び組合は、保険給付（国民健康保険法第 43 条第３項又は第 56 条第２項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2　市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	被保険者に対する不正利得の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 65 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 65 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 ・「偽りその他不正の行為」とは、詐欺（刑法第 246 条）等が該当するが、必ずしも犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を指す。 ・「保険給付を受けた者」とは、被保険者であるかどうかを問わず、本来受けることができない保険給付を受けた者すべてが該当する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険医等に対する連帯納付命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 65 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 65 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 保険医又は主治の医師が、市町村及び組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村及び組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 この場合において、「市町村及び組合に提出されるべき診断書」とは、例えば療養費の支給を申請するときに申請書に添付する意見書、同意書等、及び申請書に記載される医師又は歯科医師の意見書等が含まれる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険医療機関の費用返納命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法第 65 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 65 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用等の支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。 ・「偽りその他不正の行為」とは、詐欺（刑法第 246 条）等が該当するが、必ずしも犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を指す。 ・不正請求に係る加算金の請求は、監査等により明らかとなった保険医療機関等の不正請求の額について行う。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０１９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険税の賦課
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	地方税法第 703 条の 4

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地方税法第 703 条の 4 ○川越町国民健康保険条例第 13 条 ○川越町国民健康保険税条例第 1 条～第 23 条の 2
処　分　基　準	■設定　□未設定
	町は、町の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主（町の区域に住所を有する者に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。 １　国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。） ２　国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用 ３　その他国民健康保険事業に要する費用 ○川越町国民健康保険条例 （国民健康保険税） 第 13 条　町は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。 保険税に係る処分基準は、川越町国民健康保険税条例第１条から第 23 条の２に規定する算定方法による。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険料の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項 ○川越町後期高齢者医療に関する条例第 3 条、第 4 条 ○三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 4 条～第 15 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の規定により、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業に充てるために要する費用を含む。）に充てるため、川越町後期高齢者医療に関する条例第３条に定める者から保険料を徴収する。 保険料の額は、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第４条から第 15 条までに規定する額による。 ○川越町後期高齢者医療に関する条例 （保険料を徴収すべき被保険者） 第３条　川越町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 （１）　川越町に住所を有する被保険者 （２）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 55 条第１項（法第 55 条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第 55 条第１項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第 55 条第１項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、川越町に住所を有していた被保険者 （３）　法第 55 条第２項第１号（法第 55 条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている２以上の病院等のうち最初の病院等に入院等した際、川越町に住所を有していた被保険者 （４）　法第 55 条第２項第２号（法第 55 条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第 55 条第２項第２号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、川越町に住所を有していた被保険者 （５）　法第 55 条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の２第１項及び第２項の規定の適

	用を受け、これらの規定により川越町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者 （普通徴収に係る保険料の納期） 第４条　普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第１期　７月１日から同月 31 日まで 第２期　８月１日から同月 31 日まで 第３期　９月１日から同月 30 日まで 第４期　10 月１日から同月 31 日まで 第５期　11 月１日から同月 30 日まで 第６期　12 月１日から同月 25 日まで 第７期　翌年１月１日から同月 31 日まで 第８期　翌年２月１日から同月 28 日まで（ただし、うるう年は 29 日まで） 第９期　翌年３月１日から同月 31 日まで ２　前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第 108 条第２項又は第３項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期を通知しなければならない。 ３　納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該額の全額が 100 円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、全て当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。 ○三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 （保険料の賦課額） 第４条　法第１０４条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第９９条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。 ２　前項の賦課額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 （保険料の所得割額） 第５条　前条第１項の所得割額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号。以下「令」という。）第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文、次条から第９条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第１０条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号。以下「省令」という。）第８３条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。 （１）　第１２条第３号に規定する所得割総額 （２）　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第８５条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第１１６条第２項第１号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

	２　前項の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。 ３　第１項の所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。 （保険料の被保険者均等割額） 第６条　第４条第１項の被保険者均等割額は、第１２条第３号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。 ２　前項の被保険者均等割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 （所得割率及び被保険者均等割額の適用） 第７条　所得割率及び前条第１項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域（別に定める市町を除く。）にわたって均一とする。 （所得割率） 第８条　令和６年度及び令和７年度の所得割率は、１００分の９．８２とする。 （被保険者均等割額） 第９条　令和６年度及び令和７年度の被保険者均等割額は、４８，９０３円とする。 （保険料の賦課限度額） 第１０条　第４条第１項の賦課額は、８０万円を超えることができない。 （賦課期日） 第１１条　保険料の賦課期日は、４月１日とする。 （保険料の賦課総額） 第１２条　特定期間における各年度の法第１０４条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第１４条又は第１５条に規定する基準に従い第４条から第１０条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。 （１）　賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。 ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第７０条第３項（法第７４条第１０項、第７５条第７項及び第７６条第６項において準用する場合を含む。）及び第７８条第７項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第７０条第４項（法第７４条第１０項、法第７５条第７項、第７６条第６項及び第７８条第８項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第１１７条第２項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第１１６条第２項第１号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額 イ　法第９３条第１項及び第２項、第９６条並びに第９８条の規定による負担金、法第９５条の規定による調整交付金、法第１００条の規定による後期高齢者交付金、法第１１７条第１項の規定による交付金、法第１０２条及び第１０３条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額 （２）　前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料

	の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第８９条で定める基準に従い算定される率とする。 （３） 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第９０条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。 （賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合） 第１３条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。 ２ 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。 ３ 前２項において算定した保険料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 （所得の少ない者に係る保険料の減額） 第１４条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 （１） 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第１８条第４項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第３号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の７を乗じて得た額 （２） 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金

	額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に３０万５千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額 （３）　当該年度の保険料の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に５６万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額 ２　前項各号の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第３項から第５項までの規定を適用せず、所得税法第５７条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとして計算する。 ３　第１項各号及び前項の規定により算定した減額する額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 （被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額） 第１５条　被扶養者であった被保険者（前条第１項第１号、第２号及び第２項の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額を控除した額とする。 ２　前項の規定により算定した減額する額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	不正利用のおそれがある場合の個人番号の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条第 2 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 3 条第 1 項・第 4 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（指定及び通知） 第七条 ２　市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	個人番号カードの交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 1 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 3 条第 6 項、第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（個人番号カードの交付等） 第十七条　市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 （個人番号カードの交付） 第十三条　個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。 ２　前項の場合において、交付申請者は、住所地市町村長（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長又は住所地市町村長）を経由して、交付申請書を提出することができる。 ４　住所地市町村長は、前項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、第二項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項に規定する住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出した場合にあっては、当該市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることな

	く、個人番号カードを交付することができる。 ５　住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない 一　個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明するものとして主務省令で定めるもの 二　前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの 三　当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であって主務省令で定めるもの
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行令第 27 条の 2、第 29 条の 2 第 7 項、第 29 条の 3 第 8 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2 第 1 項・第 2 項、第 27 条の 14 健康保険法施行令第 41 条第 7 項 健康保険法施行令第 41 条第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 21 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 290 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令第 41 条第 7 項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る国民健康保険法施行令第 29 条の２第１項第１号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定疾病の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項、第 29 条の 3 第 9 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 27 条の 14 健康保険法施行令第 41 条第 9 項 健康保険法施行令第 41 条第 9 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和 59 年 9 月 28 日厚生省告示第 156 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる特定疾病（長期高額疾病）に係る保険者の認定については、国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 に定めるところによる。 対象となる疾病は次のとおりである。(健康保険法施行令第 41 条第 9 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和 59 年 9 月 28 日厚生省告示第 156 号)) (1) 人工透析を実施している慢性腎不全 (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病） (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	限度額適用の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 1 項～第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 国民健康保険法施行令第 29 条の 4
審　査　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が同一の月にそれぞれ一つの保険医療機関等（健康保険法第 63 条第３項第１号に規定する保険医療機関又は同号に規定する保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき国民健康保険法（以下「法」という。）第 53 条第３項において準用する法第 52 条第３項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第 54 条の２第５項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）の支払が行われなかつたときは、市町村及び組合は、国民健康保険法施行令第 29 条の２第１項から第５項までの規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から国民健康保険法施行令第 29 条の４第１項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	限度額適用・標準負担額減額の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ・ヘ・第 4 号ホ・ヘ・第 5 号ロ

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ・ヘ・第 4 号ホ・ヘ・第 5 号ロ
審　査　基　準	■設定　□未設定
	被保険者が同一の月にそれぞれ一つの保険医療機関等（健康保険法第 63 条第３項第１号に規定する保険医療機関又は同号に規定する保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき国民健康保険法（以下「法」という。）第 53 条第３項において準用する法第 52 条第３項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第 54 条の２第５項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）の支払が行われなかつたときは、市町村及び組合は、国民健康保険法施行令第 29 条の２第１項から第５項までの規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から国民健康保険法施行令第 29 条の４第１項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	個人番号カードの返納命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 16 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 16 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（個人番号カードの返納命令） 第十六条　住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。次項において同じ。）は、法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付又は同条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。 ２　住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０２８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	資格確認書の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 7 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 7 条第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、 直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を 当該世帯主が住所を有する市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 ①　被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号 ②　再交付申請の理由 ③　被保険者の記号番号 2　資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	1 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	保険基準収入額の適用
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 24 条の 3

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法第 42 条第 1 項第 4 号 国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 2 項・第 3 項第 1 号・第 2 号 国民健康保険法施行規則第 24 条の 2、第 24 条の 3
審　査　基　準	■設定　□未設定
	70 歳以上 75 歳未満の被保険者（後期高齢者医療制度の対象者を除く。）のうち一部負担金の額が３割とされている者であって、次の要件を満たす場合においては、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、一部負担金の額を２割とする。 (1) 同一世帯の 70 歳から 74 歳の１人の総収入額が、基準収入額（383 万円）に満たない場合 (2) 同一世帯の 70 歳から 74 歳の２人以上の収入の総収入額が、基準収入額（520 万円）に満たない場合
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１４日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 26 条の 6 の 3 国民健康保険法第 52 条第 2 項、第 52 条の 2 第 2 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	食事療養減額認定証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	食事療養標準負担額減額に関する特例
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5、第 27 条の 14 の 5 第 6 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定 ■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 3、第 26 条の 6 の 4 第 1 項 国民健康保険法第 52 条の 2 第 2 項 国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号 健康保険法第 85 条の 2 第 2 項 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	生活療養減額認定証の再交付（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項、第 26 条の 6 の 4 第 4 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	生活療養標準負担額減額に関する特例（第 26 条の 5 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 6 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項、第 26 条の 6 の 4 第 6 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定疾病受療証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 8 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 8 項・第 9 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (2) 特定疾病受療証を破り、汚した場合は、申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０３９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	限度額適用認定証の再交付（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 5 項・第 27 条の 14 の 4 第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 世帯主は、限度額適用認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (2) 限度額適用認定証を破り、汚した場合は、申請書に、その限度額適用認定証を添えなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０４０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 45 第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 45 第 4 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	国民健康保険法施行規則第７条の２（第３項ただし書を除く。）及び第 26 条の３第５項から第８項までの規定は、限度額適用・減額認定証について準用する。 国民健康保険法施行規則 （食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定） 第 26 条の３ ５　世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０４１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	入院時食事・生活療養費の支給（限度額適用・標準負担額減額に関する特例、第26条の5第1項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第27条の14の5第6項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第27条の14の5第6項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０４２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別療養証明書の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 6 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 6 項・第 7 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	町民保険課
個票ＩＤ	町保１０４３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	個人番号カードの再交付の申請
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 28 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律特定個人情報の提供等に関する命令第 28 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	（個人番号カードの再交付の申請等） 第二十八条　個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。 ２　前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。 ３　第一項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。 ４　第一項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあったときに、その効力を失うものとする。 ５　個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。 ６　再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発行の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

	7　第二十一条の規定は第一項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第二十三条の規定は第一項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定（通所給付決定）、通所給付決定の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 1 項、第 21 条の 5 の 8 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 4 条第 2 項、第 21 条の 5 の 2、第 21 条の 5 の 6、第 21 条の 5 の 7 第 1 項、第 4 項～第 6 項、第 21 条の 5 の 8、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号 児童福祉法施行令第 25 条の 3 児童福祉法施行規則第 18 条の 6、第 18 条の 10、第 18 条の 12、第 18 条の 13、第 18 条の 14、第 18 条の 15、第 18 条の 20、第 18 条の 21、第 18 条の 23 ○川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第 6 条、別表
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔給付要否決定等〕 第二十一条の五の七　市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第三十三条の二十三の二第一項第二号において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。 ④　市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。 ⑤　前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。 ⑥　市町村は、前二項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第一項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。 〔通所給付決定の変更〕 第二十一条の五の八　通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要がある

	ときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。 ②　市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。 ③　第二十一条の五の五第二項、第二十一条の五の六（第一項を除く。）及び前条（第一項を除く。）の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則 （基準該当通所支援に係る特例障害児通所給付費の支給） 第６条　特例障害児通所給付費の額にあっては、次の各号の合計額とする。 （１）　法第 21 条の５の４第３項の規定により町長が定める特例障害児通所給付費の額は、法に基づく算定基準により算定した額とする。 （２）　別表により算定された額別表　省略
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 4 条第 2 項、第 21 条の 5 の 9 第 1 項、第 21 条の 5 の 4 第 1 項、第 21 条の 5 の 6 第 1 項・第 2 項、第 21 条の 5 の 8 第 1 項・第 3 項、第 21 条の 5 の 9 第 1 項 児童福祉法施行令第 25 条の 4
処　分　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔通所給付決定の取消し〕 第二十一条の五の九　通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 一　通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 二　通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 三　通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十一条の五の六第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 四　その他政令で認めるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額障害児通所給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 12 児童福祉法施行令第 25 条の 5、第 25 条の 6 児童福祉法施行規則第 18 条の 4、第 18 条の 26 児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 222 号） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日号外厚生労働省告示第 122 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 第二十一条の五の十二　市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。 ②　前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 13 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 4 条第 2 項、第 21 条の 5 の 3 第 1 項、第 21 条の 5 の 4 第 1 項、第 21 条の 5 の 12 第 1 項、第 21 条の 5 の 13 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等〕 第二十一条の五の十三　市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児（以下この項において「通所者」という。）について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満二十歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費（次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し（第 21 条の 5 の 9 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 13 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 4 条第 2 項、第 21 条の 5 の 3 第 1 項、第 21 条の 5 の 4 第 1 項、第 21 条の 5 の 6 第 2 項、第 21 条の 5 の 9 第 1 項、第 21 条の 5 の 12 第 1 項、第 21 条の 5 の 13 第 1 項・第 2 項 児童福祉法施行令第 25 条の 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 (1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに児童福祉法第 21 条の５の６第２項（第 21 条の５の８第３項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 (4) 通所給付決定保護者が通所給付決定又は通所給付決定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたとき。 【その他の基準となる法令】 ○児童福祉法 〔通所給付決定の取消し〕 第二十一条の五の九　通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 一　通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 二　通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 三　通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十一条の五の六第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 四　その他政令で定めるとき。

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	肢体不自由児通所医療費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 29 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 4 条第 2 項、第 6 条の 2 の 2 第 3 項、第 21 条の 5 の 3 第 1 項、第 21 条の 5 の 29 第 1 項・第 2 項、第 21 条の 5 の 31 児童福祉法施行令第 22 条の 3、第 25 条の 13 児童福祉法施行規則第 18 条の 41、第 18 条の 42、第 18 条の 43、第 18 条の 44、第 18 条の 45、第 18 条の 46
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔肢体不自由児通所医療費〕 第二十一条の五の二十九　市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等（病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この款において同じ。）から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの（以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。）を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。 ②　肢体不自由児通所医療費の額は、一月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。 【その他の基準となる法令】 ○児童福祉法 〔支給の限度〕 第二十一条の五の三十一　肢体不自由児通所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 6

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 6
処　分　基　準	■設定　□未設定
	児童福祉法第 21 条の６の規定により障害福祉サービスの提供に係る措置を受けていた障害児が次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る障害児が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスを受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る障害児が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る障害児又は障害児の保護者が、正当な理由なしに市町村が措置決定を行う際の面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害児相談支援給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 4 条第 2 項、第 6 条の 2 の 2 第 7 項～第 9 項、第 21 条の 5 の 6 第 1 項、第 21 条の 5 の 7 の第 4 項、第 21 条の 5 の 8 の第 1 項・第 3 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 26 第 1 項・第 2 項・第 5 項・第 7 項、第 24 条の 31 第 2 項 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 3 第 1 項・第 2 項、第 25 条の 26 の 4 第 1 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村は、次に掲げる者（以下「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、①及び②の区分に応じ、それぞれに定める障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。 ①　障害児支援利用計画案の提出を求められた通所給付決定又は通所給付決定の変更の申請に係る障害児の保護者　市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から指定に係る障害児支援利用援助（(2)において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合で、申請に係る給付決定等を受けたとき。 ②　通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（(2)において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。 (2) 障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準（「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「算定基準告示」という。））により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。 (3) 市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があったときは、算定基準告示及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号。指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うもの

	とする。 (4) 市町村は、次に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。 ① 障害児相談支援対象保護者が(1)の障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 ② 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (5) (1)の障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書に通所受給者証を添付して市町村に提出しなければならない。 ① 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先 ② 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び障害児相談支援対象保護者との続柄 ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成 24 年厚生労働省告示第 126 号） １ 児童福祉法（以下「法」という。）第 24 条の 26 第２項の規定に基づき、指定障害児相談支援に要する費用の額は、別表障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 24 年厚生労働省告示第 128 号）が定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。 ２ １により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。 別表 障害児相談支援給付費単位数表 １ 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 （１） 障害児支援利用援助費（Ⅰ）１，６２０単位 （２） 障害児支援利用援助費（Ⅱ）８１１単位 ロ 継続障害児支援利用援助費 （１） 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）１，３１８単位 （２） 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）６５９単位 注１ 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第２４条の２６第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注１の（１）を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれの掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定する。 （１） 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２９号。以下「指定基準」という。）第３条第１項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（指定基準第３条第２項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。以下この１において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第３条第１項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

	（２）　障害児支援利用援助費（Ⅱ）　取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ２　継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第２４条の２６第１項第２号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定する。 （１）　継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）　取扱件数が４０未満である場合又は４０以上である場合において、４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 （２）　継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）　取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ３　指定障害児相談支援事業者が、指定基準第１５条第２項第６号（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）、第８号、第９号若しくは第１０号から第１２号まで（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）又は同条第３項第２号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。 ４　指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。 ５　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注３に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ２　利用者負担上限額管理加算１５０単位 注　指定障害児相談支援事業者が、指定基準第１３条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。 ３　初回加算５００単位 注　指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第６条の２の２第８項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算する。 ４　特定事業所加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 イ　特定事業所加算（Ⅰ）５００単位 ロ　特定事業所加算（Ⅱ）４００単位 ハ　特定事業所加算（Ⅲ）３００単位 ニ　特定事業所加算（Ⅳ）１５０単位 ５　入院時情報連携加算 注　障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要

	な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）２００単位 ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）１００単位 ６　退院・退所加算２００単位 注　法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１１項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成２６年法律第５８号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法律第８６号）第２条第７項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成１１年法律第９３号）第１５条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成１９年法律第８８号）第６２条第３項若しくは第８５条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第６２条第２項の救護若しくは同法第８５条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。 ７　医療・保育・教育機関等連携加算１００単位 注　指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。）を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合及び６の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。 ８　サービス担当者会議実施加算１００単位 注　指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、指定基準第１５条第２項第１０号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。 ９　サービス提供時モニタリング加算１００単位 注　指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専

	門員１人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が３９を超える場合には、３９を超える数については、算定しない。 １０　行動障害支援体制加算３５単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。 １１　要医療児者支援体制加算３５単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。 １２　精神障害者支援体制加算３５単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。 １３　地域生活支援拠点等相談強化加算７００単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第１１４条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第１１８条第１項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算する。 １４　地域体制強化共同支援加算２，０００単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □未設定 ３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１００９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例障害児相談支援給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 27 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項、第 24 条の 26 第 1 項・第 2 項、第 24 条の 27 第 1 項・第 2 項、第 24 条の 31 第 1 項・第 2 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔特例障害児相談支援給付費〕 第二十四条の二十七　市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準及び同条第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。 ②　特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第二項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。 ③　前二項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定障害児相談支援事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号～第 3 号・第 5 号～第 10 号・第 12 号・第 13 号、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号、第 24 条の 28 児童福祉法施行規則第 18 条の 31 第 1 項、第 18 条の 32、第 25 条の 26 の 6 第 1 項・第 2 項 児童福祉法施行令第 25 条の 7 第 1 項、第 25 条の 8、第 27 条の 15、第 27 条の 16 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔障害児相談支援給付費〕 第二十四条の二十六　市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。 一　第二十一条の五の七第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の保護者　市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。 〔指定障害児相談支援事業者の指定〕 第二十四条の二十八　第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行う。

	②　第二十一条の五の十五第三項（第四号、第十一号及び第十四号を除く。）の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第二十一条の五の十五第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 29 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 1 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 21 条の 5 の 8 第 1 項・第 3 項、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号～第 3 号・第 5 号～第 10 号・第 12 号・第 13 号、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号、第 24 条の 28、第 24 条の 29 児童福祉法施行令第 25 条の 7 第 1 項、第 25 条の 8、第 27 条の 16、第 27 条の 17 児童福祉法施行規則第 18 条の 31 第 1 項、第 18 条の 32、第 25 条の 26 の 6 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔指定の更新〕 第二十四条の二十九　第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ④　前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 35 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 2 項、第 24 条の 31 第 1 項～第 3 項、第 24 条の 35 第 1 項・第 3 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔勧告、命令等〕 第二十四条の三十五　市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 一　当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。 二　第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 三　第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ③　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	弁明の機会の付与
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 36

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 2 項、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 5 号・第 5 号の 2 第 13 号、第 24 条の 6 第 1 項第 1 号、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号、第 24 条の 28 第 2 項、第 24 条の 30 第 3 項、第 24 条の 31 第 1 項・第 2 項、第 24 条の 34 第 1 項、第 24 条の 36 児童福祉法施行令第 27 条の 18、第 27 条の 19
処　分　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔指定の取消し等〕 第二十四条の三十六　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一　指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第五号、第五号の二又は第十三号のいずれかに該当するに至つたとき。 二　指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。 三　指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 四　指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。 五　障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 六　指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 七　指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜ

	ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 八　指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。 九　前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 十　前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 十一　指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条の 40 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 2 項、第 24 条の 37 第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 24 条の 40 第 1 項・第 3 項 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 8
処　分　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔勧告、命令等〕 第二十四条の四十　第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）が、同条第一項の内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 ③　内閣総理大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	措置に係る費用徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 50 条第 5 号・第 6 号・第 6 号の 2・第 7 号・第 7 号の 2・第 7 号の 3、第 51 条第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 56 条第 2 項・第 6 項 ○川越町児童福祉法施行細則第 17 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	児童福祉法第五十六条 ②　第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 ○川越町児童福祉法施行細則 （費用の徴収） 第 17 条　法第 21 条の６の規定により行われた障害児通所支援の提供若しくは提供の委託又は障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託に関し、町長が障害児の扶養義務者から徴収する費用の額は、次に掲げるとおりとする。 （１）　障害児通所支援の提供若しくは提供の委託　平成 24 年６月 25 日付け障障発 0625 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」のとおりとする。 （２）　障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託　平成 18 年 11 月 17 日付け障障発第 1117002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」のとおりとする。 ２　町長は、前項の徴収額を、費用徴収額決定・変更通知書（扶養義務者分）（様式第 29 号）により、扶養義務者に通知しなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	通所受給者証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法施行規則第 18 条の 6 第 9 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 9 項 児童福祉法施行規則第 18 条の 6 第 9 項・第 10 項・第 11 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 〔通所給付決定の申請〕 第十八条の六 ⑨　市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。 ⑩　前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一　当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先 二　当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄 三　申請の理由 ⑪　通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	１５日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指導の措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	身体障害者福祉法第 18 条の 3

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	身体障害者福祉法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号、第 18 条、第 18 条の 3
処　分　基　準	■設定　□未設定 身体障害者が身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有しなくなったときその他指導の継続の必要が認められないとき。 （措置の解除に係る説明等） 第十八条の三　市町村長は、第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外（身体障害者福祉法第 19 条）
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	身体障害者福祉法第 18 条の 3

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	身体障害者福祉法第 18 条第 1 項、第 18 条の 3 身体障害者福祉法施行令第 18 条～21 条 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律第 9 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により障害福祉サービスの提供に係る措置を受けていた身体障害者が次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る身体障害者が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスを受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る身体障害者が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る身体障害者が、正当な理由なしに市町村が行う措置に係る面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 法令の条文による。 （措置の解除に係る説明） 第十八条の三　市町村長は、第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外（身体障害者福祉法第 19 条）

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０１９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害者支援施設等への入所措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	身体障害者福祉法第 18 条の 3

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	身体障害者福祉法第 18 条第 2 項、第 18 条の 3
処　分　基　準	■設定　□未設定 身体障害者福祉法第 18 条第２項の規定により障害者支援施設等への入所の措置を受けていた身体障害者が次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る身体障害者が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス（施設サービスに該当するものに限る。）を受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る身体障害者が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る身体障害者が、正当な理由なしに市町村が行う措置に係る面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービス（施設サービスに該当するものに限る。）を受ける必要がなくなったと認めるとき。 （措置の解除に係る説明） 第十八条の三　市町村長は、第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外（身体障害者福祉法第 19 条）

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	身体障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	身体障害者福祉法第 18 条の 3

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	身体障害者福祉法第 18 条第 1 項、第 18 条の 3 身体障害者福祉法施行令第 18 条～21 条 児童福祉法第 63 条の 2 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律第 9 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	児童福祉法第 63 条の 2 の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた 15 歳以上の児童が、障害福祉サービスを利用することが適当であると認められ、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により障害福祉サービスの提供に係る措置を受けている場合において、次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る児童が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスを受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る児童が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る児童が、正当な理由なしに市町村が行う措置に係る面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 （措置の解除に係る説明） 第十八条の三　市町村長は、第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	適用除外（身体障害者福祉法第 19 条）
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	身体障害児に対する障害者支援施設等への入所措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	身体障害者福祉法第 18 条の 3

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	身体障害者福祉法第 18 条第 2 項、第 18 条の 3 児童福祉法第 63 条の 2
処　分　基　準	■設定　□未設定 児童福祉法第 63 条の 2 の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた 15 歳以上の児童が、障害者支援施設に入所することが適当であると認められ、身体障害者福祉法第 18 条第２項の規定により障害者支援施設等への入所の措置を受けている場合において、次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る児童が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス（施設サービスに該当するものに限る。）を受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る児童が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る児童が、正当な理由なしに市町村が行う措置に係る面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービス（施設サービスに該当するものに限る。）を受ける必要がなくなったと認めるとき。 （措置の解除に係る説明） 第十八条の三　市町村長は、第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外（身体障害者福祉法第 19 条）

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	身体障害者福祉法第 38 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	身体障害者福祉法第 38 条第 1 項 ○川越町身体障害者福祉法施行細則第 28 条、別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により障害福祉サービス又は同条第２項の規定により障害者支援施設等への入所等の措置を受けた被措置者又はその扶養義務者から当該措置に要する費用を徴収する場合であって、被措置者にあっては「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成１８年１１月１７日付け障障第１１１７００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「通知」という。）別紙（１）、（３）又は（５）に定める額を、被措置者の扶養義務者の場合にあっては通知別紙（２）、（４）、（５）又は（６）に定める額を徴収する。 ２．災害その他やむを得ない理由により被措置者又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認められるときは、その変動の程度に応じて、徴収費用の額を変更することができる。 （費用の徴収） 第三十八条　第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 ○川越町身体障害者福祉法施行細則 （費用の徴収） 第 28 条　法第 38 条第１項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合福祉法」という。）に基づく施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用し、生活介護、自立訓練、就労

	移行支援又は就労継続支援を利用する身体障害者から徴収する費用の額は別表第１によるものとし、当該障害者の扶養義務者から徴収する費用の額は別表第２によるものとする。 ２　法第 38 条第１項の規定により、総合支援法に基づく療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する身体障害者から徴収する費用の額は別表第３によるものとし、当該障害者の扶養義務者から徴収する額は別表第４によるものとする。 ３　法第 38 条第１項の規定により、総合支援法に基づく居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所又は共同生活援助を利用する身体障害者又は当該障害者の扶養義務者から徴収する費用の額は、別表第５によるものとする。 ４　町長は、第１項から第３項までの徴収額を、費用徴収額決定・変更通知書（様式第 46 号）により、当該納入義務者に通知しなければならない。 別表第１　省略 別表第２　省略 別表第３　省略 別表第４　省略 別表第５　省略
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第２項第４号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害福祉サービスの提供に係る措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	知的障害者福祉法第 15 条の 4

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	知的障害者福祉法第 15 条の 4、第 17 条 知的障害者福祉法施行令第 2 条～第 4 条 知的障害者福祉法施行規則第 2 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 知的障害者福祉法第 15 条第４項の規定により障害福祉サービスの提供に係る措置を受けていた知的障害者が次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る知的障害者が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスを受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る知的障害者が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る知的障害者が、正当な理由なしに市町村が行う措置に係る面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 【その他の基準となる法令】 （措置の解除に係る説明等） 第十七条　市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	知的障害者福祉法第 18 条により適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 1 号

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 1 号、第 17 条 知的障害者福祉法施行規則第 2 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、18 歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、当該知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させなければならない。 （障害者支援施設等への入所等の措置） 第十六条　市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 一　知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。 二　やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 三　知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。 ２　市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。 （措置の解除に係る説明等） 第十七条　市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置

	に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	知的障害者福祉法第 18 条により適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害者支援施設等への入所措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号、第 17 条 知的障害者福祉法施行規則第 2 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	知的障害者福祉法第 16 条第１項第２号の規定により障害者支援施設等への入所の措置を受けていた知的障害者が次に掲げる場合には、措置を解除することができる。 (1) 措置決定に係る知的障害者が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス（施設サービスに該当するものに限る。）を受けることが可能になったと認めるとき。 (2) 措置決定に係る知的障害者が、措置の期間内に本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 措置決定に係る知的障害者が、正当な理由なしに市町村が行う措置に係る面接、調査等に応じないとき。 (4) その他障害福祉サービス（施設サービスに該当するものに限る。）を受ける必要がなくなったと認めるとき。 【その他の基準となる法令】 （措置の解除に係る説明等） 第十七条　市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	知的障害者福祉法第 18 条により適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	職親委託措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号、第 17 条 知的障害者福祉法施行規則第 2 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	知的障害者福祉法第 16 条第１項第３号の規定により職親への委託の措置を受けていた知的障害者が次に掲げる場合には、職親への委託措置を解除することができる。 (1) 職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が知的障害者の保健その他その福祉を図るうえで不適当と認められるとき。 (2) 職親の動機が知的障害者の労働力の搾取を目的とすると認められるとき。 【その他の基準となる法令】 （措置の解除に係る説明等） 第十七条　市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	知的障害者福祉法第 18 条により適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	知的障害者福祉法第 27 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	知的障害者福祉法第 27 条 ○川越町知的障害者福祉法施行細則第 21 条、別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5
処　分　基　準	■設定　□未設定
	法第15条の４の規定による障害福祉サービスの提供等又は法第16条第１項第２号の規定による障害者支援施設等への入所等に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 ○川越町知的障害者福祉法施行細則 （費用の徴収） 第 21 条　法第 27 条の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）に基づく施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用し、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する知的障害者から徴収する費用の額は別表第１によるものとし、当該障害者の扶養義務者から徴収する費用の額は別表第２によるものとする。 ２　法第 27 条の規定により、総合支援法に基づく療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する知的障害者から徴収する費用の額は別表第３によるものとし、当該障害者の扶養義務者から徴収する額は別表第４によるものとする。 ３　法第 27 条の規定により、総合支援法に基づく居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所又は共同生活援助を利用する知的障害者又は当該障害者の扶養義務者から徴収する費用の額は、別表第５によるものとする。 ４　町長は、第１項から第３項までの徴収額を、費用徴収額決定・変更通知書（様式第 38 号）により、当該納入義務者に通知しなければならない。 別表第１　省略 別表第２　省略 別表第３　省略 別表第４　省略 別表第５　省略

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項、第 12 条 老人福祉法施行令第 5 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	老人福祉法第１０条の４第１項の規定により居宅における介護等の措置を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置を解除するものとする。 (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。 (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。 (3) 上記に掲げるほか、対象者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認められるとき。 【その他関連法令】 ○老人福祉法 （措置の解除に係る説明等） 第十二条　市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	老人福祉法第 12 条の 2 により適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０２９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	日常生活用具の給付等の措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項、第 12 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	次のいずれかに該当する場合は、その者に対する措置を解除し、当該給付等に要した費用の全部又は一部について期限を定めて返還を求めるものとする。 (1) 虚偽の申請その他の不正行為により給付等の決定を受けたことが判明したとき。 (2) 給付等を受けた用具を目的以外に使用、譲渡、交換、貸付け又は担保等に供したとき。 (3) その他福祉事務所長又は更生相談所長の判断により措置の解除が適当と認められたとき。 【その他関連法令】 ○老人福祉法 （措置の解除に係る説明等） 第十二条　市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	老人福祉法第 12 条の 2 により適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	養護老人ホーム等への入所措置等の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	老人福祉法第 12 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	老人福祉法第 11 条第 1 項、第 12 条 老人福祉法施行令第 6 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 老人福祉法第 11 条第 1 項の規定により養護老人ホーム等への入所措置等を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置を解除するものとする。 (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。 (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。 (3) 上記に掲げるもののほか、対象者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	老人福祉法第 12 条の 2 により適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	入所措置費用の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	老人福祉法第 28 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	老人福祉法第 28 条第 1 項 ○川越町老人福祉法施行細則第 12 条、別表第 1、別表第 2、別表第 3
処　分　基　準	■設定　□未設定
	老人福祉法第10条の４第１項の規定による居宅における介護等及び第11条の規定による老人ホームへの入所等に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 ○老人保護措置費の国庫負担について（昭和 47 年厚生省社第 451 号） 第２　国庫負担金の算定基準 この国庫負担金は、各負担金ごとに別紙１「老人保護措置費国庫負担金交付基準」により算定した額の合計額から、別紙２「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を国庫負担基本額とし、その額に２分の１を乗じて得た額の合計額とするものであること。 別紙２ 費用徴収基準(平成 11 年７月以降適用) 法第11条に規定する措置に要する費用にかかる法第28条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については別表１の、また、特別養護老人ホーム被措置者については原則として別表２の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表３の税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とすること。ただし、月の中途で施設に入所し若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額(円未満切捨て)とすること。 費用徴収基準月額×(当該月の実措置日数／当該月の実日数) 別表１～別表３　略 ○川越町老人福祉法施行細則 （費用の徴収等）

	第 12 条　町長は、法第 11 条の規定による措置をとったときには、法第 28 条の規定により、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。 ２　前項の規定により徴収する額は、別表第１及び別表第２に、その扶養義務者にあっては別表第３のとおりとする。 別表第 1　省略 別表第 2　省略 別表第 3　省略
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	自立支援給付の不正利得に対する徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 ・「偽りその他不正の行為」とは、詐欺（刑法第 246 条）等が該当するが、必ずしも犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を指す。 ・「自立支援給付を受けた者」とは、支給決定を受けた者であるかどうかを問わず、本来受けることができない給付を受けた者すべてが該当する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、のぞみの園、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関（以下「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。 （参考） ・「指定障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条の規定により都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。 ・「指定障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 38 条の規定により都道府県知事が指定する障害者支援施設をいう。 ・「のぞみの園」とは、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。 ・「指定一般相談支援事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 19 の規定により都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者をいう。 ・「指定特定相談支援事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 の規定により都道府県知事が指定する総合的に相談支援を行う者をいう。 ・「指定自立支援医療機関」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条の規定により都道府県知事が指定する医療機関をいう。

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定事務受託法人の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 11 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 11 条の 2 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 3 条の 2 第 2 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 22
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するものに委託することができる。 (1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第９条第１項、第 10 条第１項並びに第 11 条第１項及び第２項に規定する事務（これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。） (2)　その他厚生労働省令で定める事務（前号括弧書に規定するものを除く。）
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護給付費等の支給の要否の決定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 1 項、第 4 項～第 6 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 4、第 12 条の 5 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（支給要否決定等） 第二十二条　市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。 ４　市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。 ５　前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。 ６　市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護給付費等の支給決定の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、申請又は職権により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	職権による支給決定の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定 １．職権により、介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害者の保護者につき、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの支給量を変更する必要があると認めるときは、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条に規定する事項を勘案して支給決定の変更の決定を行うことができる。 (1)　障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 (2)　障害者等の介護を行う者の状況 (3)　障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 (4)　障害児が現に児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援又は同法第 24 条の２第１項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況 (5)　障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 (6)　障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第３号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 (7)　障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 (8)　障害者等の置かれている環境 (9)　障害福祉サービスの提供体制の整備の状況 ２．支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第４項）。 障害支援区分の変更の認定については、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第５号）第１条に掲げる状態区分により、市町村審査会の審査及び判定を経て決定する。

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	支給決定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 14 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。 (1) 支給決定に係る障害者又は障害児が、指定障害福祉サービス、施設障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。 (2) 介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害者の保護者が、支給決定の有効期間内に、本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるときを除く。）。 (3) 支給決定に係る障害者若しくは障害児又は障害児の保護者が、正当な理由なしに障害程度区分の認定又は支給要否の決定（変更の認定又は決定を含む。）を行うための調査に応じないとき。 (4) 介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が、介護給付費等の支給又は支給決定の変更に係る申請に関し虚偽の申請をしたとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０３９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護給付費又は訓練等給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項・第 3 項・第 4 項・第 6 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 24 条、第 25 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、毎月、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち則第２５条で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。 (2) 介護給付費又は訓練等給付費の額は、１か月につき、下記の①に掲げる額から②に掲げる額を控除して得た額とする。 ① 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

	指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額 ②　当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して令第１７条で定める額（当該額が①の額の１００分の１０に相当する額を超えるときは、当該相当する額）
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 18 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 31 条第 1 項 ○川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第 6 条 ○川越町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス等又は第２号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 (1) 支給決定障害者等が、支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 (2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われる基準該当障害福祉サービス）を受けたとき。 ア　都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める事項を満たすと認められる事業を行う事業所（基準該当事業所） イ　都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に定める事項を満たすと認められる施設（基準該当施設） (3) 支給決定障害者等が、支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により前号の基準該当障害福祉サービスを受けたとき。 2　特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、

	市町村が定める。 ①　指定障害福祉サービス等　厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額） ②　基準該当障害福祉サービス　障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額） ○川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 （特例介護給付費の支給） 第６条　町長は、障害福祉サービス支給決定障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）が、登録事業者から基準該当障害福祉サービスを受けた場合において必要があると認めたときは、特例介護給付費を支給する。 ２　特例介護給付費の額は、基準該当障害福祉サービスについて法第 30 条第３項の規定により町長が定める基準により算定した費用の額とする。 ○川越町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 （特例介護給付費等の額） 第 11 条　特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額にあっては総合支援法第 30 条第３項の規定によりその基準とされた額、特例特定障害者特別給付費の額にあっては総合支援法第 34 条第２項の規定によりその基準とされる額とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護給付費等の負担額の特例認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 31 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 31 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 32 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （介護給付費等の額の特例） 第三十一条　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第二十九条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額)」とあるのは、「額）の範囲内において市町村が定める額」とする。 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情） 第三十二条　法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。 一　支給決定障害者等又はその属する世帯（特定支給決定障害者（令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。 二　支給決定障害者等の属する世帯（特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 三　支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 四　支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ば

	つ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定障害者特別給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 20 条、第 21 条第 1 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条、第 34 条の 2、第 34 条の 3 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例特定障害者特別給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 35 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 35 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 21 条第 1 項・第 3 項、第 21 条の 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 4 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。 ①　特定障害者が、支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 ②　特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。 2　特定入所等サービスを受けた特定障害者に支給する特例特定障害者特別給付費の額は、政令第 21 条第 1 項の規定による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 7 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 6、第 51 条の 7 第 1 項、第 4 項～第 6 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 35
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 51 条の６第１項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定（以下「給付要否決定」という。）を行うものとする。 2　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。 3　市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 4　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、法第 51 条の６第１項の申請に係る障害者に対し、法第 51 条の 17 第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。 5　前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。 6　市町村は、前２項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第１項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。 7　市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めなければならない。

	8　市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証を交付しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 9 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 9 第 1 項・第 2 項、第 51 条の 7 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 35
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。 2　市町村は、前項の申請又は職権により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 51 条の 7 第 1 項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。 3　法第 19 条（第 1 項を除く。）、第 20 条（第 1 項を除く。）及び第 51 条の 7（第 1 項を除く。）の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4　市町村は、第 2 項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 10 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 6
処　分　基　準	■設定　□未設定
	地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 (1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 (3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに市町村が行う調査に応じないとき。 (4) 地域相談支援給付決定障害者が地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給又は支給決定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域相談支援給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項・第 2 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 51、第 34 条の 52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者（指定一般相談支援事業者）から指定に係る地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）を受けたときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援（地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下同じ。）に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。 (2) 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年３月 14 日厚生労働省告示第 124 号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例地域相談支援給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 15 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 15 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 53 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。 (2) 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の①及び②の事項を記載した申請書に②の額を証する書類を添付して、市町村に提出しなければならない。 ① 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び地域相談支援受給者証番号 ② 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額 (3) 特例地域相談支援給付費の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０４９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	計画相談支援給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項・第 2 項・第 5 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 54 第 1 項・第 3 項、第 34 条の 56 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、次に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、それぞれの区分に定める計画相談支援に要した費用について、毎月、計画相談支援給付費を支給する。 ①　市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた介護給付費等の支給決定若しくは支給決定の変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付決定若しくは給付決定の変更の申請に係る障害者　市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（以下「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。 ②　介護給付費等の支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）　指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（２において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。 2　計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「基準告示」という。）により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要し

	た費用の額）とする。 3　計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 ①　当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先 ②　当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、障害児の氏名、生年月日及び個人番号 4　支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号） 1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第２項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 24 年厚生労働省告示第 94 号）に定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。 2　前号の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。 別表 計画相談支援給付費単位数表 1　計画相談支援費 イ　サービス利用支援費 （1）　サービス利用支援費（Ⅰ）1,458 単位 （2）　サービス利用支援費（Ⅱ）729 単位 ロ　継続サービス利用支援費 （1）　継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,207 単位 （2）　継続サービス利用支援費（Ⅱ）603 単位 注１　サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第 51 条の 17 第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注１の（1）を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定する。 （1）　サービス利用支援費（Ⅰ）　指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定基準」という。）第３条第１項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（指定基準第３条第２項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。以下この１において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第３条第１項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 （2）　サービス利用支援費（Ⅱ）　取扱件数が 40 以上である場合において、当

	該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 2　継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第 51 条の 17 第１項第２号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定する。 （１）　継続サービス利用支援費（Ⅰ）　取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 （２）　継続サービス利用支援費（Ⅱ）　取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 3　指定特定相談支援事業者が、指定基準第 15 条第２項第６号（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）、第９号、第 10 号若しくは第 11 号から第 13 号まで（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）又は同条第３項第２号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。 4　指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法第 24 条の 26 第１項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。 5　指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。 6　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護１又は要介護２のものに対して、同法第 46 条第１項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。 （１）　サービス利用支援費（Ⅰ）552 単位 （２）　継続サービス利用支援費（Ⅰ）602 単位 7　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。 （１）　サービス利用支援費（Ⅰ）854 単位 （２）　サービス利用支援費（Ⅱ）125 単位 （３）　継続サービス利用支援費（Ⅰ）904 単位 （４）　継続サービス利用支援費（Ⅱ）300 単位 8　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第 58 条第１項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、１月につき９単位を所定単位数から減算する。 9　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注３及び注４に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算

	する。 ２　利用者負担上限額管理加算 150 単位 注　指定特定相談支援事業者が、指定基準第 13 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。 ３　初回加算 300 単位 注　指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第５条第 22 項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算する。 ４　特定事業所加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じは、１月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 イ　特定事業所加算（Ⅰ）500 単位 ロ　特定事業所加算（Ⅱ）400 単位 ハ　特定事業所加算（Ⅲ）300 単位 ニ　特定事業所加算（Ⅳ）150 単位 ５　入院時情報連携加算 注　計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）200 単位 ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）100 単位 ６　退院・退所加算 200 単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第５条第１項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第２項に規定する救護施設若しくは同条第３項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法律第 86 号）第２条第７項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 62 条第３項若しくは第 85 条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第２項の救護若しくは同法第 85 条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に

	限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。 ７　居宅介護支援事業所等連携加算 100 単位 注　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第２条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第８条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第８条の２第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する（当該指定居宅介護支援等の利用開始日前６月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。）。 ８　医療・保育・教育機関等連携加算 100 単位 注　指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合及び６の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。 ９　サービス担当者会議実施加算 100 単位 注　指定継続サービス利用支援を行うに当たり、指定基準第 15 条第２項第 11 号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。 10　サービス提供時モニタリング加算 100 単位 注　指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員１人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が 39 を超える場合には、39 を超える数については、算定しない。 11　行動障害支援体制加算 35 単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。 12　要医療児者支援体制加算 35 単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。

	13　精神障害者支援体制加算 35 単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。 14　地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第１項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第 39 条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第 12 号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）別表の第２の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)。 15　地域体制強化共同支援加算 2,000 単位 　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例計画相談支援給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 18 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第２８号）を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。 (2) 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成２４年厚生労働省告示第１２５号）により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定特定相談支援事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号、第 51 条の 20、第 51 条の 24 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 22 条第 1 項、第 22 条の 2、第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 13、第 26 条の 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 20 の 2、第 34 条の 20 の 3、第 34 条の 59 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　指定特定相談支援事業者の指定は、次の各号に掲げる基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。 ①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「基準省令」という。）第 19 条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合で、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む。）。 ②　法第 89 条の３第１項に規定する協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。 ③　特定相談支援事業所において、相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。 2　指定の際の審査基準は、指定一般相談支援事業者の指定の際の審査基準に準ずる。 3　指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、④に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

	①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③　当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ④　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ⑤　事業所の平面図 ⑥　事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦　運営規程 ⑧　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 ⑨　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ⑩　当該申請に係る事業に係る資産の状況 ⑪　当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項 ⑫　２の審査基準（法第 36 条第３項）に該当しないことを誓約する書面 ⑬　役員の氏名、生年月日及び住所 ⑭　その他指定に関し必要と認める事項
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定特定相談支援事業者の指定の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 21 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項、第 41 条第 2 項・第 3 項、第 51 条の 14 第 1 項、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号、第 51 条の 20、第 51 条の 21 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 22 条第 1 項、第 22 条の 2、第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 13、第 26 条の 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 20 の 2、第 34 条の 20 の 3、第 34 条の 59 第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 （指定の更新） 第五十一条の二十一　第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者及び第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。 ２　第四十一条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 【その他の基準となる法令】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （地域相談支援給付費） 第五十一条の十四　市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）から当該指定に係る地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援（地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。 （計画相談支援給付費）

	第五十一条の十七　市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。 一　第二十二条第四項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者　市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。 二　支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者　指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。 （指定特定相談支援事業者の指定） 第五十一条の二十 ２　第三十六条第三項（第四号、第十号及び第十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （指定障害福祉サービス事業者の指定） 第三十六条 ３　都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定特定相談支援事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の24、第51条の28第2項・第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 ①　当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。 ②　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 ③　法第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 2　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項、第 51 条の 20 第 2 項、第 51 条の 22 第 3 項、第 51 条の 24 第 1 項・第 2 項、第 51 条の 29 第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 22 条、第 22 条の 2、第 26 条、第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 14、第 26 条の 16、第 26 条の 17 第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 20 の 2 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定特定相談支援事業者が、①から③までのいずれかに該当するに至ったとき。 ①　この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ②　労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ③　指定特定相談支援事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその特定相談支援事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに①若しくは②又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者があるとき。 （ア）　指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの （イ）　指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった

	日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）において、当該通知の日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 （ウ） 指定の申請前５年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 (2) 指定特定相談支援事業者が、障害者又は障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者又は障害児のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。 (3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定特定相談支援事業者が、指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定特定相談支援事業者が、市町村長が命ずる報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、市町村長が求める出頭に応ぜず、市町村長が行う質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は市町村長が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段によりその指定を受けたとき。 (9) 上記に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 上記に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定特定相談支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定相談支援事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 33 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 33 第 1 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 61
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　業務管理体制の整備に係る届出を受けた市町村長は、当該届出をした指定相談支援事業者が、下記基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 ①　指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定相談支援事業者　法令遵守責任者の選任をすること。 ②　指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定相談支援事業者　法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 ③　指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定相談支援事業者　法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 2　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 36 条～第 39 条 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村長は、申請に係る障害者又は障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者若しくは障害児又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令第 29 条の基準に該当する場合には、育成医療、更生医療及び精神通院医療の種類ごとに、次の通知の要領において支給認定を行うものとする。 2　支給認定は、1年以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。 3　市町村は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、毎月、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、次の通知の要領により自立支援医療費を支給する。 自立支援医療費の支給認定について（抄） 平成 18 年３月３日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 別紙２ 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱 第２ 自立支援医療（育成医療）の対象 自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第４条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、これを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確

	実なる治療効果が期待しうるものとすること。 1　育成医療の対象となる疾患を障害区分により示せば、次のとおりであること。 (1) 肢体不自由によるもの (2) 視覚障害によるもの (3) 聴覚、平衡機能障害によるもの (4) 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの (5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。） (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの 2　内臓障害によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。 なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法及び小腸機能障害に対する中心静脈栄養法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。 3　自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。） 第４ 支給認定 1　都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）が所定の手続による申請を受理した場合は、受診者について育成医療の要否等に関し、育成医療の対象となる障害の種類、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び育成医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に認定を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。 なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額の算定は、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用（食事療養の費用を除く。）について健康保険診療報酬点数表によって行うものとすること。 2　都道府県知事は、当該申請について、育成医療を必要とすると認められた場合は、「世帯」の所得状況を確認の上、高額治療継続者（令第 35 条第１項第１号に規定する高額治療継続者をいう。いわゆる「重度かつ継続」。以下同じ。）への該当・非該当、自立支援医療費支給認定通則実施要綱第２に定める負担上限月額の認定を行った上で、施行規則の定めるところにより、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。認定を必要としないと認められる場合については、認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。 3　育成医療の具体的方針は、受給者証裏面に詳細に記入すること。 4　自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に限られること。 5　支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則３か月以内とし、３か月以上に及ぶものについての支給認定に当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗 HIV 療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長１年以内とすること。 6　同一受診者に対し、当該受診者が育成医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は原則１か所とすること。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することを妨げない。 7　受診者が死亡した場合又は身体の状況から育成医療を受ける必要がなくなっ

	た場合は、交付していた受給者証を速やかに都道府県知事に返還させること。 ８　受診者が、支給認定の有効期間内に満 18 歳になった場合であっても、当初の支給認定の有効期間中は育成医療の支給認定の取消しは行わないものとする。なお、当初の支給認定の有効期間を超えて再度の育成医療の支給認定を行うことはできないものとする。 第６ 自立支援医療費の支給の内容 １　自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、第２のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次によること。 (1) 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた育成医療に係る費用について、都道府県が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。 (2) 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。 なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであるから支給は認められないこと。 (3) 移送費の支給は、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限度の経費とすること。なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。事前に都道府県知事に申請を行い、本人が歩行困難等により必要と認められる場合に支給することとすること。 (4) 治療材料費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、受給者から都道府県知事に申請させること。 ２　支給認定の有効期間中において、育成医療の対象疾病に直接起因する疾病を併発した場合は、その併発病の治療についても自立支援医療費の支給の対象として差支えないこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 36 条～第 39 条 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村長は、申請に係る障害者又は障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者若しくは障害児又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令第 29 条の基準に該当する場合には、育成医療、更生医療及び精神通院医療の種類ごとに、次の通知の要領において支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、更生医療及び精神通院医療を、戦傷病者特別援護法又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定により受けることができるときは、この限りでない。 2　支給認定は、1年以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。 3　市町村は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、毎月、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、次の通知の要領により自立支援医療費を支給する。 自立支援医療費の支給認定について（抄） 平成 18 年３月３日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 別紙３ 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱 第２　自立支援医療（更生医療）の対象 自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の対象となる者は、

	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第４条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実なる治療効果が期待しうるものとすること。 １　更生医療の対象となる疾患を障害区分により示せば、次のとおりであること。 (1) 肢体不自由によるもの (2) 視覚障害によるもの (3) 聴覚、平衡機能障害によるもの (4) 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの (5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、小腸機能障害に限る。） (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの ２　更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実なる治療効果が期待されるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓障害によるものについては、手術により障害の除去又は軽減が見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。 なお、腎臓障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法及び小腸機能障害に対する中心静脈栄養法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。 ３　自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。） 第４　更生医療の要否の判定 １　判定の依頼を受けた更生相談所の長は申請者について判定を行い、判定書及び付属書類を作成し市町村長に送付すること。 ２　判定は、申請者について、医学的に支給認定を行うかどうかについて的確な判定を行い、更生医療を必要とすると認められた者については、医療の対象となる障害の種類、高額治療継続者（令第 35 条第１項第１号に規定する高額治療継続者をいう。いわゆる「重度かつ継続」。以下同じ。）の対象疾病であるか否か、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に判断を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。 なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額の算定は、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用（食事療養及び生活療養の費用を除く。）について健康保険診療報酬点数表によって行うものとすること。また、老人保健法の対象者の更生医療については、老人保健の医療に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例によって行うものとすること。 第５　支給認定 １　市町村長は、更生相談所の判定の結果、更生医療を必要とすると認められた申請者について、支給認定を行い、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付すること。 また、判定の結果、更生医療を必要としないと認められた者については第３の３の却下手続に準じて通知書を交付すること。 なお、支給認定の際に指定自立支援医療機関において実施する医療以外に移送等を必要とすると認められた者については、それらに要する費用額の算定を行った調査書を作成すること。 ２　受給者証の交付に当たっては、「世帯」の所得状況及び更生相談所の判定書に

	基づき高額治療継続者への該当・非該当、自立支援医療費支給認定通則実施要綱第２に定める負担上限月額の認定を行った上で、施行規則の定めるところにより、受給者証を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。認定を必要としないと認められる場合については認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。 ３　更生医療の具体的方針は、判定書に基づき、受給者証裏面に詳細に記入すること。 ４　自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に限られること。 ５　支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則３か月以内とし、３か月以上に及ぶものについての支給認定に当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗ＨＩＶ療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長１年以内とすること。 ６　同一受診者に対し、当該受診者が更生医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は原則１か所とすること。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することを妨げない。 ７　受診者が死亡した場合又は医療を受けることを中止した場合は、交付していた受給者証を速やかに市町村長に返還させること。 第７　自立支援医療費の支給の内容等 １　市町村長は、支給認定を受けた者が更生医療を受けた指定自立支援医療機関に対し、必要に応じ、治療経過・予定報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めること。ただし、当該指定自立支援医療機関が薬局である場合はその必要はないこと。 ２　指定自立支援医療機関において、緊急かつやむを得ない事情により、支給認定の有効期間を延長する必要があると認める場合には、報告書にその旨を記入して提出させること。この場合において単なる期間延長として認められる期間は、２週間以内でかつ、１回に限ることとする。この場合、更生相談所における判定は要せず、市町村長の判断により期間延長の承認を行って差し支えないこと。それ以上の期間を要するものについては、再認定として第６の１の取扱いによること。 ３　自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は、第２のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次によること。 (1) 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた更生医療に係る費用について、市町村が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。 (2) 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。 なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであるから支給は認められないこと。 (3) 移送費の支給は、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限度の経費とすること。なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。移送費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、申請者から市町村長に申請させること。 (4) 施術はマッサージのみ認めることとし、この場合は当該指定自立医療機関にマッサージ師がなく、かつ、担当の医師の処方に基づいて指定する施術所において施術を受ける場合にのみ、その料金を支給すること。 (5) 施術料及び治療材料費の費用の算定は次によること。

	ア　施術料は保険局長通知「はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」により算定すること。 イ　治療材料費の算定は、健康保険の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例によること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 31 条、第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 44 条 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０５９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 31 条、第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 44 条 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	自立支援医療費の支給認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 34 条 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 (1) 支給認定に係る障害者又は障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認められるとき。 (2) 支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、支給認定の有効期間内に、本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるときを除く。）。 (3) 支給認定に係る障害者又は障害児が、正当な理由なしに報告又は文書その他の物件の提出又は提示命令に応じないとき。 (4) 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者若しくは障害児の配偶者又は障害者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに報告又は文書その他の物件の提出又は提示命令に応じないとき。 (5) 支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が支給認定又は支給認定の変更に係る申請に関し虚偽の申請をしたとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。 (2) 自立支援医療費の額は、１か月につき、①に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養が含まれるときは、当該額及び②に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養が含まれるときは、当該額及び③に掲げる額の合算額）とする。 ①　同一の月に受けた指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して令第 35 条で定める額（当該額が当該算定した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額 ②　当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」（平成 18 年３月 28 日厚生労働省告示第 156 号）で定める額を控除した額 ③　当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」（平成 18 年９月 29 日厚生労働省告示第 571 号）で定める額を控除した額

	(3) 上記(2)の療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針」（平成 18 年３月 28 日厚生労働省告示第 157 号）の定めるところによる。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。 (2) 自立支援医療費の額は、１か月につき、①に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養が含まれるときは、当該額及び②に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養が含まれるときは、当該額及び③に掲げる額の合算額）とする。 ①　同一の月に受けた指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して令第 35 条で定める額（当該額が当該算定した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額 ②　当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」（平成 18 年３月 28 日厚生労働省告示第 156 号）で定める額を控除した額 ③　当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」（平成 18 年９月 29 日厚生労働省告示第 571 号）で定める額を控除した額

	(3) 上記(2)の療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針」（平成 18 年３月 28 日厚生労働省告示第 157 号）の定めるところによる。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	療養介護医療費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 70 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条、第 42 条の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 64 条の 2 第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 療養介護医療費の支給基準については、自立支援医療費の支給基準が準用される。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	基準該当療養介護医療費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 71 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 3 項・第 4 項、第 71 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 42 条の 3、第 42 条の 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 54 条、第 64 条の 3～第 64 条の 4
審　査　基　準	■設定　□未設定
	特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療を受けたときは、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。 基準該当療養介護医療費の支給基準については、自立支援医療費の支給基準が準用される。 （参考） ・「基準該当事業所」とは、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める事項を満たすと認められる事業を行う事業所をいう。 ・「基準該当施設」とは、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に定める事項を満たすと認められる施設をいう。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	補装具費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 65 条の 7 の 2 補装具費支給事務取扱指針について（平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 電動車いすに係る補装具費の支給について（平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929009 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額障害福祉サービス等給付費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 4、第 43 条の 5、第 43 条の 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 65 条の 9 の 3～第 65 条の 9 の 5
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、①及び②掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第 24 条第２項に規定する居宅サービス等並びに補装具の購入等に要した費用の合計額（それぞれ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の２第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 224 号）により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第 20 条に規定する介護サービス費等並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。 ①　介護給付費等の支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。） ②　65 歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービスを受けているもの（支給決定を受けていない者に限る。）のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの 2　高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等については、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る①及び③に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る②に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。 ①　同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。③にお

	いて同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第 29 条第３項第１号に掲げる額及び法第 30 条第３項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額 ②　同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。）が同一の月に購入等をした補装具に係る法第 76 条第２項に規定する基準額の合計額から当該購入等をした補装具につき支給された同条第１項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額 ③　同一の世帯に属する支給決定障害者等が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に 90 分の 100（介護保険法第 49 条の２又は第 59 条の２の規定が適用される場合にあっては 80 分の 100、同法第 50 条第１項又は第 60 条第１項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 をこれらの規定に規定する 100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第 50 条第２項又は第 60 条第２項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 をこれらの規定に規定する 100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額 ④　同一の世帯に属する児童福祉法第６条の２の２第９項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第１項に規定する障害児通所支援に係る同法第 21 条の５の３第２項第１号に掲げる額及び同法第 21 条の５の４第３項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第 21 条の５の５第１項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額 ⑤　同一の世帯に属する児童福祉法第 24 条の３第６項に規定する入所給付決定保護者（同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第 24 条の２第１項に規定する指定入所支援に係る同条第２項第１号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第１項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ９０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給者証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 16 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 16 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、受給者証を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、受給者証を交付しなければならない。 2　受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１５日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域相談支援受給者証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 8

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 50 第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　市町村は、地域相談支援受給者証を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。 2　地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合は、申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１５日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０６９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	医療受給者証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 33 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 33 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 48 条第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１５日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０７０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6 第 1 項、第 34 条の 3 第 3 項第 2 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、次に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を行わないことができる。 (1) 特定障害者が、法第３４条第１項及び第３５条第１項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 特定障害者が、受給者証に記載されている特定障害者特別給付費を支給する期間内に、本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０７１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	計画相談支援給付費の支給の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 55 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 55 第 1 項、第 34 条の 35 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、次に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。 (1) 計画相談支援対象障害者等が、法第５１条の１７第１項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、本市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１０７２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	本人の同意のない医療保護入院の措置に対する同意
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	法令の条文による。 （医療保護入院） 第三十三条　精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。 一　指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの 二　第三十四条第一項の規定により移送された者 ３　精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等（前項に規定する家族等をいう。以下同じ。）がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５００

＜処分の概要＞

許認可等の名称	被保険者証の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 26 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 26 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（被保険者証の交付） 第 26 条　市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者（法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第二十七条第一項又は第三十二条第一項の規定による申請を行ったもの及び法第十二条第三項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。 ２　第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 ３　前項の場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。）、組合員証又は加入者証（組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	被保険者に対する不正利得の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 22 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 22 条第 1 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	虚偽診断書による不正利得の徴収命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 22 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 22 条第 2 項
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定居宅サービス事業者等の費用返納命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 22 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 22 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が、偽りその他不正の行為により費用の支払を受けたときは、当該事業者又は施設から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	要介護認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 27 条第 1 項・第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 7 条第 1 項・第 3 項、第 27 条、第 35 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 2 条 介護保険法施行規則第 2 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条、第 3 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．要介護状態 身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（２参照）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）（３参照）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。 ２．厚生労働省令で定める期間 法第７条第１項の厚生労働省令で定める期間は、６月間とする。ただし、法第７条第３項第２号に該当する者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が介護保険法施行令第２条第１号に規定する疾病によって生じたものに係る要介護状態の継続見込期間については、その余命が６月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。 ３．その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第７条第１項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第 27 条第５項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。 (1) 要介護１　要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 (2) 要介護２　要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 (3) 要介護３　要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる

	状態 (4) 要介護４　要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 (5) 要介護５　要介護認定等基準時間が 110 分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 ４．要介護認定等基準時間 前項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第 27 条第２項の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する１日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 (1) 入浴、排せつ、食事等の介護 (2) 洗濯、掃除等の家事援助等 (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等 ５．要介護認定の手続 法第 27 条に規定のとおり。 ６．要介護認定等の手続の特例 法第 35 条に規定のとおり。
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日（第 27 条第 11 項）（※法定期間）
備考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	要介護認定の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 28 条第 2 項・第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 28 条 介護保険法施行規則第 38 条、第 39 条、第 40 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 41 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　要介護認定有効期間は、(1)の期間と(2)の期間を合算して得た期間とする。但し、要介護認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては(2)の期間を要介護認定有効期間とする。 (1) 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 (2) ６月間（町が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、３月間から 12 月間までの範囲内で月を単位として町が定める期間（６月間を除く。）） 2　要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、町に対し、当該有効期間の満了の日の 60 日前から満了の日までの間に、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができる。 3　被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から１月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。 4　要介護認定の更新の手続 法第 27 条に規定のとおり。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日（第 28 条第 4 項で準用する第 27 条第 11 項）（※法定期間）
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	要介護状態区分の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 29 条第１項・第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 29 条 介護保険法施行規則第 42 条、第 43 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、町に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 要介護状態区分の変更の認定の手続は法第 27 条の規定のとおり。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日（第 29 条第 2 項で準用する第 27 条第 11 項）（※法定期間）
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	職権による要介護状態区分の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 30 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 30 条 介護保険法施行規則第 44 条第 1 項・第 2 項、第 45 条、第 46 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第二十七条第五項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。 ２　第二十七条第二項から第六項まで及び第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項までの規定は、前項の要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴取又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	要介護認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 31 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 31 条 介護保険法施行規則第 47 条第 1 項・第 2 項、第 48 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。 一　要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 二　正当な理由なしに、訪問調査に応じないとき前。 三　介護保険法の規定による診断命令に従わないとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴取又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５０９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	要支援認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 32 条第 1 項・第 6 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 7 条第 2 項・第 4 項、第 32 条、第 35 条第 3 項・第 4 項 介護保険法施行令第 2 条 介護保険法施行規則第 3 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 2 条、第 3 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．要支援状態 身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（２参照）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）（３参照）のいずれかに該当するものをいう。 ２．厚生労働省令で定める期間 法第７条第２項の厚生労働省令で定める期間は、６月間とする。ただし、法第７条第４項第２号に該当する者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が令第２条第１号に規定する疾病によって生じたものに係る要支援状態の継続見込期間については、その余命が６月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。 ３．支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第７条第２項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第 32 条第４項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 (1) 要支援１　要介護認定等基準時間が 25 分以上 32 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 (2) 要支援２　要支援状態の継続見込期間（法第７条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満である

	状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 ４．要介護認定等基準時間 前項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第 27 条第２項の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する１日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 (1) 入浴、排せつ、食事等の介護 (2) 洗濯、掃除等の家事援助等 (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等 ５．要支援認定の手続 法第 32 条に規定のとおり。 ６．要介護認定等の手続の特例 法第 35 条に規定のとおり。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日（第 32 条第 9 項で準用する第 27 条第 11 項）（※法定期間）
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	要支援認定の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 33 条第 2 項・第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 33 条 介護保険法施行規則第 52 条、第 53 条、第 54 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 55 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　要支援認定有効期間(1)の期間と(2)の期間を合算して得た期間とする。但し、要支援認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては、(2)の期間を要支援認定有効期間とする。 (1) 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 (2) 6 月間（町が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3 月間から 12 月間までの範囲内で月を単位として町が定める期間（6 月間を除く。）） 2　要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、当該有効期間の満了の日の 60 日前から満了の日までの間に、町に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができる。 3　前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から 1 月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。 4．要支援認定の更新の手続 法第 32 条に規定のとおり。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日（第 33 条第 4 項で準用する第 32 条第 9 項で準用する第 27 条第 11 項）（※法定期間）
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	要支援状態区分の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 33 条の 2 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 33 条の 2 介護保険法施行規則第 55 条の 2、第 55 条の 3
審　査　基　準	■設定　□未設定
	要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、町に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 要支援状態区分の変更の認定の手続は、法第 32 条の規定のとおり。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日(第 33 条の 2 第 2 項で準用する第 32 条第 9 項で準用する第 27 条第 11 項)(※法定期間)
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	職権による要支援状態区分の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 33 条の 3 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 33 条の 3 介護保険法施行規則第 55 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 55 条の 5、第 55 条の 6
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。 ２　第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項から第五項まで及び第六項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴取又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	要支援認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 34 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 34 条 介護保険法施行規則第 56 条第 1 項・第 2 項、第 57 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。 一　要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 二　正当な理由なしに、訪問調査に応じないとき前。 三　介護保険法の規定による診断命令に従わないとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴取又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	住所移転後の要介護認定及び要支援認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 36 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 36 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	町は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が住所の移転により本町の被保険者となった場合において、被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に受給資格証明書を添えて申請をしたときは、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、受給資格証明書に記載されている内容に即して要介護認定又は要支援認定を行うことができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	７日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護給付等対象サービスの種類の指定の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 37 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 37 条 介護保険法施行規則第 59 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	市町村は、変更の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	居宅介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 41 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 41 条第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行規則第 61 条、第 62 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例居宅介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 42 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 42 条第 1 項・第 3 項 介護保険法施行令第 15 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１　居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認められること。 ２　居宅要介護被保険者が、指定居宅サ―ビス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（基準該当サービス）を受けた場合において、必要があると認められること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域密着型介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項 介護保険法施行規則第 65 条の 3
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５１９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例地域密着型介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 42 条の 3 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 42 条の 3 第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 15 条の 3
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認められること。 2　その他政令で定めるとき。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	居宅介護福祉用具購入費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 44 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 8 条第 13 項、第 44 条 介護保険法施行令第 17 条 介護保険法施行規則第 70 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 83 条第 2 項 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 94 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　次に掲げる要件を満たす居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 (1) 要介護の認定を受けていること。 (2) 支給限度額管理期間内（毎年４月１日からの 12 月間）における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を超えていないこと。 (3) 特定福祉用具の種目は、次の品目であること（平成 11 年厚生省告示第 94 号） ア　腰掛便座 イ　自動排泄処理装置の交換可能部品 ウ　入浴補助用具 ①入浴用椅子　②浴槽用手すり　③浴槽内椅子　④入浴台　⑤浴室内すのこ　⑥浴槽内すのこ　⑦入浴用介助ベルト エ　簡易浴槽 オ　移動用リフトのつり具の部分 2　居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 3　居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する年の４月１日からの 12 月間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介

	護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、町が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	居宅介護住宅改修費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 45 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 45 条 介護保険法施行令第 18 条 介護保険法施行規則第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 83 条第 2 項 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年厚生省告示第 95 号） 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第 45 条第 4 項の規定により算定する額（平成 12 年厚生省告示第 39 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。なお、居宅介護住宅改修費に係る工事は事前に申請し、該当する工事であるか保険者の確認を得る必要がある。 2．居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。 3．介護保険法第 45 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、1 種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする（平成 11 年厚生省告示第 95 号） (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	居宅介護サービス計画費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 46 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 41 条第 2 項、第 46 条第 1 項・第 2 項・第 7 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例居宅介護サービス計画費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 47 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 47 条第 1 項・第 3 項 介護保険法施行令第 20 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第８１条第１項の厚生労働省令で定める員数及び同条第２項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるのもを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの）を受けた場合において、必要があると認められること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	施設介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 48 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 48 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行規則第 79 条、第 80 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例施設介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 49 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 49 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 22 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１　要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認められること。 ２　その他政令で定めるとき。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 51 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 51 条 介護保険法施行令第 22 条の 2 の 2 介護保険法施行規則第 83 条の 2、第 83 条の 3、第 83 条の 4
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額医療合算介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 51 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 51 条の 2 介護保険法施行令第 22 条の 3 介護保険法施行規則第 83 条の 4 の 2、第 83 条の 4 の 3、第 83 条の 4 の 4
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 51 条の 3 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 49 条の 2、第 51 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 6 項 介護保険法施行令第 22 条の 2 介護保険法施行規則第 83 条の 5、第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５２９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例特定入所者介護サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 51 条の 4 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 51 条の 4 介護保険法施行令第 22 条の 5
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 53 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 52 条、第 53 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行規則第 62 条、第 83 条の 9、第 84 条、第 85 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 54 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 54 条第 1 項・第 3 項 介護保険法施行令第 24 条 介護保険法施行規則第 62 条、第 84 条、第 85 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１　居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認められること。 ２　居宅要介護被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（基準該当介護予防サービス）を受けた場合において、必要があると認められること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域密着型介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行規則第 85 条の 2、第 85 条の 3
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例地域密着型介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 54 条の 3 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 54 条の 3 第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 24 条の 3 介護保険法施行規則第 85 条の 4 の 2
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認められること。 2　その他政令で定めるとき。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護予防福祉用具購入費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 56 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 8 条の 2 第 11 項、第 56 条 介護保険法施行令第 26 条 介護保険法施行規則第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 92 条、第 97 条第 2 項 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 94 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　次に掲げる要件を満たす居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 (1) 要支援の認定を受けていること。 (2) 支給限度額管理期間内（毎年４月１日からの 12 月間）における介護予防福祉用具購入費支給限度基準額を超えていないこと。 (3) 特定福祉用具の種目は、次の品目であること（平成 11 年厚生省告示第 94 号） ア　腰掛便座 イ　自動排泄処理装置の交換可能部分 ウ　入浴補助用具 ①入浴用椅子　②浴槽用手すり　③浴槽内椅子　④入浴台　⑤浴室内すのこ　⑥浴槽内すのこ　⑦入浴用介助ベルト エ　簡易浴槽 オ　移動用リフトのつり具の部分 2　介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 3　介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する年の４月１日から 12 月間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情が

	ある場合であって、町が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護予防住宅改修費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 57 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 57 条 介護保険法施行令第 27 条 介護保険法施行規則第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 97 条第 2 項厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年厚生省告示第 95 号）
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．居宅要支援被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。なお、介護予防住宅改修費に係る工事は事前に申請し、該当する工事であるか保険者の確認を得る必要がある。 ２．介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。 ３．介護保険法第 45 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、1 種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。（平成 11 年厚生省告示第 95 号） (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	介護予防サービス計画費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 58 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 41 条第 2 項、第 58 条第 1 項・第 2 項・第 7 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例介護予防サービス計画費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 59 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 59 条第 1 項・第 3 項 介護保険法施行令第 29 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第１１５条の２４第１項の厚生労働省令で定める員数及び同条第２項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるのもを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの）を受けた場合において、必要があると認められること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 61 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 61 条 介護保険法施行令第 29 条の 2 の 2 介護保険法施行規則第 97 条の 2
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５３９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	高額医療合算介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 61 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 61 条の 2 介護保険法施行令第 22 条の 3、第 29 条の 3 介護保険法施行規則第 83 条の 4 の 2、第 83 条の 4 の 3、第 83 条の 4 の 4、第 97 条の 2 の 2
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 59 条の 2、第 61 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 6 項 介護保険法施行令第 29 条の 2 介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 97 条の 3、第 97 条の 4
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例特定入所者介護予防サービス費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 61 条の 4 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 61 条の 4 第 1 項 介護保険法施行令第 29 条の 5
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	刑事施設等に拘禁された場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 63 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 63 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	故意の場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 64 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 64 条
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	市町村が行う調査に応じなかった場合の給付制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 65 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 65 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の支払方法の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 66 条第 1 項・第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 66 条 介護保険法施行令第 30 条、第 31 条 介護保険法施行規則第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　町は、保険料を滞納している第１号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、介護保険法第 41 条第６項、第 42 条の２第６項、第 46 条第４項、第 48 条第４項、第 51 条の３第４項、第 53 条第４項、第 54 条の２第６項、第 58 条第４項及び第 61 条の３第４項の規定を適用しない旨の記載をするものとする。 2　町は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の保険給付の支払いの一時差止め
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 67 条第 1 項・第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 67 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 30 条、第 32 条第 1 項 介護保険法施行規則第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 105 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　町は、保険給付を受けることができる第１号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2　町は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第１号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険給付一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険料額の控除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 67 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 67 条第 3 項 介護保険法施行規則第 106 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	町は、介護保険法第 67 条第１項又は第２項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、それらの規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の第２号被保険者に対する保険給付の支払いの一時差止め
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 68 条第 1 項・第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 7 条第 6 項、第 68 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項 介護保険法施行令第 30 条、第 32 条 介護保険法施行規則第 100 条、第 107 条、第 108 条、第 109 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 町は、介護保険法第 68 条第１項の規定により保険給付差止の記載を受けた保険給付を受けることができる第２号被保険者である要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５４９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の保険給付の額の減額等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 69 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 69 条 介護保険法施行令第 33 条、第 34 条、第 35 条 介護保険法施行規則第 111 条、第 112 条、第 113 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	町は、要介護認定、要介護更新認定、介護保険法（以下「法」という。）第 29 条第２項において準用する法第 27 条第７項若しくは法第 30 条第１項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、法第 33 条の２第２項において準用する法第 32 条第６項若しくは法第 33 条の３第１項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第１号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る法第 27 条第７項後段（法第 28 条第４項及び法第 29 条第２項において準用する場合を含む。）、法第 30 条第１項後段若しくは法第 35 条第４項後段又は法第 32 条第６項後段(法第 33 条第４項及び法第 33 条の２第２項において準用する場合を含む。)、法第 33 条の３第１項後段若しくは法第 35 条第２項後段若しくは第６項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間の記載をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 78 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3 介護保険法施行規則第 131 条の 2 の 2～第 131 条の 8 の 2 川越町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定 １.指定地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、特別養護老人ホームのうち、その入所定員が２９人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに行う（介護保険法第７８条の２第１項）。 ２．町長は、介護保険法第７８条の２第４項各号のいずれかに該当するときは、指定地域密着型サービス事業者の指定をしてはならない。 ３．町長は、介護保険法第７８条の２第６項各号のいずれかに該当するときは、指定地域密着型サービス事業者の指定をしないことができる。 ４．人員、設備及び運営等の基準 川越町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ６０日　ただし、事前の協議を含めると概ね３カ月が目安。
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	共生型サービスによる地域密着型サービス事業者の指定等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 78 条の 2 の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 78 条の 2 の 2 介護保険法施行規則第 131 条の 11 の 7、第 131 条の 11 の 8、第 131 条の 11 の 9、第 131 条の 11 の 10
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 78 条の 9 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 78 条の 9 第 1 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．町長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について町の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合　町の条例で定める基準又は員数を満たすこと。 (3) 指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。 (4) 第 78 条の４第７項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ２．是正勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその期限内に勧告に係る是正措置をとらなかったときは、その勧告に係る是正措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 78 条の 10

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 78 条の 10 介護保険法施行令第 35 条の 5
処　分　基　準	■設定　□未設定 町長は、介護保険法第 78 条の 10 各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る同法第 42 条の２第１項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新（第 70 条の 2 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 78 条の 12

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 70 条の 2、第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項 介護保険法施行規則第 131 条の 2 の 2～第 131 条の 8 の 2 川越町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　指定地域密着型サービス事業者の指定は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2　更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4　更新の手続は、法第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項の通り。 5　人員、設備及び運営等の基準 川越町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定居宅介護支援事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 79 条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 79 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3 介護保険法施行規則第 132 条、第 132 条の 2、第 132 条の３の２ 川越町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　指定介護支援事業者の指定は、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所ごとに行う。 2　町長は、介護保険法第 79 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならない。 3　人員及び運営等の基準 川越町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	６０日　ただし、事前の協議を含めると概ね３カ月が目安。
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定居宅介護支援事業者の指定の更新（第 70 条の２第１項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 79 条の２

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 70 条の２、第 79 条第１項・第２項、第 79 条の２ 介護保険法施行規則第 132 条、第 132 条の 2 川越町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１　指定居宅介護支援事業者の指定は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 ２　更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 ３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 ４　更新の手続は、法第 79 条第１項・第２項の通り。 ５　人員及び運営等の基準 川越町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 83 条の２第３項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 83 条の 2 第１項・第３項
処　分　基　準	■設定　□未設定 １　町長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、町の条例で定める員数を満たしていない場合　町の条例で定める員数を満たすこと。 (2) 町の条例に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合　当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。 (3) 法第 81 条第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ２　是正勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその期限内に勧告に係る是正措置をとらなかったときは、その勧告に係る是正措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 84 条第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 84 条第１項 介護保険法施行令第 35 条の５
処　分　基　準	■設定　□未設定 町長は、介護保険法第 84 条の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る介護保険法第 46 条第１項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５５９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 12 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 12 第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3 介護保険法施行規則第 140 条の 24、第 140 条の 25、第 140 条の 26 川越町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所ごとに行う（介護保険法第１１５条の１２第１項)。 ２.町長は、介護保険法第１１５条の１２第２項各号のいずれかに該当するときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定をしてはならない。 ３.町長は、介護保険法第１１５条の１２第４項各号のいずれかに該当するときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定をしないことができる。 ４．人員、設備及び運営等の基準 川越町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	６０日　ただし、事前の協議を含めると概ね３カ月が目安。
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	共生型サービスによる地域密着型介護予防サービス事業者の指定等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 12 の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 12 の 2 介護保険法施行規則第 140 条の 28 の 2、第 140 条の 28 の 3
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 18 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 18 第 1 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．町長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について町の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合　町の条例で定める基準又は員数を満たすこと。 (3) 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。 (4) 第 115 条の 14 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ２．是正勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその期限内に勧告に係る是正措置をとらなかったときは、その勧告に係る是正措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 19

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 19 介護保険法施行令第 35 条の 5
処　分　基　準	■設定　□未設定 町長は、介護保険法第 115 条の 19 各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る介護保険法第 54 条の２第１項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（第 70 条の 2 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 21

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 70 条の 2、第 115 条の 12 第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行規則第 140 条の 24、第 140 条の 25、第 140 条の 26 川越町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2　更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4　更新の手続は、法第 115 条の 12 第 1 項・第 2 項・第 4 項の通り。 5　人員、設備及び運営等の基準 川越町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定介護予防支援事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 22 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 22 第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3 介護保険法施行規則第 140 条の 32、第 140 条の 33 川越町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行う。 ２．町長は、介護保険法第 115 条の 22 第２項各号のいずれかに該当するときは、指定介護予防支援事業者の指定をしてはならない。 ３．人員及び運営等の基準 川越町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	６０日　ただし、事前の協議を含めると概ね３カ月が目安。
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定介護予防支援事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 28 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 28 第 1 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．町長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について町の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合　町の条例で定める基準又は員数を満たすこと。 (2) 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合　当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。 (3) 第 115 条の 24 第５項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ２．是正勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその期限内に勧告に係る是正措置をとらなかったときは、その勧告に係る是正措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定介護予防支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 29

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 29 介護保険法施行令第 35 条の 5
処　分　基　準	■設定　□未設定 町長は、介護保険法第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る介護保険法第 58 条第１項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定介護予防支援事業者の指定の更新（第 70 条の 2 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 31

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 70 条の 2、第 115 条の 22 第 1 項・第 2 項、第 115 条の 31 介護保険法施行規則第 140 条の 32、第 140 条の 33 川越町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　指定介護予防支援事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2　更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4　更新の手続は、法第 115 条の 22 第 1 項・第 2 項の通り。 5　人員及び運営等の基準 川越町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を基準とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 34 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 34 第 1 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針(平成 21 年３月 30 日老発第 0330077 号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対し、業務管理体制の整備に関し、次に掲げる内容の検査（特別検査）を行う。 (1) 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証 (2) 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証 ２．町長は、必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 ３．町長は、是正勧告を受けた当該介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその期限内に勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る是正措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５６９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	第１号事業支給費の支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 5 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 5 項 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項、第 140 条の 63 の 3
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５７０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	第１号事業を行う指定事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 5 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項、第 140 条の 63 の 5、第 140 条の 63 の 6
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１　指定事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第１号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第１号事業を行う事業所ごとに行う。 ２　町長は、前項の申請があった場合において、申請者が、町が定める基準であって、次のいずれかに該当するものに従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。 ①　第１号事業（第１号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準 イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第４号）第５条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準 ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準 に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準 ハ　平成 26 年改正前法第 54 条第１項第３号又は法第 59 条第１項第２号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成 26 年改正前法第 54 条第１項第３号又は法第 59 条第１項第２号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

	②　第１号事業に係る基準として、当該第１号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５７１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	第１号事業を行う指定事業者の指定の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 5、第 115 条の 45 の 6 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項、第 140 条の 63 の 5、第 140 条の 63 の 6、第 140 条の 63 の 7
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　指定事業者の指定は、町が定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3　前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4　更新の手続は法第 115 条の 45 の５の通り。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５７２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	第１号事業を行う指定事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 8 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 8 第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	町長は、介護保険法第 115 条の 45 の８第１項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５７３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	第１号事業を行う指定事業者の指定の取消し、指定の効力停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 9

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 115 条の 45 の 9
処　分　基　準	■設定　□未設定 町長は、介護保険法第 115 条の 45 の９各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５７４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	第１号被保険者に係る保険料の賦課
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法第 129 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	介護保険法第 129 条～第 141 条 介護保険法施行令第 38 条、第 40 条、第 41 条 介護保険法施行規則第 141 条～第 158 条の 3
処　分　基　準	■設定　□未設定
	介護保険法第 129 条第１項の保険料は、第１号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	被保険者証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次の１に掲げる事項（次の２に掲げる書類を提示する場合には１(1)及び(2)に掲げる事項）を記載した申請書を町に提出して、その再交付を申請しなければならない。 １　次に掲げる事項 (1) 氏名、性別、生年月日、住所 (2) 個人番号 (3)　再交付申請の理由 ２　氏名及び生年月日又は住所（個人識別事項）が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの (1)　個人番号カード又は番号利用法施行規則第１条第１項第１号に掲げる書類 (2)　２(1)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして町長が適当と認めるもの (3)　２(1)及び(2)に掲げるもののほか、番号利用法施行規則第２条第３項第１号　に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって町長が適当と認めるもののうち２以上の書類
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	1 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	負担割合証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 28 条の 2 第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 28 条の 2 第 4 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次の１に掲げる事項を記載した申請書を町に提出し、次の２掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 １　次の掲げる事項 (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 (2) 再交付申請の理由 (3) 被保険者証の番号 ２　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの (1) 個人番号カード又は番号利用法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる書類 (2) ２(1)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの (3) ２(1)及び(2)に掲げるもののほか、番号利用法施行規則第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類 ２　負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	1日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 5、第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．介護保険法施行規則第 83 条の５に定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき町の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）である。 (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービスを受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による町民税が課されていない者又は町の条例で定めるところにより当該町民税が免除された者であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額として町長が認定した額が次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。 イ　第１号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の①から③までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が 120 万円を超える場合　1,500 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、500 万円） ① 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。②及び③並びに(4)イにおいて同じ）中の公的年金等の収入金額。 ② 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第２項の規定によって計算した金額から 10 万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）

	によるものとし、租税特別措置法第 33 条の４第１項若しくは第２項、第 34 条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項、第 35 条の２第１項、第 35 条の３第１項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。(4)イにおいて同じ。）から所得税法第 35 条第２項第１号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。(4)イにおいて同じ。） ③ 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額 ロ 第１号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円を超え 120 万円以下である場合 1,550 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、550 万円） ハ 第１号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円以下である場合 1,650 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、650 万円） ニ 第２号被保険者（ホに掲げる者を除く。）である場合 2,000 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、1,000 万円） ホ 老齢福祉年金の受給権を有する者である場合 2,000 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、1,000 万円） (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの (3) 被保護者 (4) 上記に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が２以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が１月から７月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が１月から７月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（ただし、当該額の計算上所得税法第 35 条第２項第１号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が０を下回る場合には、０とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に 90 分の 10（法第 49 条の２第１項の規定が適用される場合にあっては 80 分の 20、同条第２項の規定が適用される場合にあっては 70 分の 30）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80 万円以下であること。 ロ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額として町長が認定した額が、450 万円以下であること。 ハ イに規定する世帯主及びすべての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産

	を所有していないこと。 ニ　イ規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第１号被保険者にあっては保険料の、第２号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。 ２．１による町の認定の申請は、被保険者証を提示して、次の①から⑤までの事項が記載され、かつ①及び④の事項を証する書類並びに１(1)又は１(4)ロに掲げる事項を町が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書が添付された申請書を町に提出することにより行う（当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは添付不要）。 ①　１(1)から(4)までのいずれかに該当する旨 ②　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 ③　指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 ④　③の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 ⑤　被保険者証の番号 ⑥　特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が１月から７月までの場合にあっては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	７日～３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者の負担限度額認定証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 7 項・第 8 項
審　査　基　準	■設定　□未設定 要介護被保険者は、負担限度額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次の１に掲げる事項（２に掲げる書類を提示する場合には、１(1)(2)に掲げる事項）を記載した申請書を町に提出して、その再交付を受けなければならない。 １　次に掲げる事項 (1)　氏名、性別、生年月日、住所 (2)　個人番号 (3)　再交付申請の理由 ２　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの (1)　個人番号カード又は番号利用法施行規則第１条第１項第１号に掲げる書類 (2)　２(1)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして町長が適当と認めるもの (3)　２(1)及び(2)に掲げるもののほか、番号利用法施行規則第２条第３項第１号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって町長が適当と認めるもののうち２以上の書類
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	1 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護サービス費の特例支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 8 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 8
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額の認定（第 83 条の 6 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 97 条の 4

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 97 条の 3、第 97 条の 4
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．介護保険法施行規則第 97 条の３に定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき町の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービスを受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による町民税が課されていない者又は町の条例で定めるところにより当該町民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額として町長が認定した額が次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。 イ 第１号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の①から③までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が 120 万円を超える場合　1,500 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、500 万円） ① 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。②及び③並びに(4)イにおいて同じ）中の公的年金等の収入金額。 ② 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第２項の規定によって計算した金額から 10 万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、租税特別措置法第 33 条の４第１項若しくは第２項、第 34

	条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項、第 35 条の２第１項、第 35 条の３第１項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。(4)イにおいて同じ。）から所得税法第 35 条第２項第１号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。(4)イにおいて同じ。） ③ 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額 ロ　第１号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円を超え 120 万円以下である場合　1,550 万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、550 万円） ハ　第１号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円以下である場合　1,650 万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、650 万円） ニ　第２号被保険者（ホに掲げる者を除く。）である場合　2,000 万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、1,000 万円） ホ　老齢福祉年金の受給権を有する者である場合　2,000 万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、1,000 万円） (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの (3) 被保護者 ２．１による町の認定の申請は、被保険者証を提示して、次の①から④までの事項が記載され、かつ①の事項を証する書類並びに１(1)イからホまでに掲げる事項を町が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書が添付された申請書を町に提出することにより行う（当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは添付不要)。 ①　１(1)から(3)までのいずれかに該当する旨 ②　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 ③　被保険者証の番号 ④　特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護予防サービスを受ける日の属する月が１月から７月までの場合にあっては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ７日～３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額認定証の再交付（第 83 条の 6 第 7 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 97 条の 4

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 97 条の 4
審　査　基　準	■設定　□未設定
	介護保険法施行規則第 83 条の６第１項第１号、第２号、第５号及び第６号並びに第２項から第 10 項まで、第 83 条の７並びに第 83 条の８の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。 （特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定） 第 83 条の６ ７　要介護被保険者は、限度額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第１号に掲げる事項（第２号掲げる書類を提示する場合には、１(1)及び(2)に掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 １　次に掲げる事項 (1)　氏名、性別、生年月日、住所 (2)　個人番号 (3)　再交付申請の理由 ２　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの (1)　個人番号カード又は番号利用法施行規則第１条第１項第１号に掲げる書類 (2)　２(1)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして町長が適当と認めるもの (3)　２(1)及び(2)に掲げるもののほか、番号利用法施行規則第２条第３項第１号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって町長が適当と認めるもののうち２以上の書類

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	1日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	福祉課
個票ＩＤ	福祉１５８７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費の特例支給（第 83 条の 8 第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	介護保険法施行規則第 97 条の 4

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	介護保険法施行規則第 97 条の 4
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	事務の適正な実施のための監督上の命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 21 条の 13

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 21 条の 11 第 1 項・第 3 項、第 21 条の 13
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（監督上必要な命令） 第 21 条の 13　市町村長は、第 21 条の 11 第３項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保育の利用の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第１項・第２項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項、第３条第１項・第 10 項 子ども・子育て支援法第 27 条第１項
処　分　基　準	■設定　□未設定 （保育の実施） 第 24 条　市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第３条第１項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。 ２　市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保育の利用調整
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 1 項・第３項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（保育所への入所措置等） 第 24 条　市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第３条第１項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。 ３　市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第１項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の２第２項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	優先的に保育を行う必要がある児童の措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条第 5 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 4 項・第 5 項、第 25 条の 8 第 3 号、第 26 条第 1 項第 5 号 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 2 号、第 30 条第 1 項第 2 号
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（保育所への入所措置等） 第 24 条 ４　市町村は、第 25 条の８第３号又は第 26 条第１項第５号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。 ５　市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第 28 条第１項第２号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第 30 条第１項第２号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保育を受けることが著しく困難である乳児・幼児の措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 24 条第 6 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 6 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（保育の実施） 第 24 条 ６　市町村は、法第 24 条第５項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第 42 条第１項又は第 54 条第１項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 （１）　当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 （２）　当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	条例で定める放課後児童健全育成事業の基準に適合するための措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項、34 条の 8 の 2 第 1 項・第 2 項、第 34 条の 8 の 3 第 3 項 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外厚生労働省令第 63 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（報告等） 第 34 条の８の３ ３　市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第１項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	放課後児童健全育成事業の制限又は停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 4 項 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外厚生労働省令第 63 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（報告等） 第 34 条の８の３ ４　市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	家庭的保育事業等の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 2 項、第 34 条の 15 第 1 項～第 3 項・第 5 項・第 7 項、第 34 条の 16 第 1 項・第 2 項、第 34 条の 17 第 1 項、第 58 条第 2 項 児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 1 項・第 2 項、第 36 条の 36 の 2、第 36 条の 36 の 3、第 36 条の 36 の 4、第 36 条の 36 の 5 児童福祉法施行令第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外厚生労働省令第 61 号） 行政手続法第 15 条 子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号、第 29 条第 3 項第 1 号、第 43 条第 1 項、第 61 条第 1 項・第 2 項第 1 号
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（家庭的保育事業等） 第 34 条の 15 ２　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。 ３　市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第１項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第４号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。 （１）当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。 （２）当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第 35 条第５項第２号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。 （３）実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 （４）次のいずれにも該当しないこと。 イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

	により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ニ　申請者が、第 58 条第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第 35 条第５項第４号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。 ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第 35 条第５項第４号ホにおいて同じ。）が、第 58 条第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。 ヘ　申請者が、第 58 条第２項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 ト　申請者が、第 34 条の 17 第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予

	定日（当該検査の結果に基づき第 58 条第２項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 チ　へに規定する期間内に第７項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前 60 日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 リ　申請者が、認可の申請前５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。 ５　市町村長は、第３項に基づく審査の結果、その申請が次条第１項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第３項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第４号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第２項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第 61 条第２項第１号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第 29 条第３項第１号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第 43 条第１項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第 61 条第１項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第２項の認可をしないことができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の設定に難易差があり設定が困難のため
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１００９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	家庭的保育事業等の休廃止の承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第２項、第 34 条の 15 第 7 項 児童福祉法施行規則第 36 条の 37
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（家庭的保育事業等） 第 34 条の 15 ７　国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。 （家庭的保育事業等の休廃止の承認） 第 36 条の 37　法第 34 条の 15 第 7 項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。 （１）廃止又は休止の理由 （２）現に保育を受けている児童に対する措置 （３）廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 （４）休止しようとする者にあつては休止の予定期間 ２　前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	原則、30 日以内

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	条例で定める家庭的保育事業等の基準に適合するための措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 34 条の 17 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 2 項、第 34 条の 16 第 1 項・第 2 項、第 34 条の 17 第 3 項 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外厚生労働省令第 61 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（報告の徴収等） 第 34 条の 17 ３　市町村長は、家庭的保育事業等が前条第１項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	家庭的保育事業等の制限又は停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 34 条の 17 第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 2 項、第 34 条の 16 第 1 項・第 2 項、第 34 条の 17 第 4 項 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外厚生労働省令第 61 号）
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（報告の徴収等） 第 34 条の 17 ４　市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第１項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保育の実施に係る費用徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 50 条第 5 号・第 6 号・第 6 号の 2・第 7 号・第 7 号の 2・第 7 号の 3、第 51 条第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 56 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（費用の徴収） 第 56 条 ２　第 50 条第５号、第６号、第６号の２若しくは第７号から第７号の３までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第２号から第５号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	措置に係る費用徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 50 条第 5 号・第 6 号・第 6 号の 2・第 7 号・第 7 号の 2・第 7 号の 3、第 51 条第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 56 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（費用の徴収） 第 56 条 ２　第 50 条第５号、第６号、第６号の２若しくは第７号から第７号の３までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第２号から第５号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	費用の滞納等に対する処分
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条第６項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 1 項・第 2 項、第 56 条第６項 子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項・第 3 項第 1 号・第 5 項、第 28 条第 1 項第 2 号・第 2 項第 1 号・第 2 項第 2 号・第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（費用の徴収） 第 56 条 ６　保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第 24 条第１項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第２項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 （１）　子ども・子育て支援法第 27 条第１項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児　同条第３項第１号に掲げる額から同条第５項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第 28 条第２項第１号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額 （２）　子ども・子育て支援法第 28 条第１項第２号に規定する特別利用保育を受けた幼児　同条第２項第２号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第４項において準用する同法第 27 条第５項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	私立児童福祉施設に対する補助に係る指示
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条の 2 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 7 条第 1 項、第 46 条、第 56 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 58 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（都道府県の補助等） 第 56 条の 2 ２　前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、内閣総理大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第 46 条及び第 58 条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。 （1）その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。 （2）その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	補助金の返還命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条の 3

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 56 条の 3
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（補助金の返還） 第 56 条の３　都道府県及び市町村は、次に掲げる場合においては、児童福祉法に基づき補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1)　補助金の交付条件に違反したとき。 (2)　詐欺その他の不正な手段をもつて、補助金の交付を受けたとき。 (3)　児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。 (4)　児童福祉施設が、児童福祉法若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公私連携保育法人の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項、第２項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（公私連携保育法人） 第 56 条の８　市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携保育法人」という。）として指定することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の設定に難易差があり設定が困難のため
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	公私連携保育法人の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 56 条の 8 第 10 項、第 11 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項・第 2 項・第 10 項・第 11 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（公私連携保育法人） 第 56 条の 8 10　市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従つて保育等を行つていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従つて保育等を行うことを勧告することができる。 11　市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０１９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	家庭的保育事業等の認可取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童福祉法第 58 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童福祉法第 24 条第 2 項、第 34 条の 15 第 2 項、第 58 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（認可取消） 第 58 条 ２　第 34 条の 15 第 2 項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	補助金等の返還命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	社会福祉法第 58 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	社会福祉法第 58 条第 2 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（助成等） 第 58 条 ２　前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。 （１）事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。 （２）助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。 （３）社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。 ３　国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	母子家庭の母に対する日常生活支援の措置の解除
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条第１項、第 18 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 26 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第１条の 5、第 2 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（母子家庭日常生活支援事業） 第 17 条　都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 19 条により適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	父子家庭の父に対する日常生活支援の措置の解除（第 18 条準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 7 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 7 第 3 項、第 18 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 31 条の 8 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第 6 条の 17 の 4
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（父子家庭日常生活支援事業） 第 31 条の７　都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。 ３　第 18 条及び第 19 条の規定は、第１項の措置について準用する。 （措置の解除に係る説明等） 第 18 条　都道府県知事又は市町村長は、前条第１項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 19 条により適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	寡婦に対する日常生活支援の措置の解除（第 18 条準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 33 条第 1 項、第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 33 条第 1 項・第 3 項、第 18 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 39 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第 7 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（寡婦日常生活支援事業） 第 33 条　都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。 ３　第 18 条及び第 19 条の規定は、第 1 項の措置について準用する。 （措置の解除に係る説明等） 第 18 条　都道府県知事又は市町村長は、前条第 1 項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 19 条により適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	受給資格の喪失
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第４条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童手当法第４条、第７条第１項、第８条第１項・第２項 児童手当法施行規則第１条の４第１項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（支給要件） 第４条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 （１）次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの イ　15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。） ロ　中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（施設入所等児童を除く。） （２）日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） （３）父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの （４）15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 ２　前項第１号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするそ

	の未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 ３　第１項第１号又は第２号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか２以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 ４　前２項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか１の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか１の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 （認定） 第７条　児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号から第３号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。 ２～３　略 （支給及び支払） 第８条　市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。 ２　児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 ３～４　略
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	児童手当の不支給
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第５条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童手当法第５条 児童手当法施行令第１条、第２条、第３条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（支給要件） 第４条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 （１）　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの イ　15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。） ロ　中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（施設入所等児童を除く。） （２）　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） （３）　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの （４）　15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 ２　前項第１号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするそ

	の未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 3　第１項第１号又は第２号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 4　前２項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。第５条　児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第１号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。 2　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定（他の市町村に住所を変更した場合を含む。）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第７条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童手当法第３条第１項、第４条、第５条、第６条、第７条 児童手当法施行令第１条、第２条、第３条 児童手当法施行規則第１条の４
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（定義） 第３条　この法律において「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。 ２　この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 ３　この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。 （１）　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第６条の４に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。） （２）　児童福祉法第 24 条の２第１項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第 27 条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第２項の規定により同法第７条第２項に規定する指定発達支援医療機関（次条第１項第４号において「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第１項第３号若しくは第 27 条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。） （３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第１項若しくは第 30 条第１項の規定により同法第 19

	条第１項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。） （４）　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第１項ただし書の規定により同法第 38 条第２項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第３項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第 30 条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第１項第４号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）第 12 条第１項に規定する女性自立支援施設（同号において「女性自立支援施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。） （支給要件） 第４条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 （１）　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの イ　15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。） ロ　中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（施設入所等児童を除く。） （２）　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） （３）　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの （４）　15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 ２　前項第１号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするそ

	の未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 ３　第１項第１号又は第２号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 ４　前２項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 第５条　児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第１号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。 ２　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。 （児童手当の額） 第６条　児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る。）　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ　次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが３歳に満たない児童（施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。）、３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。）であつて 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「３歳以上小学校修了前の児童」という。）又は 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童であつて 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　次の（１）から（３）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）から（３）までに定める額 （１）　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童又は３歳以上小学校修了前の児童である場合　次の（ｉ）から（ｉｉｉ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ｉ）から（ｉｉｉ）までに定める額 （ｉ）　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童である場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額 （ｉｉ）　当該３歳以上小学校修了前の児童が１人又は２人いる場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000 円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額 （ｉｉｉ）　当該３歳以上小学校修了前の児童が３人以上いる場合　15,000 円に

	当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、15,000 円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から 10,000 円を控除して得た額とを合算した額 （２）　当該小学校修了後中学校修了前の児童が１人いる場合　次の（ｉ）又は（ｉｉ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ｉ）又は（ｉｉ）に定める額 （ｉ）　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000 円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額 （ｉｉ）　当該支給要件児童のうちに３歳以上小学校修了前の児童がいる場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000 円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から 5,000 円を控除して得た額及び 10,000 円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 （３）　当該小学校修了後中学校修了前の児童が２人以上いる場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000 円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び 10,000 円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 ロ　次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童がいる場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）又は（２）に定める額 （１）　当該 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童が１人いる場合　次の（ｉ）又は（ｉｉ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ｉ）又は（ｉｉ）に定める額 （ｉ）　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童、３歳以上小学校修了前の児童又は 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童である場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、15,000 円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から 5,000 円を控除して得た額（当該支給要件児童のうちに３歳以上小学校修了前の児童がいない場合には、零とする。）とを合算した額 （ｉｉ）　当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000 円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び 10,000 円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 （２）　当該 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した児童が２人以上いる場合　15,000 円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000 円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び 10,000 円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 ハ　児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号に係るものに限る。）が未成年後見人であり、かつ、法人である場合　15,000 円に次条の認定を受けた受給資格に係る３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、10,000 円に当該受給資格に係る３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び 10,000 円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 二　児童手当（中学校修了前の施設入所等児童に係る部分に限る。）　15,000 円に次条の認定を受けた受給資格に係る３歳に満たない施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から３年を経過しない施設入所等児童とする。）の数を乗じて得た額と、10,000 円に当該受給資格に係る３歳以上の施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日か

	ら３年を経過した施設入所等児童とする。）であつて 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額 ２　児童手当の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。 （認定） 第７条　児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号から第３号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。 ２　児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第４号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。 （１）　小規模住居型児童養育事業を行う者　当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長 （２）　里親　当該里親の住所地の市町村長 （３）　障害児入所施設等の設置者　当該障害児入所施設等の所在地の市町村長 ３　前２項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあつては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第３項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前２項と同様とする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	総日数 10～40 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	児童手当の額の改定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童手当法第６条、第８条第２項・第３項、第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（支給及び支払） 第８条　略 ２　児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 ３　受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。 ４　略 （児童手当の額の改定） 第９条　児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 ２　前条第３項の規定は、前項の改定について準用する。 ３　児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	10～40 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	調査拒否等による児童手当の支給の制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第 10 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童手当法第 10 条、第 27 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 （支給の制限） 第 10 条　児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第 27 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 （調査） 第 27 条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０２９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	児童手当の支払いの一時差止め
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第 11 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童手当法第 11 条、第 26 条 児童手当法施行規則第４条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	第 11 条　児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 26 条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。 （届出） 第 26 条　第８条第１項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の６月１日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 ２　第８条第１項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の６月１日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 ３　児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前２項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第 17 条第１項の規定によつて読み替えられる第 7 条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。 児童手当法施行規則 （現況の届出） 第４条　一般受給者は、毎年６月１日から同月 30 日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した様式第６号による届書を市町村長に提出しなければならない。 ２　前項の届書には、第１条の４第２項各号に掲げる書類を添えなければならない。 ３　市町村長は、第１項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。 ４　施設等受給者は、毎年６月１日から同月 30 日までの間に、その年の６月１日

	における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。 5　前項の届書には、第１条の４第４項第２号に掲げる書類を添えなければならない。 （氏名変更等の届出） 第５条　一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、14 日以内に、様式第８号による届書を市町村長に提出しなければならない。 （１）　氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき （２）　支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるとき （３）　配偶者の氏名に変更があつたとき （４）　配偶者を有するに至つたとき又は配偶者を有しない者となるに至つたとき 2　市町村長は、前項各号の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。 3　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、14 日以内に、様式第９号による届書を市町村長に提出しなければならない。 （１）　施設等受給者が小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の名称を変更したとき。 （２）　施設等受給者が里親（児童福祉法第６条の４に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。 （３）　施設等受給者が障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該障害児入所施設等の名称若しくは種類を変更したとき。 （４）　氏名を変更した施設入所等児童があるとき。 （住所変更等の届出） 第６条　一般受給者は、住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域内において住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を変更したときは、14 日以内に、様式第８号による届書を市町村長に提出しなければならない。 2　一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童があるときは、14 日以内に、様式第８号による届書を市町村長に提出しなければならない。 3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 （１）　当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第 12 条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの （２）　当該児童が第１条の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該事実を明らかにすることができる書類 4　一般受給者は、配偶者の住所に変更があつたときは、14 日以内に、様式第８号による届書を市町村長に提出しなければならない。 5　市町村長は、第２項又は第４項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。 6　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、14 日以内に、様式第９号による届書を市町村長に提出しなければならない。 （１）　当該施設等受給者が、小規模住居型児童養育事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当

	該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。 （２）　当該施設等受給者が、里親であり、かつ、その住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。 （３）　当該施設等受給者が、障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき若しくは当該障害児入所施設等の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。 （被用者又は被用者等でない者の別の変更の届出） 第６条の２　一般受給者（公務員（法第 17 条第１項に規定する公務員をいう。以下同じ。）でない者に限る。）は、被用者又は被用者等でない者（法第 18 条第３項に規定する被用者等でない者をいう。）の別に変更があつたときは、速やかに、様式第８号による届書を市町村長に提出しなければならない。 ２　市町村長は、前項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。 （受給事由消滅の届出） 第７条　一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第 10 号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、引き続き法附則第２条第１項の給付の支給を受けることとなるとき、又は一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。 ２　施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第 11 号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。 （住民基本台帳法による届出） 第８条　住民基本台帳法第 23 条又は第 24 条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第 29 条の２の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第６条第１項若しくは第６項（同項第２号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。 （未支払の児童手当の請求） 第９条　法第 12 条第１項に規定する未支払の児童手当を受けようとする者は、様式第 12 号による請求書を市町村長に提出しなければならない。 ２　法第 12 条第２項に規定する未支払の児童手当を施設入所等児童であつた者に受けさせようとする者は、様式第 13 号による請求書を市町村長に提出しなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	児童手当の未払請求
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第 12 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	児童手当法第 12 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（未支払の児童手当） 第 12 条　児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。 ２　中学校修了前の施設入所等児童が第３条第３項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。 ３　前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	総日数 10～40 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	支払の調整
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第 13 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童手当法第 13 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（支払の調整） 第 13 条　児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	不正利得の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	児童手当法第 14 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	児童手当法第 14 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（不正利得の徴収） 第 14 条　偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 ２　略
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	不正利得の徴収（偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた場合）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 12 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 11 条、第 12 条第 1 項・第３項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（不正利得の徴収） 第 12 条　市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 ３　前２項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の３第３項に規定する法律で定める歳入とする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	不正利得の徴収（偽りその他不正の手段により支給認定教育・保育に要した費用等の支払いを受けた場合）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項、第 27 条第 1 項・第 5 項、第 28 条第 4 項、第 29 条第 5 項、第 30 条第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（不正利得の徴収） 第 12 条　市町村は、法第 27 条第１項に規定する特定教育・保育施設又は第 29 条第１項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第 27 条第５項（第 28 条第４項において準用する場合を含む。）又は第 29 条第５項（第 30 条第４項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	支給認定証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法施行規則第 16 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法施行規則第 16 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（支給認定証の再交付） 第 16 条　市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育給付認定保護者から、教育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。 ２　前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 （１）当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地） （２）当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄 （３）申請の理由 ３　支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。 ４　支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 20 条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第６条、第 19 条、第 20 条 子ども・子育て支援法施行令第１条の２ 子ども・子育て支援法施行規則第１条の５、第２条、第３条、第４条、第４条の２、第５条、第６条、第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（支給要件） 第 19 条　子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 27 条第１項に規定する特定教育・保育、第 28 条第１項第２号に規定する特別利用保育、同項第３号に規定する特別利用教育、第 29 条第１項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第１項第４号に規定する特例保育の利用について行う。 （１）　満３歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。） （２）　満３歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （３）　満３歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （市町村の認定等） 第 20 条　前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 ２　前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 ３　市町村は、第１項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係

	る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。 4　市町村は、第１項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。 5　市町村は、第１項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。 6　第１項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。 7　第１項の規定による申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 原則申請日から 30 日以内に認定（第 20 条第 6 項）（※法定期間）
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 19 条、第 20 条第 2 項～第 7 項、第 23 条 子ども・子育て支援法施行令第 1 条の 2、第 2 条 子ども・子育て支援法施行規則第 2 条第 3 項～第 5 項、第 3 条～第 5 条、第 6 条第 4 号～第 6 号、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（教育・保育給付認定の変更） 第 23 条　教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。 ２　市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 ３　第 20 条第２項、第３項、第４項前段及び第５項から第７項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	原則、申請日から 30 日以内に認定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 13 条、第 19 条第 3 号、第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項 子ども・子育て支援法施行令第 3 条 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（教育・保育給付認定の取消し） 第 24 条　教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。 （１）　当該教育・保育給付認定に係る満３歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 （２）　当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 （３）　その他政令で定めるとき。 ○子ども・子育て支援法施行令 （法第 24 条第１項第３号の政令で定めるとき） 第３条　法第 24 条第１項第３号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。 （１）　当該教育・保育給付認定保護者（法第 20 条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）が、正当な理由なしに、法第 13 条第１項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 （２）　当該教育・保育給付認定保護者が法第 20 条第１項又は第 23 条第１項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

《

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０３９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定教育・保育施設の確認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 34 条、第 40 条第 2 項 子ども・子育て支援法施行令第 18 条 子ども・子育て支援法施行規則第 29 条、第 30 条、第 35 条～第 37 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外内閣府令第 39 号）第 1 条第 1 号・第 2 号・第 5 号、第 4 条～第 36 条、附則第 2 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（特定教育・保育施設の確認） 第 31 条　第 27 条第１項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。第 58 条の９第２項、第３項及び第６項、第 65 条第４号及び第５号並びに附則第７条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第１項に規定する公立大学法人をいう。第 58 条の４第１項第１号、第 58 条の９第２項並びに第 65 条第３号及び第４号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。 （１）　認定こども園　第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （２）　幼稚園　第 19 条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （３）　保育所　第 19 条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ２　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第１項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。 ３　市町村長は、第１項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の設定に難易差があり設定が困難のため
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定教育・保育施設の確認の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 32 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項、第 32 条、第 31 条第 3 項 子ども・子育て支援法施行令第 16 条 子ども・子育て支援法施行規則第 31 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（特定教育・保育施設の確認の変更） 第 32 条　特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員をいう。第 34 条第 3 項第 1 号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第 27 条第 1 項の確認の変更を申請することができる。 ２　前条第 3 項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 ３　市町村長は、前項の規定により前条第 3 項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の設定に難易差があり設定が困難のため
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定教育・保育施設の設置者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 39 条第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項・第 5 項、第 39 条第 1 項・第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（勧告、命令等） 第 39 条　市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （１）　第 34 条第２項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 （２）　第 34 条第５項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ２　市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第５項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第５項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第 17 条第１項、学校教育法第４条第１項若しくは児童福祉法第 35 条第４項の認可又は認定こども園法第３条第１項若しくは第３項の認定をいう。第５項及び次条第１項第２号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。 ３　市町村長は、第１項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ４　市町村長は、第１項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定教育・保育施設の確認の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項、第 33 条第 6 項、第 34 条第 2 項、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項・第２項 子ども・子育て支援法施行令第 17 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（確認の取消し等） 第 40 条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第 27 条第１項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 （１）　特定教育・保育施設の設置者が、第 33 条第６項の規定に違反したと認められるとき。 （２）　特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。 （３）　特定教育・保育施設の設置者が、第 34 条第２項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。 （４）　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。 （５）　特定教育・保育施設の設置者が、第 38 条第１項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 （６）　特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第 38 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 （７）　特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第 27 条第１項の確認を受けたとき。

	（８）　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 （９）　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10)　特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去５年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 ２　前項の規定により第 27 条第１項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して５年を経過するまでの間は、第 31 条第１項の申請をすることができない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定地域型保育事業者の確認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 43 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 19 条第３号、第 43 条、第 46 条、第 29 条 子ども・子育て支援法施行規則第 39 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日号外内閣府令第 39 号）第 37 条～第 52 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（地域型保育給付費の支給） 第 29 条　市町村は、満３歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満３歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。 （特定地域型保育事業者の確認） 第 43 条　第 29 条第１項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の第 12 項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村

	長が行う。 （特定地域型保育事業の基準） 第 46 条　特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第 34 条の 16 第１項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。 ３　市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。 （１）　特定地域型保育事業に係る利用定員（第 29 条第１項の確認において定める利用定員をいう。第 72 条第１項第２号において同じ。） （２）　特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の設定に難易差があり設定が困難のため
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定地域型保育事業者の確認の変更
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 44 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項、第 44 条、第 46 条第 3 項 子ども・子育て支援法施行規則第 40 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（特定地域型保育事業者の確認の変更） 第 44 条　特定地域型保育事業者は、利用定員（第 29 条第１項の確認において定められた利用定員をいう。第 46 条第３項第１号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第１項の確認の変更を申請することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定地域型保育事業者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 51 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 46 条第 1 項・第 2 項・第 5 項、第 51 条第 1 項・第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（勧告、命令等） 第 51 条　市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （１）　地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 （２）　第 46 条第２項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 （３）　第 46 条第５項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ２　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ３　市町村長は、第１項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定地域型保育事業者の確認の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項、第 45 条第 6 項、第 46 条第 1 項・第 2 項、第 50 条第 1 項、第 52 条第 1 項 子ども・子育て支援法施行令第 17 条、第 19 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（確認の取消し等） 第 52 条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第１項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 （１）　特定地域型保育事業者が、第 45 条第５項の規定に違反したと認められるとき。 （２）　特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 （３）　特定地域型保育事業者が、第 46 条第２項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 （４）　地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 （５）　特定地域型保育事業者が、第 50 条第１項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 （６）　特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第 50 条第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 （７）　特定地域型保育事業者が、不正の手段により第 29 条第１項の確認を受けたとき。 （８）　前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国

	民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 （９）　前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10)　特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (11)　特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定教育・保育提供者に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 57 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 55 条、第 57 条第 1 項・第 3 項 子ども・子育て支援法施行規則第 45 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（勧告、命令等） 第 57 条　第 55 条第２項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第４項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第１項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 ２　市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ３　市町村長等は、第１項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告、措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 58 条の９第５項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 58 条の９第１項、第５項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（勧告、命令等） 第 58 条の９　市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （１）第７条第 10 項各号（第１号から第３号まで及び第６号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 （２）第 58 条の４第２項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。 （３）第 58 条の６第２項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。 ５　市町村長は、第１項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０４９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定子ども・子育て支援提供者の確認の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法第 58 条の 10 第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法第 58 条の 10
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（確認の取消し等） 第 58 条の 10　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第 30 条の 11 第１項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 （１）特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の３第２項の規定に違反したと認められるとき。 （２）特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第７条第 10 項第８号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第６項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第７条第 10 項第５号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第６号又は第７号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。 （３）特定子ども・子育て支援提供者（第７条第 10 項第４号に掲げる施設の設置者又は同項第５号、第７号若しくは第８号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第４号、第５号、第７号又は第８号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 （４）特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の４第２項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 （５）特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の８第１項の規定により報告若

	しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 （６）特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第 58 条の８第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 （７）特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第 30 条の 11 第１項の確認を受けたとき。 （８）前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 （９）前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去５年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去５年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 ２　前項の規定により第 30 条の 11 第１項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して５年を経過するまでの間は、第 58 条の２の申請をすることができない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０５０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定保育所の保育費用の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法附則第６条第４項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法附則第６条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年３月 31 日号外内閣府告示第 49 号）９条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（保育所に係る委託費の支払等） 第６条　市町村は、児童福祉法第 24 条第１項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、１月につき、第 27 条第３項第１号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第 27 条の規定は適用しない。 ４　第１項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。 ７　第４項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０５１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	保育料の滞納処分
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	子ども・子育て支援法附則第６条第６項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	子ども・子育て支援法附則第６条第１項・第４項・第６項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（保育所に係る委託費の支払等） 第６条　市町村は、児童福祉法第 24 条第１項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、１月につき、第 27 条第３項第１号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第 27 条の規定は適用しない。 ６　第４項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第２項第４号に該当し、適用除外

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０５２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公私連携法人の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 1 項・第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例） 第 34 条　市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。 ２　市町村長は、前項の規定による指定（第 11 項及び第 14 項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。 （１）　協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地 （２）　公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項 （３）　市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項 （４）　協定の有効期間 （５）　協定に違反した場合の措置 （６）　その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項
参　考　資　料	

標準処理期間	□設定　■未設定
	事実関係の設定に難易差があり設定が困難のため
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	子ども家庭課
個票ＩＤ	子ども１０５３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	公私連携法人の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 11 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 10 項・第 11 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例） 第 34 条 10　市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。 11　市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	障害年金等の給付（予防接種による健康被害の救済措置）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	予防接種法第 15 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	予防接種法第15条第1項、第16条、第17条、第18条第1項 予防接種法施行令第8条、第10条～第29条（第11条～第13条、第17条、第21条、第24条、第26条） 予防接種法施行規則第 9 条～第 11 条の 30
審　査　基　準	■設定　□未設定
	（健康被害の救済措置） 第15条　市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。 （給付の範囲） 第16条　A類疾病に係る定期の予防接種等又はＢ類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1)　医療費及び医療手当　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 (2)　障害児養育年金　予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者 (3)　障害年金　予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者 (4)　死亡一時金　予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5)　葬祭料　予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 ２　Ｂ類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1)　医療費及び医療手当　予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程

	度の医療を受ける者 (2)　障害児養育年金　予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者 (3)　障害年金　予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者 (4)　遺族年金又は遺族一時金　予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5)　葬祭料　予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 （政令への委任等） 第17条　前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付（以下「給付」という。）の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。 2　前条第 2 項第 1 号から第 4 号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）第 15 条第 1 項第 1 号イに規定する副作用救済給付に係る同法第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの政令及び同条第 3 項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30 日間
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	損害賠償の受給による給付の制限
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	予防接種法第 18 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	予防接種法第 18 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（損害賠償との調整） 第１８条　市町村長は、受給を受けるべき者が同一の自由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わないことができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	賠償受給額相当額の返還命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	予防接種法第 18 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	予防接種法第 18 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	第18条 ２　市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	不正受給者からの給付額の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	予防接種法第 19 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	予防接種法第 19 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	（不正利得の徴収） 第 19 条　市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	予防接種の実費の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	予防接種法第 28 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	予防接種法第5条第1項、第6条第3項、第28条 予防接種法施行令第 33 条 ○川越町予防接種に係る実費の徴収に関する規則第 2 条、第 3 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	○川越町予防接種に係る実費の徴収に関する規則 （実費の徴収等） 第２条　町長は、法第５条第１項の規定により予防接種を行った場合においては、法第 28 条の規定により、当該予防接種を受けた者又はその後見人から実費として予防接種１回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。 （１）　インフルエンザワクチン　1,200 円 （２）　高齢者肺炎球菌ワクチン　2,500 円 ２　町長は、前項に規定する予防接種を受けた者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属している者であるときは、前項各号の規定にかかわらず、実費を徴収しないものとする。 （実費の徴収時期） 第３条　前条の実費は、予防接種を行う際に徴収する。 ○予防接種法 （実費の徴収） 第28条　第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。 ○予防接種法施行令 （実費） 第33条　法第28条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

	２　法第５条第１項の規定による予防接種であってＡ類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第 28 条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあっては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	未熟児に対する養育医療の給付の決定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	母子保健法第 20 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	母子保健法第 6 条第 6 項、第 20 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 6 項 母子保健法施行規則第 9 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	母子保健法 第６条 ６　この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。 第 20 条 1　市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。 2　１の費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。 ３　養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。 （１）　診察 （２）　薬剤又は治療材料の支給 （３）　医学的処置、手術及びその他の治療 （４）　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 （５）　移送 ６　第１項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第１９条の１２の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者をいう。第２１条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。 ○母子保健法施行規則 （養育医療） 第9条　法第20条第1項の規定による養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の

	保護者は、その未熟児の居住地の市町村長に申請しなければならない。 ・未熟児養育事業の実施について（厚生省児童家庭局通知（昭和６２年７月３１日児発第 668 号） 未熟児養育医療 （対象） 養育医療の対象は、法第６条第６項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。なお、法第６条第６項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。 (1) 出生時体重２，０００ｇ以下のもの (2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの ア　一般状態 （ア）運動不安、痙攣があるもの （イ）運動が異常に少ないもの イ　体温が摂氏３４度以下のもの ウ　呼吸器、循環器系 （ア）強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの （イ）呼吸数が毎分５０を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分３０以下のもの （ウ）出血傾向の強いもの エ　消化器系 （ア）生後２４時間以上排便のないもの （イ）生後４８時間以上嘔吐が持続しているもの （ウ）血性吐物、血性便のあるもの オ　黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 １４日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者に対する費用徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項 ○川越町母子保健法施行細則第 4 条、別表
処　分　基　準	■設定　□未設定
	○母子保健法 第 21 条の４第１項 第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 ○川越町母子保健法施行細則 （養育医療の費用の徴収） 第４条　町長は、法第 20 条第１項の規定による養育医療の給付を行ったときは、法第 21 条の４第１項の規定により、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。 ２　前項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。 別表　省略 【その他の基準となる法令・通知等】 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成 26 年 5 月 26 日、厚生労働省発雇児０５２６第３号） （養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額） ５ 母子保健法第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第 21 条の４第１項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表１の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えな

	いものであること。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
個票ＩＤ	健推１００８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	命令に従わない場合の給付差止め
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	予防接種法施行令第 16 条第 2 項　第 23 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	予防接種法第2条第2項 予防接種法施行令第 16 条第 1 項・第 2 項、第 23 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	予防接種法施行令 （A類疾病に係る定期の予防接種等又は B 型疾病にかかる臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告） 第16条　市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めているときは、予防接種に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。 ２　予防接種に係る給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。 （B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の給付に係る診断及び報告） 第 23 条　第 16 条の規定は、法第 16 条第 2 項第 3 号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	犬の登録及び鑑札の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	狂犬病予防法第４条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	狂犬病予防法第４条第１項 狂犬病予防法施行規則第３条、第４条、第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．申請期日 　狂犬病予防法第４条第１項の規定により、犬の所有者は、犬を取得した日（生後９０日以内の犬を取得した場合は、生後９０日を経過した日）から３０日以内に犬の登録を申請しなければならない。ただし、すでに登録を受けた犬については、申請することを要しない。 ２．申請要件 　狂犬病予防法施行規則第３条の規定により、登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1) 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） (2) 犬の所在地 (3) 犬の種類 (4) 犬の生年月日 (5) 犬の毛色 (6) 犬の性別 (7) 犬の名 (8) 前５号のほか犬の特徴となるべき事項 ３．原簿の登録、鑑札の交付 　市町村長は、登録の申請があったときは、当該申請の要件を確認し、狂犬病予防法第４条第２項の規定により原簿に登録するとともにその犬の所有者に犬の鑑札を交付する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	１４日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	犬の予防注射済票の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	狂犬病予防法第 5 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	狂犬病予防法第 5 条第 1 項 狂犬病予防法施行規則第 11 条、第 12 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．予防注射を受けさせる時期 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者）は、その犬について、狂犬病予防法施行規則第１１条の規定する次に掲げる時期に狂犬病の予防注射を毎年１回受けさせなければならない。 (1) 生後９１日以上の犬（次号に掲げる犬であって、3月２日から６月３０日までの間に所有されるに至ったものを除く。）の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を４月１日から６月３０日までの間に１回受けさせなければならない。ただし、3月２日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、受けることを要しない。 (2) 生後９１日以上の犬であって、3月２日（1月１日から５月３１日までの間にその犬を所有するに至った場合においては、前年の３月２日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至った者は、その犬について、その犬を所有するに至った日から３０日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。 (3) 狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、前２号中「所有」とあるのは「管理」と読み替えて適用するものとする。 ２．注射済票証の交付（狂犬病予防法施行規則第１２条） (1) 獣医師が狂犬病の予防注射を行ったときは、その犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者）に対して、注射済証を交付しなければならない。 (2) 犬の所有者は、前号の注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	１４日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	化製場等に関する法律第２条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	化製場等に関する法律第２条第２項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及市町村長の許可を受けた場合は、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第２による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業の許可、許可の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項・第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項～第 5 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 5、第 4 条の 6、第 4 条の 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条、第 2 条の 2
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．市町村長は、一般廃棄物の収集業又は運搬業の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可をしてはならない。 (1) 本市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（２参照）に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ニ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（３参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の~~2~~ 3 第７項及び第 32 条の 11 第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ホ　法第７条の４第１項若しくは第２項若しくは法第 14 条の３の２第１項若しくは第２項（法第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第

	15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） ヘ　法第７条の４若しくは法第14条の３の２又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第 14 条の２第３項及び法第 14 条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの ト　へに規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（４参照）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（４参照）であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人（４参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル　個人で政令で定める使用人（４参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ２．環境省令で定める基準 法第７条第５項第３号（法第７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設に係る基準 イ　一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ　積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 イ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ３．生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第７条第５項第４号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法 (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

	(4) 水質汚濁防止法 (5) 悪臭防止法 (6) 振動規制法 (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ４．政令で定める使用人 法第７条第５項第４号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物処分業の許可、許可の更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項・第７項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号・第６項～第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の６、第４条の７、第４条の８ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の３、第２条の４
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の処分業の許可をしてはならない。 (1) 本市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（２参照）に適合するものであること。 (4) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号イからルまで（３参照）のいずれにも該当しないこと。 ２．環境省令で定める基準 法第７条第10項第３号（法第７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合 イ　施設に係る基準 （イ）浄化槽（浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽（同法第３条の２第２項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第２条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第５号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 （ロ）その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 （ハ）保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ　申請者の能力に係る基準

	（イ）一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （ロ）一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ　施設に係る基準 （イ）埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ　申請者の能力に係る基準 （イ）一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （ロ）一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ３．第７条第５項第４号の規定 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ニ　法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（４参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の２第７項及び第 32 条の 11 第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ホ　第７条の４若しくは第 14 条の３の２（第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第 14 条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） ヘ　第７条の４若しくは第 14 条の３の２又は浄化槽法第 41 条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第 14 条の２第３項及び第 14 条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条 の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの ト　へに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で

	定める使用人であった者（５参照）又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者（５参照）で、当該届出の日から５年を経過しないもの チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからリまでのいずれかに該当するもの ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人（５参照）のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの ル　個人で政令で定める使用人（５参照）のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの ４．生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第７条第５項第４号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法 (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (4) 水質汚濁防止法 (5) 悪臭防止法 (6) 振動規制法 (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ５．政令で定める使用人 法第７条第５項第４号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項・第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の６、第４条の７ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２、第２条の４
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．市町村長は、収集運搬業者からの事業範囲変更の許可申請については、次の各号のいずれにも適合していると認められなければ、変更の許可をしてはならない。 (1) 市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。定する環境省令で定める基準（１の２参照）に適合するものであること。 (4) 申請者が、法第７条第５項第４号イからルまで（１の３参照）のいずれにも該当しないこと。 １の２．環境省令で定める基準（一般廃棄物収集運搬の許可の基準） 法第７条第５項第３号（法第７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設に係る基準 イ　一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ　積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 イ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 １の３．法第７条第７条第５項第４号の規定 法第７条第７条第５項第４号イからルまでの規定は、次のとおりとする。 イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省

	令で定めるもの ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ニ　法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（１の４参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の２第７項及び第 32 条の 11 第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ホ　法第７条の４若しくは法第 14 条の３の２（法第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） ヘ　法第７条の４若しくは法第14条の３の２又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第 14 条の２第３項及び法第 14 条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの ト　へに規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（１の５参照）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（４参照）であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人（１の５参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル　個人で政令で定める使用人（１の５参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの １の４．生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第７条第５項第４号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法

	(2) 騒音規制法 (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (4) 水質汚濁防止法 (5) 悪臭防止法 (6) 振動規制法 (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 １の５．政令で定める使用人 法第７条第５項第４号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの ２．市町村長は、処分業者からの事業範囲変更の許可申請については、次の各号のいずれにも適合していると認められなければ、変更の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして第７条第 10 項第３号で規定する環境省令で定める基準（２の２参照）に適合するものであること。 (4) 申請者が法第７条第５項第４号イからルまで（１の３参照）のいずれにも該当しないこと。 ２の２．環境省令で定める基準（一般廃棄物処分業の許可の基準） 法第７条第 10 項第３号（法第７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合 イ　施設に係る基準 （イ）浄化槽（浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽（同法第３条の２第２項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第２条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第 13 条第５号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 （ロ）その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 （ハ）保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ　申請者の能力に係る基準 （イ）一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （ロ）一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ　施設に係る基準 （イ）埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

	ロ　申請者の能力に係る基準 （イ）一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （ロ）一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

《

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	~~安環１００７~~環境１００７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業の停止
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の３

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の３
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．処分理由及び停止期間 事業の停止命令は、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間を停止期間とする。 (1) 公共の場所等の清潔の保持規定に違反したとき（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第５条第１項、第３項及び第４項）。　30～60日 (2) 無許可で廃棄物の収集運搬を業として行ったとき（法第７条第１項及び第14条第１項）。　30～60日 (3) 事業の用に供する施設又は能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２若しくは第２条の４で定める基準に適合しなくなったとき（法第７条第５項第３号及び第10項第３号）。　改善に必要な期間 (4) 法第７条第11項（第７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき（法第７条第11項）。　15～30日 (5) 無許可で廃棄物の処分を業として行ったとき（法第７条第６項及び第14条第６項）。　30～60日 (6) 処理料金上限規定に違反したとき（法第７条第12項）。　７～15日 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める処理基準違反をしたとき（法第７条第13項）。　20～40日 (8) 再委託禁止違反をしたとき（法第７条第14項）。　30～60日 (9) 帳簿を備えず、又は省令で定める指定事項を記載せず、又は帳簿を保存せず、又は虚偽の記載をしたとき（法第７条第15項及び第16項）。　20～40日 (10) 無許可で事業の範囲を変更したとき（法第７条の２第１項）。　30～60日 (11) 事業の廃止若しくは諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（第７条の２第３項）。　20～40日 (12) 名義貸し禁止違反をしたとき（法第７条の５）。　30～60日

	(13) 投棄禁止違反をしたとき（法第16条)。　30～60日 (14) 焼却行為禁止違反をしたとき（法第16条の２)。　30～60日 (15) 報告違反をしたとき（法第18条)。　20～40日 (16) 改善命令違反をしたとき（法第19条の３)。　30～60日 (17) 措置命令違反をしたとき（法第19条の４第１項)。　30～60日 (18) 業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき（法第７条第１項及び第６項)。　30～60日 (19) 業の変更許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき（法第７条の２第１項)。　30～60日 (21) 立入検査規定に違反したとき（法第19条第１項)。　７～15日 (22) 上記以外で法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をし、特に事業の停止命令が必要と認められるとき。　７～60日 ２．停止期間の軽減 次のいずれかに該当する場合は、停止期間の２分の１を限度として停止命令の期間を軽減することができる。 (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。 (2) 違反後の自主的な是正措置等、軽減するに足る理由があると認められるとき。 ３．停止期間の加重 次のいずれかに該当する場合は、停止期間の２分の１を限度として停止命令の期間を加重することができる。 (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。 (2) 事業の停止命令を受けた日から５年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

《

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４に規定されている次に掲げるいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 （１）　第７条第５項第４号ハ若しくはニ（第 25 条から第 27 条まで若しくは第 32 条第１項（第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至ったとき。 （２）　第７条第５項第４号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第 25 条から第 27 条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 （３）　第７条第５項第４号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 （４）　第７条第５項第４号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき（前３号に該当する場合を除く。）。 （５）　第７条の３第１号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 （６）　不正の手段により第７条第１項若しくは第６項の許可（同条第２項又は第７項の許可の更新を含む。）又は第７条の２第１項の変更の許可を受けたとき。 ２　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、第７条の３第２号又は第３号のいずれかに該当するとき。
参　考　資　料	

聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１００９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	支障の除去等のための措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４第１項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	措置命令は、次のいずれかに該当する場合に期限を定めて行うことができる。 (1) 処理業者が法の規定に違反しており、行政指導では支障の除去等の措置が講じられないとき。 (2) 支障の除去等の措置を早急に講ずる必要があるとき。 ＊処分者等　収集、運搬又は処分を行った者及び法第６条の２第６項若しくは第７項若しくは第７条第 14 項の規定に違反する委託により収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

《

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	生活環境保全上の支障の除去等の命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４の２第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４の２第１項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４第１項に規定する場合（同法第９条の９第１項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次に掲げるいずれにも該当すると認められるときは、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 (1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 (2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第９条の９第６項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。 ＊処分者等　収集、運搬又は処分を行った者及び法第６条の２第６項若しくは第７項若しくは第７条第 14 項の規定に違反する委託により収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者（法第 19 条の４第１項）
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	事業の廃止等についての措置命令（第 19 条の４第１項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 10 第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４第１項、第 19 条の 10 第１項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の４の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第１項中「前条第３号に掲げる場合にあっては、環境大臣。第 19 条の７において同じ。」とあるのは「第９条の 10 第１項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）」とあるのは「一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従って当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。 (1)　第７条第２項又は第７項の更新を受けなかった者　当該更新を受けなかった許可 (2)　第７条の２第３項の規定による届出をした者　当該届出 (3)　第７条の４の規定により第７条第１項又は第６項の許可を取り消された者　当該取り消された許可 (4)　第９条の８第１項、第９条の９第１項又は第９条の 10 第１項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者　当該認定 (5)　第９条の８第９項、第９条の９第 10 項又は第９条の 10 第７項の規定により第９条の８第１項、第９条の９第１項又は第９条の 10 第１項の認定を取り消された者　当該取り消された認定 (6)　第７条第１項又は第６項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者（同条第１項ただし書又は第６項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行った収集若しくは運搬又は処分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （措置命令）

	第 19 条の４　一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第３号に掲げる場合にあっては、環境大臣。第 19 条の７において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第６条の２第１項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第６項若しくは第７項又は第７条第 14 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第１項及び第 19 条の７において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。 ２　前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	事業の廃止等についての措置命令（第 19 条の５第１項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 10 第２項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の５第１項、第 19 条の 10 第２項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の５の規定は、次の各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第１項中「第 19 条の３第３号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。）である場合にあっては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第 19 条の８において同じ。」とあるのは「第 15 条の４の４第１項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去等の措置」とあるのは「産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。 (1)　第 14 条第２項若しくは第７項又は第 14 条の４第２項若しくは第７項の更新を受けなかった者　当該更新を受けなかった許可 (2)　第 14 条の２第３項及び第 14 条の５第３項において読み替えて準用する第７条の２第３項の規定による届出をした者　当該届出 (3)　第 14 条の３の２第１項（第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は第２項（第 14 条の６において準用する場合を含む。）の規定により第14条第１項若しくは第６項又は第14条の４第１項若しくは第６項の許可を取り消された者　当該取り消された許可 (4)　第 15 条の４の２第１項、第 15 条の４の３第１項又は第 15 条の４の４第１項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者　当該認定 (5)　第 15 条の４の２第３項において準用する第９条の８第９項、第 15 条の４の３第３項において準用する第９条の９第10項又は第15条の４の４第３項において準用する第９条の 10 第７項の規定により第 15 条の４の２第１項、第 15 条の４の３第１項又は第 15 条の４の４第１項の認定を取り消された者　当該取り消された認定

(6)　第 14 条第１項若しくは第６項又は第 14 条の４第１項若しくは第６項の許可を受けないで産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者（第14条第１項ただし書若しくは第６項ただし書又は第14条の４第１項ただし書若しくは第６項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行った収集若しくは運搬又は処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 19 条の５　産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第 19 条の３第３号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。）である場合にあっては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第 19 条の８において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第 19 条の８において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1)　当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（第 11 条第２項又は第３項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。）

(2)　第 12 条第５項若しくは第６項、第 12 条の２第５項若しくは第６項、第 14 条第 16 項又は第 14 条の４第 16 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者

(3)　当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ　第12条の３第１項(第15条の４の７第２項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第 12 条の３第１項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

ロ　第 12 条の３第３項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ　第 12 条の３第３項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

ニ　第12条の３第４項若しくは第５項又は第12条の５第５項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ　第 12 条の３第２項、第６項、第９項又は第 10 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

ヘ　第 12 条の３第８項の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者

ト　第 12 条の４第２項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

チ　第 12 条の４第３項又は第４項の規定に違反して、送付又は報告をした者

リ　第 12 条の５第１項（第 15 条の４の７第２項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

ヌ　第 12 条の５第２項又は第３項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

ル　第 12 条の５第 10 項の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者

(4)　前３号に掲げる者が第 21 条の３第２項に規定する下請負人である場合における同条第１項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託してい

	た者（第 12 条第５項若しくは第６項、第 12 条の２第５項若しくは第６項、第 14 条第 16 項又は第 14 条の４第 16 項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。） (5)　当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前３号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前３号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるときは、その者
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事業の転換に関する計画の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第７条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第７条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第１項・第２項、第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．転換計画の記載事項（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第１項参照） 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第７条第１項の事業の転換に関する計画（以下「転換計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項 ２．転換計画の認定基準（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第２項参照） 市町村長は、合理化事業計画の定めるところにより、事業の転換を行おうとする者から事業の転換に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その転換計画が次のいずれにも該当するものであると認めるときは、認定を行うものとする。 (1) 都道府県知事から承認を受けた合理化事業計画（変更の承認を受けたときは、その変更後の合理化事業計画）に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 事業の転換の実施時期、事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項、事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法、その他事業の転換に関し重要な事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	7日
備　　考	

《

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	浄化槽清掃業の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	浄化槽法第 35 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	浄化槽法第 36 条 環境省関係浄化槽法施行規則第 10 条、第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．許可の基準（浄化槽法第 36 条） 市町村長は、浄化槽清掃業の許可の申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準（２参照）に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ロ　浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの ニ　浄化槽法第 41 条第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項若しくは第６項の規定、第７条の２第１項の規定若しくは同法第 16 条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第７条の３の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ト　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

	チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項又は第６項の許可を受けた一般廃棄物処理業者で法人であるものが同法第７条の４の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの ２．技術上の基準（環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条） 浄化槽法第 36 条第１号の規定による技術上の基準は、次のとおりである。 (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び２年以上実務に従事した経験を有していること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１４日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	浄化槽清掃業の許可の取消し等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	浄化槽法第 41 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	浄化槽法第 12 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 2 号イ・ハ・ホ～ヌ、第 37 条 環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．浄化槽法第 41 条第２項の規定により市町村長は、次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が同法第36条第１号の規定により定める環境省関係浄化槽法施行規則第11条の技術上の基準（２参照）に適合しなくなったとき。 (2) 浄化槽清掃業者が浄化槽法第 41 条第２項各号（３参照）のいずれかに該当するとき。 ２．環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条の技術上の基準は、次のとおりである。 (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び２年以上実務に従事した経験を有していること。 ３．浄化槽法第 41 条第２項各号とは、次のいずれかに該当するときである。 (1) 浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の清掃が行われていないと認められるときに行われる浄化槽法第 12 条第２項による改善命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。 (3) 浄化槽法第 36 条第２号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかの欠格事項に該当することとなったとき。 (4) 浄化槽法第 37 条の規定による浄化槽清掃業の許可申請書又は添付書類の記

	載事項に変更があったときの届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 浄化槽法第 41 条第１項の規定による生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに行う浄化槽の清掃についての必要な指示に従わず、情状特に重いとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	集約都市開発事業計画の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 7 条第 2 項第 2 号イ、第 9 条、第 10 条第 1 項・第 2 項、第 54 条第 1 項第 1 号・第 2 号 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第 3 条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	集約都市開発事業計画の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 11 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 11 条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 6 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

《

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	認定集約都市開発事業者の地位の承継の承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 13 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 13 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０１９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	認定集約都市開発事業者に対する改善命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 14 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 14 条
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０２０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	集約都市開発事業計画の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 15 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 15 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

《

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０２１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	犬の鑑札の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	狂犬病予防法施行令第１条の２

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	狂犬病予防法施行令第１条の２ 狂犬病予防法施行規則第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．申請の要件（狂犬病予防法施行規則第６条） 　犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、30 日以内に市町村長に再交付を申請しなければならない。なお、鑑札の再交付を申請した後、亡失した鑑札を発見したときは、５日以内に市町村長にこれを提出しなければならない。 ２．鑑札の再交付（狂犬病予防法施行令第１条の２） 　市町村長は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があったときは、鑑札を交付しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	７日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
小兵 ID	環境１０２２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	犬の予防注射済票の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	狂犬病予防法施行令第 3 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	狂犬病予防法施行令第 3 条 狂犬病予防法施行規則第 6 条第 2 項、第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．申請の要件（狂犬病予防法施行規則第 13 条） 　犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。なお、注射済票の再交付を申請した後、亡失した注射済票を発見したときは、５日以内に市町村長にこれを提出しなければならない。 ２．鑑札の再交付（狂犬病予防法施行令第３条） 　市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があったときは、注射済票を交付しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	７日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０２３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	再生利用が確実である一般廃棄物の収集運搬業者に対する指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条第２号

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条第２号
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 再生活用（再生利用のために一般廃棄物の処分を行うこと。以下同じ。）を業として行う者が自ら行い、又は再生活用を業として行う者から委託を受けて行うものであること。 (2) 対象一般廃棄物の排出事業者（以下「排出事業者」という。）から、再生輸送（再生利用のために一般廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等、当該再生輸送業が営利を目的としないものであること。 (3) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２第１号及び第２号に適合する施設及び能力を有すること。 (4) 収集し、又は運搬する対象一般廃棄物が、すべて再生活用を行う施設に搬入されること。 (5) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。 (6) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０２４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	再生利用が確実である一般廃棄物の処分業者に対する指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の３第２号

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の３第２号
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 排出事業者から再生活用（再生利用のために一般廃棄物の処分を行うこと。以下同じ。）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等、当該再生活用業が営利を目的としないものであること。 (2) 申請者と排出事業者との間に対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立し、かつ、その取引関係に継続性があると認められること。 (3) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の４第１号に適合する施設及び能力を有すること。 (4) 引き取る対象一般廃棄物がすべて再生の用に供されること。 (5) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。 (6) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０２５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事業転換計画の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第１項・第２項・第３項、第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第 7 条第１項に基づく事業計画の認定基準に準拠する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生活環境課
個票ＩＤ	環境１０２６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	転換計画の認定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第５項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第５条第５項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．市町村長が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第７条第１項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画（同条第３項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画）に従って事業の転換を実施していないと認めるとき。 ２．下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第４条第１項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなった場合において、当該認定を受けた者が転換計画について下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第３項の認定を受けなかったとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	軌道敷地の道路敷地への充用
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	軌道法第 9 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	軌道法第 9 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に該当し、弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	永久標識等の移転の請求等(公共測量)（第 24 条第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	測量法第 39 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	測量法第 24 条第 1 項、第 39 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	測量成果の複製(公共測量)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	測量法第 43 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	測量法第 43 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	測量成果の使用(公共測量)
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	測量法第 44 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	測量法第 44 条第 2 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号 土地改良法施行令第 1 条の 3 第 1 項・第 2 項 土地改良法施行規則第 2 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	7 日（規則第 2 条第 3 項）（※法定期間）
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	土地改良法第 3 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 3 条第 2 項 土地改良法施行令第 1 条の 3 第 1 項・第 2 項、第 1 条の 5 土地改良法施行規則第 2 条、第 4 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	7 日（規則第 2 条第 3 項）（※法定期間）
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	土地改良法第 3 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 3 条第 3 項 土地改良法施行規則第 5 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	土地改良法第 3 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 3 条第 4 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１００９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	土地改良事業の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 95 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 95 条第 1 項 土地改良法施行規則第 69 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	土地改良事業の変更等の認可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 95 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 95 条の 2 土地改良法施行規則第 75 条の 2、第 75 条の 2 の 2
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	換地計画の認可（第 52 条第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 96 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 52 条、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 52 条の 4、第 96 条 土地改良法施行規則第 43 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	換地計画の変更の認可（第 53 条の 4 準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 96 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 52 条、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 52 条の 4、第 53 条の 4、第 96 条 土地改良法施行規則第 44 条の 2
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	管理規程の認可（第 57 条の 2 準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 96 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 57 条の 2、第 96 条 土地改良法施行規則第 47 条、第 48 条、第 48 条の 2、第 48 条の 3
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	清算金の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 108 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地改良法第 108 条第 2 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	土地改良事業の障害物の除去等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 119 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地改良法第 119 条
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	土地形質の変更等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 122 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	土地改良法第 122 条第 2 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	土地改良法第 134 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	土地改良法第 134 条第 1 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 24 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 24 条第 1 項 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 6 条の 2
審　査　基　準	■設定　□未設定
	特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、５日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０１９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	漁港施設の処分の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 37 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 37 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする場合又は漁港漁場整備法第 37 条の２第４項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	４５日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条第 1 項・第 2 項 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 2．漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。 3．漁港管理者は、第１項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。 4．国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に規定する港務局を含む。）が、第１項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	7 日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	土砂採取料、占用料の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条の 5 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条の 5 第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条第１項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第４項に規定する者については、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	過怠金の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条の 5 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条の 5 第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条の５第１項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特定中小企業者の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中小企業信用保険法第２条第５項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	中小企業信用保険法第２条第５項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	「特定中小企業者」とは、中小企業者であって、以下の(1)から(8)のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。 (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であって、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (2) 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、以下のアからウに掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 ア　当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 イ　アに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 ウ　ア及びイに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 (3) 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限って指定するものに属する事

	業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 (4) 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 (5) その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 (6) 破綻金融機関等（預金保険法第２条第４項に規定する破綻金融機関、同条第１２項に規定する被管理金融機関、同条第１３項に規定する承継銀行、同法第１１１条第２項に規定する特別危機管理銀行及び同法附則第１５条の２第３項に規定する承継協定銀行（同条第４項第４号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第２条第５項に規定する被管理金融機関、同条第７項に規定する承継銀行及び同条第８項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (7) 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (8) 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急そちに関する法律第５３条第１項第２号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	7日

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特例中小企業者の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	中小企業信用保険法第２条第６項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	中小企業信用保険法第２条第６項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	中小企業信用保険法において「特例中小企業者」とは、中小企業者であって、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	他の工作物管理者に対する工事施行命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 21 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 21 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。 ※道路法第 20 条及び第 31 条の規定によって協議をした場合を除く。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	工事原因者への工事施行命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 22 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 22 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 24 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 24 条 道路法施行令第 3 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	道路管理者以外の者は、道路法第１２条、第１３条第３項、第１７条第３項又は第１９条から第２２条の２までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について、次に掲げる基準及び別に定める基準により承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持については、道路管理者の承認を受けることを要しない。 (1) 施行後の地盤面（自動車乗入部を除く。）は、現状又は将来計画に基づく道路の路面形状及び横断勾配当に合せて水たまり等が生じないようにすること。 (2) 民有地内の雨水、汚水等については、工事により設置した道路敷内の側溝等に流入させないようにすること。 (3) 民有地内の適当な位置（自動車乗入部を除く。）に駒止め等を設置し、駐車した自動車等が道路敷を侵すことのないようにすること。 (4) 側溝等を設置する場合は、種類、構造、断面、渠底勾配等が周囲の既設施設及び将来計画と合致するようにすること。 (5) 自動車乗入部を設置する場合は、次に掲げる場所以外に設置するものとし、その構造等は別に定めるところによること。 ア　交差点の車道の外側線から１５メートル以内及び曲り角から８メートル以内 イ　横断歩道（歩道橋を含む。）の外側から５メートル以内 ウ　バス停留所及び踏切の付近 エ　車庫又は自動車の駐車する余地が確保されていない土地 オ　その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を及ぼすおそれのある場所 (6) 前各号に定める工法等により難い場合は、別に指示をする工法等によること。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	２０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	道路の占用の許可、変更の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 32 条第 1 項・第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 32 条～第 35 条 道路法施行令第 7 条～第 15 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 9
審　査　基　準	■設定　□未設定
	Ⅰ　一般基準 １．道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合に限り、道路の占用を認めるものとすること。 ２．占用物件は、倒壊、破損、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない堅固な構造とすること。 ３．冬期間の積雪を考慮した構造とし、落雪等のおそれがある場合は、必要に応じ防護策を施すこと。 ４．赤、青及び黄の濃色で交通信号機、消防施設の色彩と紛らわしいものは、使用しないこと。 ５．交通、地先及び居住者等の支障とならない場所に設置すること。 ６．街路樹又は他の占用物件等に影響を及ぼさない場所に設置すること。 ７．道路の交差点及び消火栓から１０メートル以上、横断歩道から５メートル以上離して設置すること。 ８．道路標識、消防施設等の効用を妨げない場所に設置すること。 ９．道路を横断して埋設する場合は、斜横断としないこと。 Ⅱ　特定基準 １．道路法第３２条第１項第１号該当 (1) 電柱等 ア　原則として法面に設置すること。 イ　法面のない道路については、路端寄りに設置すること。ただし、歩車道の区別のある道路でやむを得ない場合には、歩道の車道寄りに設置することができる。 ウ　歩車道の区別のない道路については、対側の占用物件との距離を８メートル以上とすること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。 (2) 地上電線

	地上電線の高さは、路面から５メートル以上の距離を保つこと。ただし、やむを得ない場合は、４．５メートル以上、歩車道の区別ある道路の歩道上においては、２．５メートル以上とすることができる。 (3) 街灯 ア　柱の位置は、電柱の占用に準ずること。 イ　街灯の高さは、路面から５メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、２．５メートル以上とすることができる。 ウ　形状、色彩等は、原則として同一にすること。 (4) 地下電線等 ア　地下電線は、車道（歩車道の区別のない道路にあっては、路面幅員の３分の２に相当する路面の中央部。以下同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、やむを得ない場合は、車道に埋設することができる。 イ　地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さ（路面から路盤最下面までの距離をいう。以下同じ。）に０．３メートルを加えた値（当該値が０．６メートルに満たない場合には、０．６メートル）以下、歩道の地下にあっては０．６メートル以下としないこと。 ウ　マンホール等のふたの高さは、路面と同一面かつ同一勾配とすること。 (5) 郵便差出箱等 ア　歩車道の区別のある道路では、歩道上の路端寄りに設置すること。ただし、歩道幅員を１．５メートル以上確保しなければならない。 イ　歩車道の区別のない道路においては、路端寄りに設置すること。ただし、ポール式のものについては、電柱の場合に準じて設置すること。 (6) 公衆電話所 ア　歩車道の区別のある道路の歩道上に設ける場合は、ポール式以外のものは認めないものとし、設置の方法は、郵便差出箱等の場合に準ずること。 イ　歩車道の区別のない道路においては、郵便差出箱等の場合に準ずること。 ２．道路法第３２条第１項第２号該当 (1) 水管、下水道管、ガス管等 ア　水管、ガス管等の本線を埋設する場合は、歩道又は路端寄りとすること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 イ　水管又はガス管の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さに０．３メートルを加えた値（当該値が０．６メートルに満たない場合には、０．６メートル）以下、歩道の地下にあっては０．６メートル以下としないこと。 ウ　下水道管の本線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、１メートル以下としないこと。 エ　下水道管の本線以外の線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さに０．３メートルを加えた値（当該値が０．６メートルに満たない場合には、０．６メートル）以下、歩道の地下にあっては０．６メートル以下としないこと。 オ　マンホール等のふたの高さ等は、地下電線の場合に準ずること。 ３．道路法施行令第７条第２号該当 (1) 工事用板囲い、足場等 ア　工事用板囲い及び足場のための占用は、原則として、占用幅員０．５メートルを超えない場合に限り認めるものとする。 イ　道路の上空に設ける工事用詰所については、歩車道の区別のある道路の歩道上に限り認めるものとする。 ウ　路面上の板囲い、足場等には、歩行者等の通行の安全のための措置を必ず施すものとする。

	(4) 広告物の添加及び塗装による広告は、認めないものとする。 ４．道路法施行令第７条第３号該当 (1) 工事用材料置場等 ア　原則として法面に置くこと。 イ　長期にわたる占用は、認めない。 ウ　材料が散乱して交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間の照明設備等を施すこと。 ５．電線、水道管、ガス管等の橋梁添架 (1) 木橋には、新たな添架占用は原則として認めない。 (2) 新設橋梁に添架する場合は、原則として橋りょう工事と同時に施行すること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０２９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路占用料の徴収
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 39 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法施行令第 19 条～第 19 条の 3 ○川越町道路占用料等徴収条例第 2 条、第 4 条、別表
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	入札占用計画の変更の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 39 条の 6 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号、第 39 条の 6
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　法第 39 条の５第１項の規定による認定を受けた者（「認定計画提出者」）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。 2　道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第 77 条第１項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。 3　道路管理者は、第１項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が次の①から③までのいずれにも該当すると認めるときは、１の規定による認定をするものとする。 ①　当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。 ②　当該入札対象施設等のための道路の占用が法第 32 条第２項第２号から第７号までに掲げる事項について第 33 条第１項の政令で定める基準に適合するものであること。 ③　当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用入札を行った場合における道路の占用の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 39 条の 7 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 39 条の 7 第 1 項・第 2 項・第 5 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　認定計画提出者は、法第 39 条の５第１項の規定による認定を受けた入札占用計画（変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。 2　道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第 32 条第１項又は第３項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。 3　法第 39 条の５第１項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第 32 条第１項又は第３項の規定による許可の申請をすることができない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	車両の積載物の落下予防等措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 43 条の 2

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 43 条の 2
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	限度超過車両の通行許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 47 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	車両制限令第 5 条、第 6 条、第 7 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	沿道地域に商用その他の目的で出入りする特殊な車両であって、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができないものその他これらに準ずるやむを得ない事由があるものに限り許可を行う。この場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附するものとする。申請を受けた場合は、次の内容等を審査する。 (1) 申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認められるものであること。 (2) 申請に係る車両が、車両制限令第５条から第７条までに規定する基準に適合しないこと。 (3) 申請に係る車両が他の車両に与える影響等を考慮のうえ、運行経路に係る道路について個々に道路の構造に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査する。 (4) 申請に係る車両の運行期間、運行時間等が適切であるか、道路の構造及び他の車両に与える影響を考慮のうえ審査する。 (5) 申請に係る車両の運行経路に係る道路について、長期間にわたり運行の禁止又は制限が実施されているかを審査する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	違反車両の通行中止等の措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 47 条の 4 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 47 条 車両制限令第 3 条～第 12 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	道路管理者は、(1)、(2)のいずれかの者に対し、車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。 (1)　車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めた規定（道路法第 47 条第２項）に違反し、若しくは車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する次の最高限度をこえる車両の通行に関し通行経路、通行時間等について附した条件違反して車両を通行させている者 ・　幅　2.5 メートル ・　重量　次に掲げる値 イ　総重量　高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 25 トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあっては 20 トン ロ　軸重　10 トン ハ　隣り合う車軸に係る軸重の合計　隣り合う車軸に係る軸距が 1.8 メートル未満である場合にあっては 18 トン（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3 メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも 9.5 トン以下である場合にあっては、19 トン）、1.8 メートル以上である場合にあっては 20 トン ニ　輪荷重　５トン ・　高さ　道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 4.1 メートル、その他の道路を通行する車両にあっては 3.8 メートル ・長さ　12 メートル ・最小回転半径　車両の最外側のわだちについて 12 メートル

	(2)　道路において次の車両についての制限の基準をこえる車両を通行させている者 ①　幅の制限 イ　市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という。）内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が１メートル未満（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5 メートル未満）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から１メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5 メートル）を減じたものとする。以下同じ。）から 0.5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。 ロ　市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0.5 メートルを減じたものの２分の１をこえないものでなければならない。 ハ　市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についてのイ、ロの規定の適用については、イ中「0.5 メートルを減じたもの」とあるのは「１メートルを減じたもの」と、ロ中「0.5 メートル」とあるのは「1.5 メートル」とする。 ニ　市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。）で、一方通行とされているもの又はその道路におおむね 300 メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0.5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。 ホ　市街地区域外の道路でニに規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の２分の１をこえないものでなければならない。 ②　総重量、軸重及び輪荷重の制限 イ　道路構造令第 23 条第２項の基準（強度に係るものに限る。）に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。 ロ　融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。 ハ　ロの規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。 ③　カタピラを有する自動車の制限 舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。 ・　その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合 ・　その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合 ・　その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合

	④　路肩通行の制限 歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩（路肩が明らかでない道路にあっては、路端から車道寄りの0.5メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.25メートル）の幅の道路の部分）にはみ出してはならない。 ⑤　通行方法の制限 イ　車両制限令第３条第１項第３号の規定による指定を受けた道路について、高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。 ロ　車両制限令第７条第２項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。 ⑥　幅の制限の特例 イ　道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、①の規定は、適用しない。 ・　道路が破損し、又は欠壊している場合 ・　道路に関する工事が行なわれている場合 ・　車両の通行が著しく停滞している場合 ロ　道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあっては、方面公安委員会）の意見をきかなければならない。 ⑦　特殊な車両の特例 幅、総重量、軸重又は輪荷重が車両制限令第３条に規定する最高限度をこえず、かつ、車両制限令第５条から第７条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、車両制限令第５条から第７条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	・措置命令については、行政手続法第13条第2項第3号に該当し、適用除外 ・措置命令違反等により許可取消を行う場合は聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路に関する必要な措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 47 条の 4 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 47 条 車両制限令第 3 条～第 12 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、次の①から⑦までの基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ①　幅の制限 イ　市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という。）内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が１メートル未満（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5 メートル未満）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から１メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.5 メートル）を減じたものとする。以下同じ。）から 0.5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。 ロ　市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0.5 メートルを減じたものの２分の１をこえないものでなければならない。 ハ　市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についてのイ、ロの規定の適用については、イ中「0.5 メートルを減じたもの」とあるのは「１メートルを減じたもの」と、ロ中「0.5 メートル」とあるのは「1.5 メートル」とする。 ニ　市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。）で、一方通行とされているもの又はその道路におおむね 300 メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0.5

メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

ホ　市街地区域外の道路でニに規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の２分の１をこえないものでなければならない。

②　総重量、軸重及び輪荷重の制限

イ　道路構造令第 23 条第２項の基準（強度に係るものに限る。）に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。

ロ　融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。

ハ　ロの規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。

③　カタピラを有する自動車の制限

舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。

・　その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合
・　その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合
・　その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合

④　路肩通行の制限

歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩（路肩が明らかでない道路にあっては、路端から車道寄りの 0.5 メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0.25 メートル）の幅の道路の部分）にはみ出してはならない。

⑤　通行方法の制限

イ　車両制限令第３条第１項第３号の規定による指定を受けた道路について、高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。

ロ　車両制限令第７条第２項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。

⑥　幅の制限の特例

イ　道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、①の規定は、適用しない。

・　道路が破損し、又は欠壊している場合
・　道路に関する工事が行なわれている場合
・　車両の通行が著しく停滞している場合

ロ　道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあっては、

	方面公安委員会）の意見をきかなければならない。 ⑦　特殊な車両の特例 幅、総重量、軸重又は輪荷重が車両制限令第３条に規定する最高限度をこえず、かつ、車両制限令第５条から第７条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、車両制限令第５条から第７条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	道路協力団体の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 48 条の 60

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 48 条の 60 道路法施行規則第 4 条の 24、第 4 条の 25
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路協力団体の運営に関する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 48 条の 62 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	第 48 条の 62 第 2 項
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路協力団体の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 48 条の 62 第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 48 条の 62 第 3 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０３９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 58 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 58 条第 1 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 59 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 59 条第 3 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　道路管理者は、2の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、2の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。 2　道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、法第 32 条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第 35 条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	工作物管理者への費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 60 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 60 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、道路法の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。ただし、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可等の取消し等又は原状回復命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道路法若しくは道路法に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) 道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) 道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐偽その他不正な手段により道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者 2　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、1 に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前２号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 91 条第 1 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．次に掲げる事項等を総合的に判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができる。 ・当該道路工事の施行時期 ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法 ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除去の難易度等を含む。）及び期間 ・当該道路予定区域の従来の利用方法 ２．通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げる場合には原則として許可するものとする。 ・非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更 ・既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更 ・現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可（第 32 条第 1 項・第 3 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	道路法第 32 条～第 35 条 道路法施行令第 7 条～第 15 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 9
審　査　基　準	■設定　□未設定
	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（道路予定区域）については、道路法第４条、第３章第３節（道路の占用）、第 43 条、第 44 条、第 44 条の２、第 47 条の 11、第 48 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び第 92 条から第 95 条までの規定を準用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路予定区域における道路占用料の徴収（第 39 条第 1 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 39 条 ○川越町道路占用料等徴収条例第 2 条、第 4 条、別表
処　分　基　準	■設定　□未設定 占用料の額は、川越町道路占用料等徴収条例第２条に基づく別表の額による。 ○川越町道路占用料等徴収条例 （占用料の額） 第２条　占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）の合計額とする。 （占用料の徴収方法） 第４条　占用料は、法第 32 条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により協議し、同意した占用の期間に係る分を当該占用の許可をし、又は当該占用の協議し、同意した日から１箇月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る占用料は、毎年度、当該年度分を４月 30 日までに徴収する。 別表　省略
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令（第 44 条第 4 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 44 条第 3 項・第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	道路管理者は、道路予定区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路予定区域内での措置命令（第 48 条第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 48 条第 1 項・第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者は、道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、道路予定区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対して、損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路予定区域での行為の中止、物件の除却等の命令（第 48 条第 4 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 48 条第 3 項・第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 道路管理者は、次の場合には、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。 （1）　道路予定区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合 （2）　高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路予定区域における行為であって、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０４９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	道路予定区域における許可等の取消し等又は原状回復命令（第 71 条第 1 項・第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	道路法第 91 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	1　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、２及び３の規定を準用する。 2　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道路法又は道路法に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) 道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) 道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐偽その他不正な手段により道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者 3　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、２に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前２号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞及び弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	農地又は採草放牧地の権利移動の許可
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	農地法第３条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	第３条第１項・第２項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。 ２．農地法第３条第２項各号に該当する場合は、許可することができない。 ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 一　所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合 二　農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合 三　信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合 四　第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又は

	その世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合 五　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。） 六　第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	４０日
備　　考	毎月２０日締め切り　翌月の農業委員会において審議

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	農地法第３条の２第２項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	農地法第３条の２第１項・第２項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．処分の根拠規定（農地法第３条の２第２項） 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地法第３条第３項の規定によりした同条第１項の農地又は採草放牧地の権利移動の許可を取り消さなければならない。 (1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃貸借の解除をしないとき。 (2) 農地法第３条の２第１項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。 ２．農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年６月１日付け 12 構改Ｂ404 号事務次官通知） 第４　法第３条の２関係 法第３条の２の規定は、法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた者について、事後においても農地等の適正な利用の確保を確認することが重要であることから、設けられているところである。 なお、法第３条の２第１項の勧告は、同条第２項第２号の許可取消の前置手続であることから、地域の営農状況等に著しい被害を与えていることを十分確認した上で行うこととし、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは必ず法第３条第３項の規定の適用を受けてした同条第１項の許可を取り消さなければならない。 （略） (2) 法第３条の２第２項の事務処理基準 法第３条の２第２項各号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。 ①　法第３条の２第２項第１号の「農地又は採草放牧地を適正に利用していない」とは、法第４条第１項又は法第５条第１項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしている場合、

	使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第 32 条第１項第１号に該当するものにしている場合等をいう。 ②　法第４条第１項又は法第５条第１項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしている場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第３章の規定により行う。 ③　使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第 32 条第１項第１号に該当するものにしている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第３章の規定により行う。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	農地に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	農地法第 42 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	第 42 条第 1 項 農地法施行令第 29 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	市町村長は、次の各号のいずれか該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積、農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣若しくは草木の生息若しくは生育、地割れ又は土壌の汚染により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ①　現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 ②　その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項・第３項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第５条、第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項に規定する次に掲げる目的であることを要する。 (1) 学術研究の目的 (2) 鳥獣の保護又は管理の目的 ※保護：生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること（法第２条第２項） 管理：生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること（法第２条第３項） (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第５条に規定されている次に掲げる目的 ア　博物館、動物園その他これに類する施設における展示 イ　愛がんのための飼養 ウ　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 エ　鵜飼漁業への利用 オ　伝統的な祭礼行事等への利用 カ　その他公益上の必要があると認められる目的 ２．許可の申請があったときは、法第９条第３項に規定する次のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。 (1) 捕獲等又は採取等の目的が法第９条第１項に規定する目的に適合しないとき。 (2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。 (3) 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理

	計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域（社寺境内、墓地）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。 ３．法第９条第５項により、鳥獣の保護、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第１による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	従事者証の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第８項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第８項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第８項に規定する環境大臣が定める法人が申請した場合に従事者証を交付する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第１による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	許可証又は従事者証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第９項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第９項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者が許可証を亡失し、又は滅失したとき。 (2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者の従業者が従業者証の交付を受けていた場合であって、その従業者が従業者証を亡失し、又は滅失したとき。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第１による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	無許可で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者等に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 1 項
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５７

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 1 項
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５８

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 4 項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 15 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０５９

＜処分の概要＞

許認可等の名称	許可証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 7 項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 15 条第 5 項、第 7 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第４項ただし書の許可を受けた者は、その者が同条第 11 項において読み替えて準用する同法第９条第７項の指定猟法許可証（以下単に「指定猟法許可証」という。）を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、町長に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第１による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 10 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 10 項
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可の取消し（第 10 条第 2 項準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 11 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 2 項、第 15 条第 11 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	鳥獣等の飼養の登録又は更新
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 1 項・第 5 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．飼養登録対象鳥獣 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項により捕獲した鳥獣のうち狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。）についてのみ飼養登録の対象とする(法第１９条第１項)。したがって、外国から輸入した鳥獣又は適法に飼養している鳥獣から生産された鳥獣については、飼養登録の対象とはならない。 ２．飼養登録対象者 飼養登録対象者は、次に掲げる者とする。 (1) 法第９条第１項の許可を受けて当該鳥獣の捕獲をした者又はこれらの者から当該鳥獣を譲り受けようとする者であること。ただし、新規に申請する場合は、法第９条第１項の許可を受けて当該鳥獣の捕獲をした者に限る。 (2) 愛がんを目的として飼養する場合は、過去１年以内に愛がん飼養の目的で法第９条第１項に基づく愛がん飼養のための捕獲許可を受けていたことがない者であること。 (3) 法第４０条第１項第１号から第４号までに規定する者が飼養登録を受けようとする場合にあっては、適切な飼養管理をすることが可能であると認められる者であること。 ３．飼養登録有効期間 登録の日から１年とする（法第１９条第４項)。登録の有効期間は申請により更新することができる（法第１９条第５項)。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日

備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第１による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	登録票の交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、同法第９条第４項に規定する有効期間の末日から起算して 30 日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。 ２．前項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。 ３．都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６４

＜処分の概要＞

許認可等の名称	鳥獣等の飼養の登録票の再交付（第 21 条第 2 項準用を含む）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 6 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 6 項、第 21 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	登録鳥獣を飼養している者は、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第３項の登録票（以下単に「登録票」という。）で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、申請をして、登録票の再交付を受けることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	飼養の登録の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 22 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 22 条第 2 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	販売禁止鳥獣等の販売の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 23 条、第 24 条第 1 項・第 2 項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 22 条、第 23 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	販売許可証の再交付
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 6 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 6 項
審　査　基　準	■設定　□未設定 販売の許可を受けた者が販売許可証を亡失し、又は滅失したときは、申請により再交付を受けることができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定 ３０日
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	販売禁止鳥獣等の販売許可違反者等に対する措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 9 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 23 条、第 24 条第 9 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０６９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	販売禁止鳥獣等の販売許可の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 10 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 9 項・第 10 項
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０７０

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特殊車両の通行認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	車両制限令第 12 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	車両制限令第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．認定の対象 　認定の対象となる車両は、幅、総重量、軸重又は輪荷重が車両制限令第３条に規定する最高限度を超えず、かつ、同令第５条から第７条までに規定する基準に適合しない車両であって、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 当該車両を通行させようとする道路の沿道（以下「沿道」という。）の住民が所有又は使用する車両 (2) 沿道の住宅及び事業所等への荷物及び資材等の搬出入に使用する車両 (3) 沿道における建築物等の建築のために使用する車両 (4) 前各号に掲げるもののほか市町村長が認める車両 ２．認定の審査 申請を受けたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。 (1) 申請に係る車両が申請経路を通行する場合、道路構造の保全及び交通の安全が確保されること。 (2) 申請に係る車両の通行期間が適切であること。 (3) 申請に係る車両が申請経路を通行した場合、車両制限令第８条から第１０条の規定に適合していること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０７１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定農地貸付の承認の取消し
処　分　権　者	農業委員会
根　拠　規　定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 3 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 2 項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第 1 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０７２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	優良宅地の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ、第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	租税特別措置法施行令第 19 条第 13 項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準 ○土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行規則第 3 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	産業建設課
個票ＩＤ	産建１０７３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	優良住宅の認定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ、第 63 条第 3 項第 6 号、第 68 条の 69 第 3 項第 6 号

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	租税特別措置法施行令第 19 条第 15 項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準 ○土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行規則第 4 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定給水装置工事事業者の指定
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水道法第 16 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	水道法第 16 条の 2 第 1 項、第 25 条の 3 水道法施行規則第 20 条 ○川越町指定給水装置工事事業者規程第 4 条、第 5 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	指定給水装置工事事業者の指定の取消し
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	水道法第 25 条の 11 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	水道法第 25 条の 11 第 1 項 ○川越町指定給水装置工事事業者規程第 8 条、第 11 条、第 13 条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	排水設備設置義務の免除に係る許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 10 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法第 10 条第 1 項ただし書 下水道法施行令第 7 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	次に掲げる要件がすべて満たされている場合に免除に係る許可をすることができる。 (1) 公共下水道以外の水域又は水路に排水する下水の排除時の水質が、下水道法施行令第６条に定める基準に適合すること。ただし、公共用水域（水質汚濁防止法第２条第１項に規定する公共用水域をいう。）から取水する工場冷却水等に係る下水については、当該下水の排除時の水質が取水時の水質と同等又はそれ以上に良質化していること。 (2) 下水の排水系統は排水設備と完全に分離された状態のものであって、それを容易に確認できること。 (3) 下水を排除する施設内で生じた汚泥は、公共下水道及び公共用水域へ排除しないこと。 (4) 源水の取水量及び下水の排除量が測定できる設備を設置すること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	水洗便所への改造命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 11 条の 3 第 3 項・第 4 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 11 条の 3 第 3 項・第 4 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者が、下水の処理を開始すべき日から３年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しない場合には、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる（期限後に違反に係る建築物の所有権を取得した者についても同様）。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定施設の設置計画の廃止命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 12 条の 5

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 12 条の 5 下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5 ○川越町公共下水道条例第 15 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．特定施設の設置又は構造等の変更の届出を行った者が、当該届出内容の変更等の指導に従わず、当初の計画のままでは特定事業場から排除される下水の水質を直罰対象基準（下水道法第 12 条の２第１項の規定により下水道法施行令第９条の４で定める基準又は同法第 12 条の２第３項の規定により川越町公共下水道条例第 15 条で定める基準をいう。次項において同じ。）に適合させることができないと認められるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理方法に関する計画を変更するよう命ずる。 ２．前項による計画の変更命令によっては特定事業場から排除される下水の水質を直罰対象基準に適合させることが著しく困難であると認められるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の設置又は構造等に関する計画の廃止を命ずる。 ○川越町公共下水道条例 （特定事業場からの下水の排除の制限） 第 15 条　特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下第 18 条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）　水素イオン濃度 水素指数５を超え９未満 （２）　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リットルにつき 380 ミリグラム未満 （３）　生物化学的酸素要求量 １リットルにつき５日間に 600 ミリグラム未満 （４）　浮遊物質量 １リットルにつき 600 ミリグラム未満

	（５） ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 １リットルにつき５ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 １リットルにつき 30 ミリグラム以下 （６） 窒素含有量 １リットルにつき 240 ミリグラム未満 （７） 燐（りん）含有量 １リットルにつき 32 ミリグラム未満 ２ 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める水質の下水にして排除しなければならない。 （１） 水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満 （２） 生物化学的酸素要求量 １リットルにつき５日間に 300 ミリグラム未満 （３） 浮遊物質量 １リットルにつき 300 ミリグラム未満 ３ 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水質法」という。）の規定による環境省令により、当該下水について第１項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあっては、同項各号に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第１項に規定する水質の基準は、前２項の規定にかかわらず、その排水基準とする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００６

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定事業場に対する事故時の応急措置命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 12 条の 9 第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 12 条の 9 第 1 項・第 2 項 下水道法施行令第 9 条の 8、第 9 条の 9
処　分　基　準	■設定　□未設定
	公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が水質汚濁防止法施行令第２条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに水質汚濁防止法施行令第３条の４各号に掲げる油を含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したとき（下水道法施行令第９条の９に定める場合を除く。）に、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公共下水道管理者以外の者の工事･維持の承認
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 16 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法第 16 条 下水道法施行令第 10 条、第 17 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．公共下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる許可基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 公共下水道計画に適合したものであること。 (2) 下水道法施行令第 17 条の技術基準に適合したものであること。 (3) 下水道排水設備に関する技術指針に適合したものであること。 (4) 当該行為によって布設される排水施設が、公共下水道施設として利用でき、維持管理が可能なものであること。 (5) 排水施設のうち雨水の排水に係る施設については、開発区域内及び当該区域に隣接する周辺地域の雨水を有効に排除できる構造であること。 (6) 排水施設の施工は、建設業法第３条に基づき登録をしているもので、かつ、下水道管渠工事に従事した経験を有するものであること。 ２．下水道法第 16 条の「承認を要しない軽微な施設の維持として政令で定める軽微なもの」とは、下水道法施行令第 10 条の規定による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 18 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 18 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１００９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	汚濁原因者への費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 18 条の 2

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 18 条の 2 下水道法施行令第 10 条の 2
処　分　基　準	■設定　□未設定 １　公共下水道管理者が特定賦課金（公害健康被害の補償等に関する法律第 62 条第１項の規定による特定賦課金）を徴収された場合においては、当該特定賦課金に係る指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に対し当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 ２　特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第６条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	改築工事原因者への費用負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 19 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 19 条 下水道法施行令第 11 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．公共下水道管理者は、下水道法施行令第 11 条に規定する下記に掲げる方法で算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 ２．下水道法施行令第 11 条の規定 排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠（取付管渠を除く。）の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量（合流式の公共下水道にあっては、そのうち汚水に係る部分）に５分の１を乗じて計算する。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 24 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法第 24 条第 2 項・第 3 項 下水道法施行令第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 3 ○川越町公共下水道条例第 30 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	排水施設への物件設置に関する許可基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) その申請に係る事項が必要やむを得ないものであること。 (2) 公共下水道計画に適合したものであること。 (3) 下水道法施行令第 17 条の技術基準に適合したものであること。 (4) 下水道排水設備に関する技術指針に適合したものであること。 ○川越町公共下水道条例 （許可を要しない軽微な変更） 第 30 条　法第 24 条第１項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた施設又は工作物その他の物件（地上に存する部分に限る。）に付する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	特定施設の設置計画の廃止命令等(流域下水道)（第 12 条の 5 準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 25 条の 30 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 12 条の 5 下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5 ○川越町公共下水道条例第 15 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	流域下水道管理者は、法第 25 条の 30 が準用する法第 12 条の３第１項の規定による特定施設の設置の届出又は第 12 条の４の規定による特定施設の構造等の変更の届出があった場合において、当該特定事業場から流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に排除される下水の水質が流域下水道への排出口において下水道法施行令第９条の４第１項で定める基準又は法第 12 条の２第３項の規定により川越町公共下水道条例第 15 条で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（法第 25 条の 18 が準用する第 12 条の４の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は法第 25 条の 18 が準用する法第 12 条の３第１項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 ○川越町公共下水道条例 （特定事業場からの下水の排除の制限） 第 15 条　特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下第 18 条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）　水素イオン濃度 水素指数５を超え９未満 （２）　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リットルにつき 380 ミリグラム未満 （３）　生物化学的酸素要求量 １リットルにつき５日間に 600 ミリグラム未満 （４）　浮遊物質量 １リットルにつき 600 ミリグラム未満 （５）　ノルマルヘキサン抽出物質含有量

	ア　鉱油類含有量 １リットルにつき５ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量 １リットルにつき 30 ミリグラム以下 （６）　窒素含有量 １リットルにつき 240 ミリグラム未満 （７）　燐（りん）含有量 １リットルにつき 32 ミリグラム未満 ２　製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める水質の下水にして排除しなければならない。 （１）　水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満 （２）　生物化学的酸素要求量 １リットルにつき５日間に 300 ミリグラム未満 （３）　浮遊物質量 １リットルにつき 300 ミリグラム未満 ３　特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水質法」という。）の規定による環境省令により、当該下水について第１項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあっては、同項各号に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第１項に規定する水質の基準は、前２項の規定にかかわらず、その排水基準とする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	流域下水道管理者以外の者の工事･維持の承認（第 16 条準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 25 条の 30 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法第 16 条 下水道法施行令第 10 条、第 17 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．流域下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる許可基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 流域下水道計画に適合したものであること。 (2) 下水道法施行令第 17 条の技術基準に適合したものであること。 (3) 下水道排水設備に関する技術指針に適合したものであること。 (4) 当該行為によって布設される排水施設が、流域下水道施設として利用でき、維持管理が可能なものであること。 (5) 排水施設のうち雨水の排水に係る施設については、開発区域内及び当該区域に隣接する周辺地域の雨水を有効に排除できる構造であること。 (6) 排水施設の施工は、建設業法第３条に基づき登録をしているもので、かつ、下水道管渠工事に従事した経験を有するものであること。 ２．下水道法第 25 条の 30 で準用する下水道法第 16 条の「承認を要しない軽微な施設の維持として政令で定める軽微なもの」とは、下水道法施行令第 10 条の規定による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令(流域下水道)（第 18 条準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 25 条の 30 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 18 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 流域下水道管理者は、流域下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた流域下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１５

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	汚濁原因者への工事費用負担命令(流域下水道)（第 18 条の 2 準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 25 条の 30 第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 18 条の 2 下水道法施行令第 10 条の 2
処　分　基　準	■設定　□未設定
	(1) 流域下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 62 条第１項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、当該特定賦課金に係る同法第６条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる（法第２５条の３０が準用する第１８条の２）。 (2) 特定施設の設置者に負担させる汚濁原因者負担金の額は、流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第６条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする（下水道法施行令第１０条の２）。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市下水路への物件設置の許可
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 29 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法第 29 条第 2 項 下水道法施行令第 17 条、第 19 条、第 20 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	都市下水路への物件設置に関する許可基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 下水道法第 29 条第 1 項の「政令で定める軽微な行為」とは、下水道法施行令第 19 条（都市下水路管理者の許可を要しない軽微な行為）の規定による。 (2) その申請に係る事項が必要やむを得ないものであること。 (3) 下水道法施行令第 17 条（下記１～６）の技術基準に適合したものであること。 （公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準） 1　施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。 イ　分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ　公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。 ハ　公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。 ニ　公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から 2.5 メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。 ホ　公共下水道の開渠部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。 2　施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。 イ　堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工

	作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 ロ　分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 ハ　流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。 ニ　汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 ホ　流入施設、建築基準法第 42 条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法第２条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5 メートルを超えないこと。 3　工事の実施方法は、次に掲げるところによること。 イ　公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。 ロ　流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ハ　水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ニ　その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 4　流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。 5　下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。 6　法第 12 条第１項又は法第 12 条の 11 第１項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１７

＜処分の概要＞

許認可等の名称	都市下水路管理者以外の者の工事･維持の承認（第 16 条準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 31 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法第 16 条 下水道法施行令第 10 条、第 17 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1．施工の範囲及び工事に伴う経費等を勘案するとともに、次の要件を備えるものであること。 (1) 都市下水路の計画に適合したものであること。 (2) 下水道法施行令第 17 条の技術基準に適合したものであること。 (3) 下水道排水設備に関する技術指針に適合したものであること。 (4) 都市計画法、建築基準法、その他関係法令及び本市町村の条例、規則等に適合していること。 (5) 対象土地建物等に事業者以外の権利者がある場合は、その同意を得たものであること。 (6) 地元利害関係人の同意を得ていること。 (7) 地下埋設物が存在する場合にあっては、その管理者との協議が済んでいること。 2．下水道法第 16 条の「承認を要しない軽微な施設の維持として政令で定める軽微なもの」とは、下水道法施行令第 10 条の規定による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１８

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令(都市下水路)（第 18 条準用）
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 31 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 18 条、第 31 条
処　分　基　準	■設定　□未設定 都市下水路の施設を損傷した行為により必要を生じた都市下水路の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０１９

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	下水の排除の停止命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 37 条の 2

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 37 条の 2 下水道法施行令第 9 条の 4 ○川越町公共下水道条例第 15 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	１．使用者が指導に対して適切な対応を行わずに、直罰基準（下水道法第 12 条の２第１項の規定により下水道法施行令第９条の４で定める基準又は同法第 12 条の２第３項の規定により川越町公共下水道条例第 15 条で定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない下水を特定事業場から公共下水道へ排除した場合又は排除するおそれがある場合は、同法第 37 条の２の規定によりその使用者に対し期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理方法の改善を命令する。 ２．使用者が次のいずれかに該当する場合は、その使用者に対し期限を定めて特定施設の使用又は公共下水道への下水排除の停止を命令する。 (1) 前項により改善を命じられた場合で改善が終了するまでの間、排除する下水を当該命令によっても直罰基準に適合させることが困難であるとき。 (2) 排除する下水が公共下水道からの放流水の水質を悪化させ、その水質を法第８条に規定する技術上の基準に適合させるための緊急性があるとき。 ３．前項の停止期間は、直罰基準を遵守できるまでの期間とする。ただし、排水停止の必要がなくなったと認められるときは、停止期間中であっても速やかに排水の停止を解除する。 ○川越町公共下水道条例 （特定事業場からの下水の排除の制限） 第 15 条　特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下第 18 条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）　水素イオン濃度 水素指数５を超え９未満 （２）　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リットルにつき 380 ミリグラム未満

	（３） 生物化学的酸素要求量 １リットルにつき５日間に 600 ミリグラム未満 （４） 浮遊物質量 １リットルにつき 600 ミリグラム未満 （５） ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 １リットルにつき５ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 １リットルにつき 30 ミリグラム以下 （６） 窒素含有量 １リットルにつき 240 ミリグラム未満 （７） 燐（りん）含有量 １リットルにつき 32 ミリグラム未満 ２ 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める水質の下水にして排除しなければならない。 （１） 水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満 （２） 生物化学的酸素要求量 １リットルにつき５日間に 300 ミリグラム未満 （３） 浮遊物質量 １リットルにつき 300 ミリグラム未満 ３ 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水質法」という。）の規定による環境省令により、当該下水について第１項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあっては、同項各号に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第１項に規定する水質の基準は、前２項の規定にかかわらず、その排水基準とする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０２０

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 38 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 38 条第 1 項
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０２１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 38 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 38 条第 2 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 １．公共下水道管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、下水道法の規定による許可又は承認を受けた者に対し、同法第 38 条第１項による処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) その他公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 ２．前項（3）に掲げる「公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、市町村が緊急に使用する必要が生じた場合等すでに許可又は承認を得た者が利用するよりも公益上の必要性を優先させるべきと判断された場合を指す。ただし、公共下水道管理者の必要に基づいて一方的に既得の権利を侵害されること及び法第 38 条第４項の規定により、被処分者が通常受けるべき損失を補償しなければならないことから、その判断に当たっては真に必要と判断されるものに限り行うこととする。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０２２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	補償金の原因者に対する負担命令
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法第 38 条第 6 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	下水道法第 38 条第 6 項
処　分　基　準	■設定　□未設定 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道法第 38 条第 2 項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償した場合において、当該補償の原因となつた損失が、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道課
個票ＩＤ	上下１０２３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公共下水道の暗渠に設置する物件を認める処分
処　分　権　者	町長
根　拠　規　定	下水道法施行令第 17 条の 2

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	下水道法施行令第 17 条の 2、第 17 条の 3
審　査　基　準	■設定　□未設定
	下水道法第 24 条第３項第３号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であって、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとする。 (1)　量水標等を支持し、又は保護するための工作物 (2)　電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物 (3)　下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定 □ 未設定
	３０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	学校教育課
個票ＩＤ	学校１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	小学校等又は中学校等への就学義務の猶予又は免除
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	学校教育法第 18 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	学校教育法第 18 条 学校教育法施行規則第 34 条、第 35 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．学校教育法（第１８条） 保護者が就学させなければならない子（「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、就学させる義務を猶予又は免除することができる。 ２．学校教育法施行規則（第３４条、第３５条） （１）学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第１８条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。 （２）学校教育法第１８条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１４日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	学校教育課
個票ＩＤ	学校１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	学校施設の返還命令
処　分　権　者	町長又は教育委員会
根　拠　規　定	学校施設の確保に関する政令第４条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	学校施設の確保に関する政令第４条
処　分　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	学校教育課
個票ＩＤ	学校１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	形質変更等に関する許可
処　分　権　者	町長又は教育委員会
根　拠　規　定	学校施設の確保に関する政令第 11 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	学校施設の確保に関する政令第 11 条 学校施設の確保に関する政令施行規則第 3 条
審　査　基　準	□設定　■未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	学校教育課
個票ＩＤ	学校１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	学校施設にある工作物等移転命令
処　分　権　者	町長又は教育委員会
根　拠　規　定	学校施設の確保に関する政令第 15 条

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	学校施設の確保に関する政令第 4 条、第 15 条
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	学校教育課
個票ＩＤ	学校１００５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	小学校、義務教育学校又は中学校の変更
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	学校教育法施行令第８条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	学校教育法施行令第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	保護者の申立に特別な事情があると教育委員会が認めたときは、下記の判断基準により指定校を変更することができる。 (1) 家庭に関する理由 保護者等がすべて勤務あるいは病気療養等により、下校後の保護に欠ける状態にあるため、他の学区の家庭に保護されている場合 (2) 住居に関する理由 ア　転居予定・一時転居 住居等の新築により転居が予定されている場合、家の増改築等で一時的に別学区へ転居する場合 イ　市町村内転居 転居により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨の申立があった場合 ウ　市町村外転出 転出により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨の申立があった場合 エ　転入予定 市町村外に居住し、今後６か月以内に通学区域内に住所を定めることが確実の場合 (3) 身体的理由 心身の障害等の理由により指定校への就学が困難な場合 (4) 地域の事情に関する理由 通学距離及び交通環境、通学上の安全上等から配慮を要すると認められる場合 (5) 教育上の配慮 いじめ、不登校により在籍校への就学が困難と認められる場合 (6) その他の理由 その他特別の事情（部活動等学校独自の活動を含む）があり、教育委員会で特段の配慮が必要であると認めた場合

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	学校教育課
個票ＩＤ	学校１００６

＜処分の概要＞

許認可等の名称	区域外就学等の承諾
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	学校教育法施行令第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	学校教育法施行令第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	申請することができる者は、原則として児童又は生徒の保護者とする。申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により速やかにその申請内容について審査を行う。 (1) 区外転出後の継続通学 児童又は生徒が市町村外に転出した後、転出先の住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校に就学することが当該児童又は生徒にとって著しい環境の変化に当たるため、継続して現に籍のある市町村立学校に就学することが望ましいと認められる場合 (2) 市町村外への一時転出 家の建替え等で一時的に市町村外に転出し、在学期間中かつ概ね１年以内に市町村内に転入することが確実な場合で、継続して現に籍のある市町村立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合 (3) 転入予定 住宅の購入、改築等により、概ね１年以内に転入することが確実であるため、転入予定住所地の通学区域の市町村立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合 (4) 身体的理由 ア　児童又は生徒が身体的理由により通学距離に配慮を必要とし、市町村立学校へ就学することの必然性が認められる場合 イ　児童又は生徒が慢性疾患等により、住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校に就学することが著しく困難であり、かつ、市町村立学校に就学しなければ義務教育を受ける機会が確保できないと認められる場合 (5) 家庭の事情 保護者等の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等により、児童又は生徒を監護できない状況にあるために保護者の親族に児童又は生徒を預け、その住所地の通学区域の学校への就学することが望ましいと認められる場合 (6) その他

	上記に掲げるもののほか、区域外就学を承諾する特段の理由があると認められる場合
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１４日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
個票ＩＤ	生涯１００１

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	公民館の事業又は行為の停止命令
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	社会教育法第 40 条第 1 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	社会教育法第 23 条
処　分　基　準	■設定　□未設定
	教育委員会は、公民館が社会教育法第２３条（下記１、２）の規定に違反する行為を行ったときは、その事業又は行為の停止を命ずることができる。 １　公民館は、次の行為を行つてはならない。 ①　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 ②　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 ２　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
個票ＩＤ	生涯１００２

＜処分の概要＞

許認可等の名称	社会教育のための学校施設利用の許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	社会教育法第 45 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	社会教育法第 44 条第 1 項 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 川越町学校施設の利用に関する条例第 1 条、第 3 条第 1 項、第 4 条 川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 2 条第 1 項、第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	1　社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、川越町学校施設使用許可申請書（様式第１号）により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2　申請者は、あらかじめ教育委員会に学校施設使用団体登録した者とする。ただし、教育委員会が特に認めた者については、この限りでない。 3　教育委員会が学校施設の利用を許可しようとするときは、学校教育に支障のない範囲で利用することに関して、あらかじめ、学校長の意見を聞かなければならない。 4　教育委員会は、第１項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。 5　教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、学校施設の使用を許可しない。 （1）　公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。 （2）　施設又はその附属設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。 （3）　管理上支障があると認めるとき。 （4）　その他教育委員会において適当でないと認めるとき。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	２５日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
個票ＩＤ	生涯１００３

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	埋蔵文化財の調査に係る発掘の停止命令等
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	文化財保護法第 92 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	文化財保護法第 92 条
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県文化財保護条例施行規則別表第 1 による権限移譲

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
個票ＩＤ	生涯１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	遺跡の発見に関する現状変更行為の停止又は禁止命令
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	文化財保護法第 96 条第 2 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	文化財保護法第 96 条
処　分　基　準	□設定　■未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	三重県文化財保護条例施行規則別表第 1 による権限移譲

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議会事務局
個票ＩＤ	議会１００１

＜処分の概要＞

許認可等の名称	職員団体の登録
処　分　権　者	公平委員会
根　拠　規　定	地方公務員法第 53 条第 5 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方公務員法第 53 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項 ○職員団体の登録に関する条例第 2 条、第 3 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．申請した職員団体が、地方公務員法第 52 条に規定する職員団体であること。 ２．申請書に、職員団体の登録に関する条例第２条に規定する事項が正しく記載されていること。 ３．申請書に添付された規約に、地方公務員法第 53 条第２項に規定する事項が正しく記載されていること。 ４．申請書に添付された証明書に、職員団体の登録に関する条例第２条第２項各号に規定する事項が正しく記載されていること、及び、規約等により権限を有する者が、記名押印をもって証明していること。 ○職員団体の登録に関する条例 （登録の申請） 第２条　職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副２通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。 （１）　理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあってはその職業） （２）　全ての事務所の所在地 （３）　連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称 ２　前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （１）　規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53 条第３項の規定に従い決定されたこと、並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類 （２）　当該職員団体の組織が法第 53 条第４項の規定に適合していることを証明する書類 （登録の通知） 第３条　公平委員会は、登録の申請を受けた日から 30 日以内に、登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議会事務局
個票ＩＤ	議会１００２

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	職員団体の登録取消し、効力停止
処　分　権　者	公平委員会
根　拠　規　定	地方公務員法第 53 条第 6 項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	地方公務員法第 53 条第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 6 項・第 9 項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	地方公務員法第５３条第６項に規定されている次に掲げる場合に該当したときは、６０日を超えない範囲内で職員団体の登録の効力を停止し、又は職員団体の登録を取り消すことができる。 (1) 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき。 (2) 登録を受けた職員団体について地方公務員法第５６条第２項から第４項までの規定に適合しない事実があったとき。 (3) 登録を受けた職員団体が地方公務員法第５６条第９項の規定による届出をしなかったとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	登録取消しの場合は、聴聞
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議会事務局
個票ＩＤ	議会１００３

＜処分の概要＞

許認可等の名称	職員団体等の規約の認証
処　分　権　者	公平委員会
根　拠　規　定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第４条、第５条、第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	１．申請した職員団体等が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第２条に該当し、同法第９条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第９条第４号及び第７号の人事委員会又は公平委員会を定める政令により規約の認証機関が都道府県人事委員会とされている団体であること。 ２．申請書に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第１条に規定する事項が正しく記載されていること。 ３．申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第５条に規定する事項が正しく記載されていること。 ４．申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第６条に規定する事項が記載されていないこと、及び、当該職員団体等が、同法第６条に規定する団体に該当しないこと。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	３０日
備　　考	

不利益処分 ／ 処分基準　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議会事務局
個票ＩＤ	議会１００４

＜処分の概要＞

不利益処分の名称	職員団体規約の認証の取消し
処　分　権　者	公平委員会
根　拠　規　定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第８条第１項

＜処分基準／聴聞・弁明手続＞

基　準　規　定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第５条、第８条第１項
処　分　基　準	■設定　□未設定
	以下の(1)から(6)のいずれかに該当する場合には、職員団体等の認証を取り消すことができる。 (1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなったとき（混合連合団体となった場合を除く。）。 (2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなったとき。 (3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなったとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなったときを含む。）。 (4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなったとき。 (5) 規約が以下のアからウのいずれかに該当しないものとなったとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至ったとき。 ア 規約には少なくとも以下の①から⑩に掲げる事項が記載されていること。 ① 名称 ② 目的及び業務 ③ 主たる事務所の所在地 ④ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項 ⑤ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項 ⑥ 理事その他の役員に関する事項 ⑦ 業務執行、会議及び投票に関する事項 ⑧ 経費及び会計に関する事項 ⑨ 規約の変更に関する事項 ⑩ 解散に関する事項 イ 規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投

	票者の過半数）によって決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあっては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。 ウ 会計報告は、構成員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。 (6) 当該職員団体等について規約の規定中法第５条第２号又は第３号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があったとき。
参　考　資　料	
聴聞・弁明手続	
備　　考	

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（川越町）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議会事務局
個票ＩＤ	議会１００５

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事務の監査の請求代表者証明書の交付
処　分　権　者	監査委員
根　拠　規　定	地方自治法施行令第 99 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審　査　基　準	■設定　□未設定
	地方自治法施行令第 91 条から第 98 条まで、第 98 条の３及び第 98 条の規定は、地方自治法第 75 条第１項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１０日
備　　考	